

令和元年 9月11日開会

令和元年 9月25日閉会

(定例第4回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（9月11日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
一般質問	7
8 番 竹谷 和彦議員	7
1 番 西本 篤史議員	11
3 番 國本 悦郎議員	19
12 番 河内 賀寿議員	33
5 番 石田 修一議員	39
9 番 穴井 謙次議員	49
3 番 松田規久夫議員	61
議案第39号	74
議案第40号	74
議案第41号	74
議案第42号	74
議案第43号	74
議案第44号	74
議案第45号	74
議案第46号	74
議案第47号	74
議案第48号	74
議案第49号	74
議案第50号	74
決算審査特別委員会の設置	80
陳情第 9 号	80
散 会	81
署 名	82

第2号（9月25日）

議事日程	8 3
本日の会議に付した事件	8 4
出席議員	8 6
欠席議員	8 6
事務局出席職員職氏名	8 6
説明のため出席した者の職氏名	8 6
開　　会	8 7
会議録署名議員の指名	8 7
議案第39号	8 7
議案第40号	8 7
議案第41号	8 7
議案第42号	8 7
議案第43号	8 7
議案第44号	8 7
議案第45号	8 7
議案第46号	8 7
議案第47号	8 7
議案第48号	8 7
議案第49号	8 7
議案第50号	8 7
請願第　1号	8 7
議案第51号	9 2
議案第52号	1 0 3
議案第53号	1 0 4
閉会中の継続調査（付託事件）について	1 0 6
閉会中の継続調査（特定事件）について	1 0 6
議員派遣について	1 0 7
閉　　会	1 0 7
署　　名	1 0 8

田布施町告示第17号

令和元年第4回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和元年8月28日

田布施町長 東 浩二

1 期 日 令和元年9月11日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

西本 篤史議員
國本 悦郎議員
石田 修一議員
松田規久夫議員
穴井 謙次議員
林山 健二議員
瀬石 公夫議員

谷村 善彦議員
清神 清議員
木本 睦博議員
竹谷 和彦議員
畠中 孝議員
河内 賀寿議員

○9月25日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第5回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和元年9月11日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和元年9月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告
報告第3号 平成30年度基金運用状況の報告について
報告第4号 平成30年度決算に係る健全化判断比率の報告について
報告第5号 平成30年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
議員派遣
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第39号
令和元年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第40号
令和元年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第7 議案第41号
平成30年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第8 議案第42号
平成30年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第9 議案第43号
平成30年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第10 議案第44号
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「波野（御蔵戸）地区」）
- 日程第11 議案第45号
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第46号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第 1 3 議案第 4 7 号
田布施町旅費条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正について
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 5 0 号
田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 陳情第 9 号
国営圃場整備事業に伴う町道栗島線の崩落防止策について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
例月出納検査の報告
報告第 3 号 平成 3 0 年度基金運用状況の報告について
報告第 4 号 平成 3 0 年度決算に係る健全化判断比率の報告について
報告第 5 号 平成 3 0 年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告につい
て
議員派遣
- 日程第 4 一 般 質 問
- 日程第 5 議案第 3 9 号
令和元年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 4 0 号
令和元年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 7 議案第 4 1 号
平成 3 0 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 8 議案第 4 2 号
平成 3 0 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 9 議案第 4 3 号
平成 3 0 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 0 議案第 4 4 号
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「波野（御蔵戸）地区」）

- 日程第 1 1 議案第 4 5 号
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 4 6 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号
田布施町旅費条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正について
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 5 0 号
田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 陳情第 9 号
国営圃場整備事業に伴う町道栗島線の崩落防止策について

出席議員（13人）

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
林山 健二議員	河内 賀寿議員
瀬石 公夫議員	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	有吉 純一君
		書記	福本 俊明君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	亀田 典志君
企画財政課長	森 清君	税務課長	堀川 誠君
経済課長	山中 浩徳君	建設課長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会計室長	惠元 朗夫君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君	税務課主幹	藤本 直樹君
健康保険課主幹	山本むつみ君	社会教育課主幹	氏下 孝二君
代表監査委員	常見 京平君		

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（瀬石 公夫議員） ただいまから令和元年第4回田布施町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、松田規久夫議員、穴井謙次議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は9月25日までの15日間に決定しました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。

例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 清神監査委員と私の 2 名で実施いたしました例月出納検査の結果について、御報告申し上げます。

令和元年 6 月、7 月及び 8 月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳計実績表、収入証、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、報告第 3 号平成 30 年度基金運用状況の報告についてから、報告第 5 号平成 30 年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告についてまで、3 件について報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、3 件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず報告第 3 号は、平成 30 年度基金運用状況についてでございます。これは特定目的のための定額資金運用基金である奨学基金及び土地開発基金の運用等について、監査委員の審査を受け、地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、その意見をつけて状況を報告するものでございます。

まず奨学基金は、基金の貸し付け、償還に係るものであり、詳細はお手元に配付した平成 30 年度基金運用状況報告の田布施町奨学基金のとおりで、平成 31 年 3 月末における貸付者は 1 名となっております。

土地開発基金につきましては、基金による土地の取得に伴う土地と現金の収支の状況でございます。平成 30 年度の変動は、基金が保有しておりますふくしの里の用地の一部の買い戻しと、豆尾踏切改良事業に伴う用地の土地開発基金による土地の取得でございます。

次に、報告第 4 号の平成 30 年度決算に係る健全化判断比率について御説明申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した財政指標につきましては、監査委員により審査と議会への報告が義務づけられており、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本町の会計のうち赤字または資金不足となる会計がないことから、昨年度に引き続き、赤字比率は生じておりません。実質公債費比率は 12.3%で、平成 29 年度決算指数の 12.7%に比べて 0.4 ポイント減少しました。また、町債残高のほか、上水道事業や消防等の一部事務組合に係る負債、債務負担行為の残高等を含めました総合的に判断した将来負担比率は 62.8%で、これにつきましても 2

9年度決算の73.7%に比べ10.9ポイント減少しました。

次に、報告第5号の平成30年度決算に係る公営企業の資金不足比率につきましては、下水道事業が対象となりますが、決算で黒字となったことから資金不足の比率は生じておりません。

以上により、今回の算定では、財政健全化法に規定されている早期健全化基準や財政再生基準となる比率をいずれも下回っております。

なお、各比率の算定結果につきましては、町広報やホームページでお知らせをいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、議員派遣について報告をいたします。

6月定例会以降の議員派遣は1件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第4、一般質問を行います。順番に発言を許します。竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） それでは一般質問、2問ほど質問させていただきます。それぞれ一問一答でよろしくお願いします。1問目は、答弁の相手は町長、教育長、2問目は町長お願いします。

それでは1問目、暴徒対策、突然の暴徒や暴漢による攻撃対策は。7月18日のガソリンによる京都アニメーションの放火事件や、7月17日に田布施町役場近くで起きた殺人未遂事件のような重大事件が身近でいつ起きるかもしれないきょうこのごろであるが、このような犯罪や、暴徒や暴漢による攻撃に対する備えや対策はどのようにされているのか。

以上、お答え願います。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） まず京都アニメーションの放火事件では、多くの尊い命が奪われました。多くの方々が負傷されましたので心より哀悼の意を表したいと思います。

それでは、犯罪や暴徒、暴漢に対する備えや対策についてお答えいたします。

京都アニメーション放火事件では、加害者が全身に重いやけどを負っているため事情聴取が行えず、犯行の動機や詳しいことはわかっておりませんが、既に、ガソリンや混合油を携行缶を購入する際には身分証明書の提示や使用目的を明らかにする必要がある、ガソリンは鍵付きの保管庫に保管されるようになっていきます。一方、事件を引き起こす要因としては、家族、地域の助け合いがなく、孤立しやすく、加えて職を失うなど、一度つまずいたら破壊的な喪失を感じやすくなっていると専門家は警鐘を鳴らしています。

このような事件が起こった場合、居合わせた人はパニック状態となり、とっさに適切な判断や対応をすることが難しいと言われております。このため、課長会議等で、そうした事件が発

生したときには、とにかく命を守ることを第一に考え、あらかじめ役割を決めておき、みずから自発的に行動するよう職員に周知いたしました。また、保育園等におきましては、危機管理マニュアルの中で不審者対策等の項目を設け、緊急時の連絡方法や役割分担を定めているほか、緊急時の発生を外部に知らせるため非常ベルを押すように指示もしております。また、不審者対策として避難訓練を2回実施しておりますが、今回の補正予算にさすまた等の購入経費も計上しております。また、指定管理の施設も含めたその他の施設につきましても同様に対応していきたいと思っております。

最後に、町役場近くの民家で起きた殺人未遂事件につきましては即座に対応いただきましたが、事件発生時が生徒児童の帰宅時間であり、生徒児童への対応や保護者への連絡が統一できていなかったため、各方面から御意見をいただきました。この反省を踏まえ、本町の事件だけではなく、近隣自治体での事件発生事案等も含め、総務課、町民福祉課、学校教育課で連携、連絡体制について協議し、各方面への連絡体制を確立しているところでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは引き続きお答えいたします。暴徒や暴漢による攻撃に対する備えや対策についての御質問についてお答えします。

学校における暴徒や暴漢による殺傷事件といえば、平成13年6月に大阪教育大学附属池田小学校で発生した小学生無差別殺傷事件が余りにも衝撃的な事件ですが、この事件後の反響を受けて、学校側の対応不足や学校の安全対策を大きく見直すきっかけとなる事案でもありました。

この事件をきっかけに、学校等教育関係関連施設にも警察官が立ち寄るようになりましたが、逆に部外者の学校施設内への立ち入りを厳しく制限したり、教職員による警備体制の強化が図られるようにもなりました。学校は、これまでの開かれた学校から、安全対策重視の閉ざされた学校に方向転換するきっかけにもなりました。全国的に防犯対策が強力に進められるようになり、児童は防犯ブザーを常時携帯するようになり、名札についても廃止や校内のみの着用に限定するといった対策がとられるようにもなりました。教職員が警察官の指導のもと、（サスマタ）やほうき等を使って不審者から児童生徒を守る訓練も始まり、防犯や心肺蘇生の研修が実施されるようになったのも、この事件がきっかけでした。

本町においても同様に防犯対策の強化を図ってまいりました。それに伴って、地域のボランティアによる見守り活動やスクールガードをはじめ、こども110番の家といった組織的な子供たちの見守り活動が進められました。また、町内共通の取り組みとして、地域補導委員会による街頭指導や夜間パトロールの実施に加え、平成17年には防犯パトロール隊が発足しました。町民総がかりによる犯罪抑止や防犯対策への取り組みによって、町民は大きな安心感を感じています。

そして、その後の東日本大震災で、学校のあり方は再び大きくかじを切ることとなります。震災の際、学校が避難所として活用される中で、地域の拠点として大きな機能を果たしたことから、地域とともにある学校という考え方が注目され、このことは現在のコミュニティ・スク

ールの考えにつながっております。

次に、先の詩情公園で発生した殺人未遂事件についてですが、発生場所と犯人が確保された場所が詩情公園駐車場で、被害者が保護されたのが少し離れた役場のロビーであったことから、到着した警察も状況を把握するのに戸惑う状態だったようです。また、事件現場が教育委員会近くであったことから、現場から直接伝わってくる情報と、警察当局や総務課からの情報が錯綜したことが原因で、関係機関への指示伝達が一貫性を欠くこととなり、結果として混乱を生じさせることとなってしまいました。

こうした反省から、翌日には、町長部局、教育委員会部局で今回の対応の反省点及び改善点を協議し、警察への要請を含め、緊急時の連絡体制の一元化を図るとともに、関係機関や近隣市町との連携についての見直しなど、対策を講じて、情報の共有や素早い対応の実現を図ったところです。また、学校や公民館においても伝達がスムーズに行われなかった点があったため、直ちに見直し、改善を行っております。

今回のように身近で凶悪事件が発生することを踏まえて、今後は訓練や装備品の防犯体制をより一層充実を図ってまいります。加えて、子供たち自身がこうした状況に直面したときにも正しい行動がとれる能力を身につけさせておくことが重要であることから、KYTといいますが、危険予知トレーニングを始め、警察による防犯訓練等の定期的な実施をするよう指導していきたいと考えております。

今回の事件では、幸いにも子供たちに被害はありませんでしたが、これを教訓として、訓練や指導の内容を今一度見直し、子供たちにとって受け身ではなくみずから考え行動のできる実践的な訓練となるよう工夫をしながら指導を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。この対策を今講じておられるということで、よくわかりましたけども、ところで、田布施町役場の消火器の設置場所とかいうのは、それはわかりやすくなっておるんですか。あるいは、一般住民が万が一のときにそれを使うことはできるような体制になっているんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 消火器につきましては各フロアのほうに10基程度つけております。誰でも使えるような形にしておりますので、設備点検等もしておりますので、大丈夫だと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 先日、窓口に来たときに、消火器の位置がわからないという声がありましたので、ちょっと聞いてみました。

それと、サスマタの配備を考えていらっしゃるということで、これも必ず場所とか、そういう職員がよく把握していただいて、また使い方の訓練もぜひ行っていただきたいと思います。ひとつよろしくをお願いします。

では、引き続きまして関連したことではあるんですが、2問目でございます。犯罪事故対策

で、防犯カメラ、ビデオの設置状況はどうかということです。

あおり運転や犯罪行為の抑止のためや、犯罪者の特定、逃走経路を探すために、今や防犯カメラの設置は常識となってきました。そこでお尋ねします。本町の防犯カメラやビデオの設置状況はいかがか、また、そういった機器の公の場所への設置、運用の必要性についての考えと今後の設置予定はどうか、お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、防犯カメラ、ビデオについてお答えいたします。

まず1点目の本町の防犯カメラ、ビデオの設置状況でございますが、町で設置しておりますのは駅前の駐輪場と田布施図書館の2カ所、地域交流館にも、町が設置したものではございませんが設置がされております。

駅前の駐輪場につきましては自転車の盗難が多いため、警察との協議の中で防犯カメラの設置が決まったわけでございます。図書館につきましては不特定多数の方が来館されるということもあり、防犯カメラを設置しております。

2点目の今後の設置についてでございますが、議員御質問のような現状でもございますので、警察とも協議を進めながら、設置について検討してまいりたいと思います。

また、防犯カメラだけでなく、あおり運転等の問題等も今言われておりますので、いろんな、あおり運転だけでなく防犯上のことも含めて、出張車等を中心に、防犯カメラ、ドライブレコーダー等の設置も検討してみたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 今は本当よく犯罪者が逮捕されるのは、やっぱり防犯カメラが都市部は至るところにあるわけでございまして、それで逃走経路を追いかけていったりとか、そういうことがもう今都市部ではもう普通に行われておりますが、本町の場合、まず駅にないわけですね。駅に何かあっても、何もないと。それから駅通りがない、田布施町役場に来ても何もないということで、ちょっと非常に今の状況において、これはまずいのではないかと思いますので、ぜひ、まずは庁舎につけていただいて、それから各公民館と、そういうふうにちょっとふやしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃるとおりでございまして、全国民が、以前はそういう認識は余りなかったような気がするんですが、今の警察の捜査とか状況を見ましても、やっぱり防犯カメラというのが捜査の大きな手段になっておりますので、商工会とか関係が、町だけが設置するというわけにはなかなかまいりません。商業施設が固まっておればいいかとも思いますが、なかなかそういう市街地の形成もされておきませんので、主なところから、町も設置するし、関係企業のほうへも呼びかけていきたいなというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 早急な対策をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、竹谷和彦議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（瀬石 公夫議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） それでは、一問一答式で3問ほどよろしく願いたいと思います。

まず第1問、地方創生総合戦略と総合計画の今後について、答弁者、東町長、お願いいたします。

町は平成27年度より、まち・ひと・しごと総合戦略アクションプランを策定し、検討委員会のワークショップにおいて産業、地域、人づくり部会で意見を出し合いました。ことしは5年目で終わる予定でありましたが1年延長となります。しかし、今後は検討意見を実行する時期に来ていると思っております。先日KPI、重要業績評価指数、その達成状況も30年度末で37.1%と低く、また隣の柳井市では、夢プランという事業を実行しております。今後第6次町総合計画も踏まえ、できる可能性のある事業を優先的に行うべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

まず、田布施町まち・ひと・しごと総合戦略にございます重要業績評価指標いわゆるKPIでございますが、現在69項目ございます。その中で平成30年度末で達成された項目が26、今年度末で達成が見込まれる項目が3項目、達成が難しいされた項目が40項目ございます。

本町としては総合戦略の期間満了までに達成が厳しい項目においても、KPIが達成されるように努力してまいります。

しかしながら、達成が厳しい項目の中には、まず試行的に行ってみて、その結果、やっぱり達成が難しいことがわかりました子育てワークショップに関する事業や、JR西日本の方針から活用が難しかった駅のキオスク跡地に関する事業、その他産業関連等の事業もございまして、100%の達成は困難な状況ございます。

また、現在の田布施町まち・ひと・しごと総合戦略の記載事業につきましては、策定当時、地方創生関連交付金の運用基準がまだ明確に示されていなかったことから、こうした交付金を活用するに、まず町の総合戦略にそうした事業記載が載っておることというものが、国の方針でございましたので、そういった交付金を町として少しでも活用可能性があるものについては、広範囲に記載しようということで、記載もしてまいりましたので、なかなか全てのことが実施可能だということでスタートしたわけでもございまして、事情は御理解いただきたいと思います。

議員の御質問にもございますように、第6次田布施町総合計画を策定する際には、あわせて策定予定の次期田布施町まち・ひと・しごと総合戦略の関係も整理しながら、事業については選択と集中及び施策展開の戦略性をより求めていきたいと考えております。

その上で、総合計画の改革と総合戦略のPDCAサイクルの確立、そして運用に取り組んでまいります。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） あとK P I ですね。この間資料をいただいておりますけれども、特に、産業関係、あとの子育て関係、持続可能で元気な地域社会、どこにおいてもちょっと達成率が低いと思うんです。

総合戦略の会議に行っても、いろいろな意見が出て、夢のような話をみんな出し合うんです。その中で、ある程度やっぱり実現可能なものです。あくまで絵に描いた餅ではないけんと思うんです。総合戦略においても、今後本当に可能な戦略を計画してもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 議員御指摘のように、K P I、基本目標で4項目ございますけど、低い状況、37.1%という状況ではございます。

そういった中でも、今後、総合計画の指標、総合戦略の見直しをやっていくんですけど、そういった策定の検討委員会というのをつくっていききたい、来年度になるとは思いますけど、つくっていききたいと思っておりますし、また、将来も、町長をトップとしたプロジェクトチームというのも立ち上げていききたいと思っております。

そういった中で、総合戦略と総合計画という、なかなか位置づけが難しい難点があります。そういった中で、町長の考えもございまして、そういった議員さんの意見も踏まえながら、計画の話とか、そういうところ、調査はしますんでいききたいと思っておりますし、今後またそういう実効性の高いものをしていきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 中でありましたが、柳井の夢プラン、これも柳井の第2次柳井市総合計画、これに盛り込まれておったもので、「市民の力で支えあい、一人ひとりが主役の笑顔あふれるまち柳井」というキャッチフレーズの中で、こういった計画を立てております。

今、柳井も伊陸地区、これはことしから実行段階入っておりますし、日積、平郡こっちでも行う予定が多そうです。

田布施もこういった総合計画に盛り込んで、これは中山間というか、県の補助金ですか、こういったもんを活用してやっておりますので、田布施町もああいっぱいいろんな県とか国とかの補助金とかあると思うんですが、これをもっと活用してはどうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 柳井は夢プランというの、今、議員も指摘した日積、平郡とこの平成30年3月の議会ですべてつくっております。総合計画の中に盛り込まれているか、ちょっとそこまで私も存じてないんですけど、実施計画として記載されているんだろうと思います。

田布施町においても、先ほど言いましたように、教育委員会等の協議を踏まえて当たっていききたいと思っておりますし、今、小行司地区において、小行司地域づくり検討会というのがある中で、その夢プランも既に作成されております。こういった中、総合計画、実施計画にどういうふう

に盛り込んでいくかということも、まだ検討していきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 今後の第6次総合計画、来年から次のステップで、いろいろ検討されると思うんですけども、先日から町の広報を見ておりましたら、農業振興地域整備計画変更というか、見直しをするというページがございまして、その中に農振除外、除外というのはちょっとようわからんのですけども、この間、経済課に行って話すのに、田布施町全体が農振に入っておるから、例えば3種農地、2種を3種にするというのもなかなか県の指導があつて難しいとか、そういう話もございました。

農地も青地、白地、1種、2種、3種、いろいろありまして、ちょっとぴんと来ないですけども、この総合計画で例えば都市計画、これで今作成する場合、農振に除外というのは可能なんでしょうね。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 都市計画区域は用途区域中心に都市計画全体なんですけど、その中に用途区域があつて、用途区域以外は農業関係の地域になります。

だから、農振とかを除外するとすると、用途区域、都市計画の用途区域の編入という形になります。今までの全体的な整理とバランスがずっとありますんで、その辺を十分検討してやらずになくちゃいけないし、また、国、県の方針も都市計画は今コンパクトシティ、今、人口もそんなに多くはないということで、都市計画できるだけ小さくまとめて、効率的な運用しようということになっていますんで、なかなか用途の拡大というのが非常に難しい状態で、よほどの理屈づけがないとなかなか難しい現状となっていますんで、それを踏まえて、一応いろいろ検討していくようになりますので、農用地として、なかなか荒廃がしたり何だりで、適切でないような農地が出てきているような場合もありますけども、全体で考えると、やはりなかなかそれを用途の中に組み入れていくというのは、一朝一夕ではできません。

段階を踏んで国、県と協議をしながらやっていくような取り組みになりますので、その辺の御理解をお願いしたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 田布施町もJR駅がありまして、周南地域のベッドタウンということで、これから人口増加可能な町だと私は思っております。そのためにも、総合計画でこういった住宅地の拡大、これを盛り込んでもらいたいと思っております。

今後の総合計画の中で、先日コミュニティ・スクール研修会、これがございましたけれども、これから子供の生きる未来という研修会やったんですけども、この中で、余り聞きなれない名前なんですけど、ソサエティ5、こういった説明がございました。

いわゆるこれからはITの時代、こういった時代を見据えて、私たちが思っている以上に子供たちの世界というのは、これから5年、10年先、子供たちの未来というのは、とんでもない情報化社会、AIの社会、こういう時代になりますから、その辺も総合計画の中に入れてもらったらと思うんです。

教育長、よく御存じだと思いますけども、ソサエティ5、1から5まであるんですけども、これからの時代、この間の説明では、本当私ら思っている以上に、子供たち大変時代になっております。これもやっぱりこれからの総合計画に入れるべきと思いますが、その辺教育長いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 大変研修を生かしていただきありがとうございます。

今までは農耕社会から、工業社会、情報化社会という形で、1 2 3 4 5とやってまいりましたが、これからはその情報をどう活用していくかという、その介在としてロボットが、AIが入っていくということですから、人間が果たして何ができるかということです。

その辺、今、周南地区の工業生産高は右肩上がりに上っております。ところがそこへ就業している、働いている人はどんどん減っております。田布施町についても、鳥越の上に鉄を加工する会社がありますが、大きな飛行場ぐらいの、飛行機を入れるぐらいの建屋ですけど、人が一人もいません。全部コンピューターがロボットとやっています。

その中で、子供たちが、何が今後子供たちが食べていけるかということになってまいりますんで、これは総合戦略もありますし、先ほどから企画課長が話しておりますように、やはり教育委員会もその中に参画して、新しい仕事が60%以上、すぐやってきます。わかりません、どういう仕事か、だから目の前に来たときにそれが対応できるような教育を学校では進めております。

やはり思考力とか考える力とか、読解力とか、数的能力、理数系に力を入れていくというのを考えておりますけど、それを、町を挙げていろんな総合的な取り組みにしていけないといけないというふうに思っております。

見ないものがありますが、しっかり中央の情報も取り入れながら、また田布施町がおくれをとらないように、先進的な取り組みができるように教育のほうからは取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議員（5番 石田 修一議員） 答弁者が町長になっていきますけど、抜けとるんかな。

○議長（瀬石 公夫議員） ちょっと通告外ではあるんです。総合計画ということで、西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 今、石田議員からおっしゃいましたが、総合計画、今後の総合計画を見直す上で、ソサエティ5、これは大事なことで私は思っております。今度の第6次総合計画、これもソサエティ5これを盛り込んで、今、教育長が詳しく説明されましたけれども、これを詳しく盛り込んで総合計画をやっていただきたいと思います。

続きまして、第2問行きます。

田布施交流館を道の駅に登録してはどうか、答弁者、東町長、お願いいたします。

田布施交流館は直売所甲子園、新たな販売戦略部門において金賞を受賞いたしました。交流館祭りにおいても大変なにぎわいでした。ことしは交流館を改装する計画であると聞いております。この機会に、道の駅に登録してはどうでしょうか。以前は国道沿いとか規制が

ございましたが、数年前に改定され条件さえ整えば登録できるようになりました。改装もあわせてすれば合理的であります。登録され道の駅マップに載れば知名度も上がりお客さんもふえると思いますがいかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

今回の田布施町地域交流館の改修は、国の地方創生拠点整備推進交付金事業として、半額の国の支援を受けて実施するもので、県内では、本町のみが採択されております。

現在、詳細設計を行っていきまして、今月には入札を公告する予定でございます。

一方、質問の道の駅の登録についてでございますが、いろいろ条件がございます。道の駅の登録のための施設的な構成要件の一つに、十分な容量の駐車場、それと各施設を結ぶ歩行経路のバリアフリー化、二つに、道路、地域に関する情報を提供する案内所または案内コーナー、三つ目に、子育て応援施設としての乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なベビーコーナーが必要とされております。

また、施設の内容としてもさまざまな要件もございまして、まずその一つとして、便所もおむね10基以上の洋式便器が必要とされております。加えて、道の駅となりますと、提供サービスとして駐車場、便所、ベビーコーナーは24時間の利用が可能なこととされております。案内所または案内コーナーには原則として案内員の配置も求められております。そうしたさまざまなルールが現在はあるわけでございます。

このような状況の中で、議員、御質問である田布施町地域交流館の道の駅の登録については、今回の改修事業後でもまだ多くの要件を満たしておらず、大変難しいというふうに考えております。

加えて、今回、国から交付される地方創生拠点整備推進交付金は、農林水産分野の事業として認定を受けているものでございまして、案内所とか、便所とか、観光的なものも加えて整備を行うとなりますと、本来の農林水産業の分野から外れる、交付対象から外れるというおそれもございますので、大変難しい面もございます。

御提言は大変ありがたく参考にさせていただきますが、今回の改修事業ではすぐ道の駅の登録に対応できるものではございませんので、その辺については御理解いただきたいと思います。

しかしながら、現在、国土交通省においては、新しい道の駅の考え方も検討しようという検討会も開催されておりますので、町としては、今後のまたそうした、今までの道の駅じゃなくて、新しい道の駅の構成要件が国のほうで検討されればありがたいと思っておりますので、国・県への熱い要望は続けていきたいというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 今回大改修にするに当たって、ついでといっただけですが、一緒にやれば一石二鳥かなと私思ったんですけど、今のお話の中ではやっぱり農林水産省の管轄ですから、道の駅は国土交通省ですかね、管轄が違いますんで、ああいった補助金とかいろいろな問題があると思います。

しかし、今回はリニューアルして、その次のステップで新しい道の駅の何かできるんですか。そっちのほうになれば、今度道の駅、何年か後にやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 新しい道の駅、今、国のほうで検討中の事項で、まだ具体的な施策等が内容、要綱を含めて、完璧なものがこの前でわからなかったんです。全然出てきません。

具体的に国のほうから示されていけば、それに応じてどのような対応できるか検討させていただきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 今の交流館、この状態で何が足らんかというたら、24時間できるトイレです、防災機能とか、緊急医療情報ですか、これのちょっと足らんところを継ぎ足せば何とかクリアできると思うんです。

さほど、今の状態にプラスアルファぐらいで何とかかなと思いますので、新しい分ですか、ならんでも対応できると思いますが、どうですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 要件が、先ほど町長答弁しましたけど、駐車場、トイレ、ベビーコーナーとか、24時間の利用可能ということがあったり、案内所と案内コーナーに原則として、人を配置するというような要綱がありますんで、この辺が今の現状を考えると、なかなか難しい、今回は、この制度が緩和されて要件的にのりやすい形が国のほうから示されればいうふうには思っていますけど、現時点ではハードルが少し高い状態です。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 数年後、期待しておりますんで、よろしくお願いいたします。

続きまして、第3問目に行きます。

ゲーム依存症対策について、答弁者、尾崎教育長、よろしくお願いいたします。

ゲーム依存症は全国的社会問題であります。町内においても子供はどこでも暇さえあればゲームをしています。先日、学校運営委員会でメディア利用についてのアンケートの集計結果が出されました。4年から6年までのデータではありますが、6割の児童がスマホ、タブレットを利用しております。ゲームも4時間近くする児童も数人おります。低年齢化しているので1年から3年のデータも今回必要ではないかと思っています。

ゲーム依存はWHOで疾病とされ、たばこ依存と同等と考えれば公共施設等においては、ある程度使用を控えるよう依存対策をするべきと思いますがどうでしょうか。また、学校、家庭について対策はどうでしょうか。

以上お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それではゲーム依存症対策について、1点目の公共施設における

スマホ・タブレットの利用制限についてお答えいたします。

本町の公民館や図書館・郷土館等公共施設の利用につきましては、各条例施行規則によりまして、利用上の遵守事項を定めております。

したがって、スマホ・タブレット等の各館内における利用につきましても、公の秩序や風紀を乱す恐れがある場合や館長の指示に従わないなどの遵守事項に照らし合わせながら利用制限についても対応しております。

各館の利用状況につきましては、町図書館では子供たちが館内で写メを取り合ったりスマホで長時間ゲームをしている状況を確認した場合は、職員が図書館本来の利用目的を説明しながら、利用の制限を促すような対応策をしております。

公民館につきましても、図書館と同様な対応をとっているところが多いようですが、対応の程度についてはかなり温度差がありまして、せっかく来てくれたのだからうるさく言わないようにしているような公民館もあるやに聞いております。

町内の公共施設におきましては、これまでも本来の利用目的に沿った利用をお願いしているところですが、館内におけるスマホ・タブレットの長時間利用や心身の健康を阻害するような行為などを確認した場合は利用制限を促していくよう、足並みをそろえた対応を進めていきたいと考えております。

次に、ゲーム及びネット依存への学校での対応についてですが、中学校におきましては、各学期ごとにノーメディアウィークを実施しておりまして、これにあわせて小学校でもノーメディアデイを実施しております。

また、定期的に専門の講師等を招聘して、スマホ・タブレット安全教室を開催し、メディアの適切な利用方法についての指導を行い、最近では学級活動等を活用して、ゲームやネットへの依存に対する学習も実施しているようです。

しかし、子供たちが、これらメディアを使用する場所が、学校外であることから、使用方法については、基本的に各家庭での指導に頼らざるを得ない状況にあり、親と子が、家庭でしっかりと話し合い、ルールをつくり、守らせることが、今のところ最も重要な対策と考えております。

御存じのように、現在、ゲーム機、タブレット、スマホは多機能でありまして、ネットにつながることで、さらに用途は広く、これまでの家庭用ゲーム機器の依存であるとか、テレビへの依存であるというように、一元的に禁止したり、制限をかけることは困難な状況にあります。

これからの将来を担っていく子供たちには、これらのメディアを使いこなす、必要な情報を適切に収集し、正しく判断して活用できる能力が求められております。

また同時に、使用に当たっては、みずからの状況や周囲の状況を理解した上で、時と場所をわきまえて、正しく使える能力もあわせて身につけさせていく必要があります。

この問題につきましては、学校、家庭が連携して、多面的な対策が必要があるため、学校を核としながら、先生や子供、地域、保護者が協働してこの問題に取り組んでいくことが大切であると思っておりますし、そのためにはコミュニティ・スクールによる地域コミュニティをし

っかりと捉えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） これらメディア利用についてのアンケート集計結果ということ、東区であったんですけども、これは各学校、全て集計しておるんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） この前の御質問があったときは、ちょうど全部の学校でやったチャンスがありましたけど、これは特に東のほうで、やはり学校課題として、学校側が学校教育課のほうへ、いわゆる課題を提示して、そして運営者自体でお考えていただきたいというふうに取り組みを始めたと考えております。

聞くとところによりますと、子供たちも今後は参画させていくし、議員さんも運営委員会に入って御指導いただいておりますんで、今後は東が子供を入れて、それこそ私最後に申し上げたように、協働して、自分のこととして、子供は親から言われている状況多かったので、一緒になって参画していくという形で、まさに協働です、協働してやっていくという形を進めていくということで、ちょっと東が先進かなというふうに思っています。

これでうまくいけば、ほかのところでもいろいろ情報交換していますので、できていくと本当に少しは子供たちが主体的に捉えていくような、そういう方向ができるんじゃないかと、そのためには、地域がやっぱり全員がやって、そりゃ子供がやりたいんやけやらしやええやないかという意見が出ると、子供たちはすぐ喜んでそっちのほうに行きますんで、みんなが子供の心身のことを本当に考えてやっていくような、そういった地域ぐるみでやっていける、東は先進的な取り組みで期待しておりますし、非常にかもそういった面で見ているんじゃないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） この間、地域行事に行きましたら、3世代交流のイベントやったんですけど、最初は一緒に楽しくやとったんですが、後半になると子供隅のほうでゲームしたり、本当、主催者に対してすごい失礼でありますし、どうなっちゃうのかのちゅうような感じで、みんなに言われましたんで、これも地域挙げて、それこそ地域、学校、コミュニティ・スクールを挙げてやるべきだと思っております。

今回アンケートが3年から6年、低学年も一緒にアンケート入れたらと私は思っております。特に、今、低学年が依存症といいますか、ゲーム依存、とにかく言うてもやめん、どこでもやる、そういった状況なんです。その辺も含めて、今後取り組みを進めてもらったらと思いますが、どうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 1点目は、やはり子供たちがすぐ油断していればもうせっかく合流しているのに、やっているというのは、この間、麻郷の校長先生が麻郷地区のほうへ校長だよりと出しておられましたけれど、やはりいい意味できちっとけじめをつけさせる、叱るとい

うことは大事だということを書いておられました。

皆、麻郷地区の地域の方が感心しておられましたが、やはり子供ですから、言うときにはきちんと教えていくということが大事ですんで、そのときには、それこそ地域の方がその辺はちょっと論じていただければいいかなと思います。

それから、低学年用アンケートですが、やっているのもありますが、いっても1年生から3年生というのは、なかなかアンケートに答えるというのが難しい状況がありまして、その辺も学校あろうかと思います。一応校長会等でその辺はまたそういった御意見もあるということで、検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） これから未来の子供たちを育てる上で、やっぱりこの辺も大事だと思っています。場所をわきまえる、これが一番大事と思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、國本悦郎議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 質問方式は、最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答をお願いします。

1問目の質問は、「交通弱者への支援を」で、答弁者は東町長でお願いいたします。

近年、少子高齢化が進み、高齢化率の高い地区では、自助努力や共助だけでは立ち行かなくなっている事態が進行し、高齢化支援という公助が切実に求められています。

町長は、今年度予算で子育て支援の面で、小学校6年生までの子供の医療費を無料にするという英断をなされ、大いに評価しているところです。それに続き、こういった未来を担う子供への支援だけでなく、来年度からは計画的にこれまで社会を担ってきた高齢者の支援の面でも大英断ができないかと思っています。

その中の一つに、周辺地区の高齢者の中心部に集中する買い物や医者通いの足として、これまでも何度かお願いしてきました買い物送迎サービス事業と、それを含めた交通弱者対策という大きなくりとしても、この際、一考する必要があるように思っていますので、そのことを重点的に質問したいと思っています。

1つ目は、買い物バス1乗車500円という料金設定はどういういきさつから出されたのか、また、現在使える他の交通手段、高齢者福祉タクシー、防長バス、JRの電車等と比べて妥当と言える額なのでしょうか。

2番目、交通弱者である高齢者の、特に周辺地区で免許証返上が進まない要因を町としてはどのように把握しているのでしょうか。免許証返上を促進するために、これまでどのような施策を講じてきたのでしょうか。

3つ目、今回、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の買い物送迎サービス事業の評価

を、健康保健課は平成29年度、30年度ともに「A」としている根拠と理由は何なんでしょうか。

もう一つの所轄である経済課は、買い物バスの利用状況の実態を踏まえてどのように評価しているのでしょうか。

4つ目、高齢者支援という立場だけでなく、高齢者を含めた周辺地区に住む交通弱者に対し、中心部への足として多くの市町で採用しているコミュニティバスやコミュニティタクシーを導入し、料金設定も同程度の100円から200円という低料金に設定はできないものでしょうか。

質問事項の2に移ります。2問目は、「固定資産税疑惑の説明責任を」ということで、答弁者は東町長にお願いいたします。

12月議会前から、新聞を見ると、田布施町の固定資産税の疑惑について報道されることが多くなっています。その見出しを見るだけで、町民目線で仕事をしなければいけない公務員が、これほどまでにいい加減なことをしてきたのかと暗たんたる気持ちになります。

最近では、元税務職員の8月17日付の中国新聞の人事異動に関する記事を見た人たちからは、臭いものにはふたという組織防衛と、我が身かわいさの自己保身、ひいては今後、内部告発をさせないための疑惑隠しの見せしめ人事ではないかと異口同音に語っています。

こういった記事について、町執行部は、報道はいいところだけつまんで記事にし、真実を伝えていないと弁明しています。町民のほんの少数しか見ていないホームページの開示だけで事足りりというのではなく、一連の疑惑に対し、「適正ではないかもしれないが違法ではない」、「課税ミスがあった場合は適正に処理します」と言いながら、具体的には何一つ町民に対して全戸数に行きわたる広報紙では説明責任を果たしていません。

そこで、幾つかの点について議会の場において、議事録に載るうそ偽りのない真実の答弁をお願いしたいと思います。

1つ目、「適正ではないかもしれないが違法ではない」と言っているが、こういった点が適正ではなく、こういった点が違法ではないのか、具体的に述べていただきたいと思います。

2つ目、課税ミスを協議題とする6月末の全員協議会から2カ月たち、すぐにホームページでは8月の広報紙には掲載すると予告しながら、いまだにおわびの掲載もないのはなぜでしょうか。また、疑惑隠しを指導した関係者の処分は、いつ公表されるのでしょうか。

3つ目、次回の宅地等の評価の見直しを業者に委託したことについて、新聞記事は真実を伝えていないと弁明しているが、どこがそうなのか、具体的に指摘していただきたい。

4つ目です。中国新聞によれば、今回の固定資産税を巡るずさんな徴収業務が明らかになり、後に内部告発したとも思える旧担当職員の人事評価がゼロであるとか、短期間の2度にわたる人事異動について、識者からは公益通報者保護法に抵触するのではないかという指摘もあるように報道しております。他の職員への見せしめとの意見も多く耳にします。面談し、本人が納得する正当な評価であり、2回とも事前に内示し、本人が納得した異動なのでしょうか。

質問の3つ目に移ります。「総合型地域スポーツクラブの活性化を」で、答弁者は尾崎教育

長にお願いいたします。

このたび、田布施町スポーツ推進計画を5年経過した今年度、中間評価と計画の見直しのために改訂版を出しています。その初めの項を見ますと、「本計画を着実かつ持続的に推進することにより、町民一人一人の「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動の実現に努めてまいります」と書いてあります。さらに、末尾には、「今後のスポーツの推進に全力で取り組んでまいります」とも書いてあります。大いに期待しているところです。

そこで、田布施町のスポーツ活動の中心部分を担うと思われる総合型地域スポーツクラブ（総合クラブ）に絞って、現状とこれからのことについて幾つか質問いたします。

1つ目は、総合型クラブの運営には欠かせないものとして「人、指導員、クラブマネージャーの育成」、「もの、活動場所の確保」、「金、活動資金の確保」が挙げられます。それらの現状とこれからの対応はどうなるのでしょうか。

2つ目、スポーツ庁が出したガイドラインによりますと、学校の部活への依存から総合型クラブなど地域のスポーツ活動への移行を推し進めるようにとの記述があります。今回の改訂版の田布施町スポーツ推進計画策定協議会のメンバーに、学校関係者の名前が挙がっていません。これから5年間では、そういった取り組みはしないのでしょうか。

3つ目、全国的には岐阜県や愛知県での取り組み、近隣では田布施町と同時期に発足した岩国市由宇町の総合型クラブの活動が参考になりますが、お互いに情報交換しながら、スタッフや施設設備の充実は図られないのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず1点目でございますが、「交通弱者への支援について」でございます。

この御質問は、高齢者支援の公助に関してでございますが、現在、地域包括ケアシステムの構築を各市町村で推進しております。自助・互助・共助・公助の連携を行っていく上で、住民同士の、まず自発的な助け合いと申しましょうか、自治会などの活動、ボランティア活動グループによる生活支援、NPO等による有償ボランティアなどの重要な役割を担っていると思っています。全国的な取り組みとしましても、まだ本町では、互助・共助の支援体制が少ないため、生活支援コーディネーター等を中心として地域住民に理解を呼びかけ、生活支援体制の整備に取り組んでいるところでございます。

まず1点目の、買い物送迎バスの料金設定の経緯についてでございます。有償運送の実施に当たりましては、大前提として、これまで、また現在、地域交通を支えられている路線バスやタクシー事業者への経営圧迫はできるだけ避け、将来的にも共存できるものでなければなりません。こうしたことを踏まえ、協議会では、運行経路や料金設定等を協議し、運賃につきましては、タクシー運賃のおおむね2分の1程度とされてきたのでございます。

平成26年2月20日の田布施町有償運送運営協議会におきまして、当時の初乗り料金、タ

クシーでございますが、610円程度で、利用者が負担される額は大体1,000円を超えるという状況がございました。そうしたこともあり、ワンコインの500円に抑えたいと提案して御了承いただいたわけでございます。

次に、「ほかの交通手段と比べて妥当な額か」とのお尋ねでございますが、ほかにも高齢者福祉タクシー、障害者福祉タクシーなどもございますので、全体のバランスがとれないといけないというふうに思っております。

また、防長バスや電車などが自宅まで迎えに来ることはございませんので、単純に運送距離と料金だけの比較はできないというふうな考え方もできると思います。

このようなことから、料金設定に妥当性がないとは思いますが、料金の引き下げ要望がありますことは、これまでの協議会でもたびたび話に出ておりますし、町からもお伝えをしております。今後とも十分協議してまいりたいというふうに思います。

2点目は、免許の返納が周辺地域で進まない要因と免許返納のための施策についての御質問でございます。

免許返納につきましては、町の周辺部だけでなく、全国的な課題だと認識しております。一方、人口が多い都市部では、近距離にバス停や駅がございまして、時間を気にしなくても数分置きに電車、バスが来るということもございますし、料金もそういう大都市部では比較的採算がとれるということで、安価に設定されているということもあると思います。

しかしながら、本町の場合では、多くの方が駅やバス停から遠く、タクシーであると、電車・バスと比べて料金が高いということもあるのも事実でございます。

こうしたことから、本町のような田舎と申しまししょうか、そういった地域では、免許の返納をためらう方が多く、この要因が関係していると考えております。

また、高齢者に接する機会の多い地域包括支援センター等でこのような相談を受けた場合には、近所の方とタクシーを乗り合わせてはというアドバイスもいたしておりますが、やはりほかの人と一緒に乗るというのは遠慮される方も多く、浸透はいたしていません。

これと同じ理由で、買い物送迎バスにつきましても、ほかの人と一緒に乗るのが苦手だという高齢者の方がいるのも事実でございます。

自動車のほうは、タクシーよりも余りにも自由で便利で、地域的な要因もあって、返納が進まないというふうにも考えております。

免許返納をPRする一つ的手段として、運転免許証の自主返納者に買い物送迎サービスの回数券を交付する支援事業を、平成30年度から進めております。こうした取り組みは、周辺では本町だけのサービスでございます。

申請者は、返納者に対するものでございますが、昨年度は10名でございましたが、本年度既に8月末で12名の方が申請をされております。

また、免許返納のためだけではございませんが、免許返納者を含む自動車を所有されていない等の条件に該当されますと、高齢者などにタクシーの初乗り料金の割引証を発行する福祉タクシー制度や、買い物送迎サービス等も行っているところでございます。

また、山口県警が実施する運転卒業制度では、運転免許証を自主返納された場合に、運転卒業サポート手帳や運転経歴証明書などが交付され、これを協賛企業や団体に提示することでタクシー料金や施設の利用料、食事代などの割引の支援を受けることができるようにはなっております。これらも活用していただきたいと思います。

3点目は、まち・ひと・しごと総合戦略の評価についてでございます。

まず、お尋ねの評価の根拠でございます。重要業績評価指数として、平成31年度の登録者でございますが、こうした目標を78人と設定をいたしておりますが、平成29年度が65人、平成30年度が76人と、目標を上回る伸び率でありますことから評価をしております。

また、経済課におきましては、買い物送迎サービス事業について、タクシー事業者やバス事業者等で構成する田布施町有償運送協議会において評価をしております。

その中で、月の稼働日や利用者、田布施駅やバス停への乗り継ぎ等について目標設定をしておりますが、現状では未達成の月が多い状況でもございます。

今後は、利用者を拡大していくために、こうした、さらに利用者の要望等を反映していきたいと思っております。

4点目は、高齢者だけでなく、全ての交通弱者を対象とした低料金コミュニティバスやコミュニティタクシーの導入についてでございます。

コミュニティバスなどを導入する場合、公平性を考えますと、一部地域のみで実施するというわけにはいきませんので、町全域の巡回バスを運行する場合、運行ルートの設定や高額となる経費に対する効果が見込めるのかというような多くの課題もあるのも事実でございます。

また、町などがデマンド交通を実施した場合、地域のタクシー事業者の撤退につながった例というのも多く報告されているのも事実でございます。

タクシーは、制限のあるデマンド交通とは異なり、私たちが日常生活において必要とするとき、時間や場所を問わず、臨機応変に対応していただける地域生活に欠かせない交通手段であります。こうした利便性の高い交通手段、タクシーの撤退に追い込むということは、あってはならないというふうに考えております。仮に、こうした事業者が、一旦、撤退された場合、新たに再開されるということは困難ではないかというふうに考えております。

有償運送につきましては、道路運送法で定められており、好き勝手に料金を決めて運行できるものでもございません。また、有償運送につきましても、ボランティアの確保や運送中の事故等の問題があり、慎重に検討していかなければなりません。

このようなことから、コミュニティバスやコミュニティタクシーの導入に当たっては、地域の交通を支えられているタクシー業者やバス事業者等に意見をお聞きし、有償運送協議会で協議しながら進めてまいりました。このような要望がございましたことは、これまでも協議会に伝えておりますが、今後とも十分伝えていきたいというふうに思っております。

次に、2点目の御質問で、固定資産税に関するものでございます。

まず1点目として、以前、「適正ではないかもしれないが、違法ではない」と申し上げておりますことについての御質問でございます。前回も答弁いたしましたが、田布施町では、これ

まで形状等の補正は、不整形地について「著しい不整形」という基準で補正を行っています。そのため、間口や奥行きといった補正については検討中とされてきたところでございます。

国の基準でございます固定資産評価基準の形状等における比準割合は、上限を定めているものでございます。固定資産評価基準に定める宅地の比準表にそのまま適用した結果、各筆の宅地の評価額に不均衡が生じると認める場合に、市町村長は評価の均衡を確保するために、宅地の状況に応じて、必要があるときは、宅地の比準表に所要の補正を加えることとなります。

国は、形状等の比準割合について、補正の上限を定め、町は国の基準をもとに所要の補正を加えているもので、町の評価基準は違法ではないとお答えしたところでございます。

しかし、固定資産評価審査委員会や不動産鑑定士からの御意見を踏まえ、次回の見直しでは、奥行きや間口等の補正も導入することが適正ではないかということになっております。

2点目でございますが、固定資産税の相続登記未了に係る課税誤りについて、8月の広報紙に掲載すると予告しながら掲載しないのはなぜか、関係者の処分はとの御質問でございますが、町では、課内の検討を進める一方、7月に入り、本町と同様な課税誤りのあった市町を訪問させていただき、実際にどのような解消に向けた事務を進められたのかお聞きし、貴重なアドバイスもいただきました。

町では、こうした実際に行われた事例や対応策を慎重に検討するとともに、町独自の調査結果等も踏まえ、今後の対応策について、シミュレーションや検討を重ねている状況でございます。

また、8月1日には、課内に資産税調査対策室を設置し、職員2名、業務支援1名の体制で解消に向けた作業に着手いたしました。

現在、まず来年度の課税で誤って合算していたものの全件解消ということが最優先ということで、その作業を優先的に進めております。あわせて、過去5年分についての合算解消に伴う影響額及び還付金の算定に関する調査も着手しております。

こうした件につきましては、6月28日に報道発表させていただき、おわびを申し上げ、解消に向けた取り組みをさせていただき、町民のお知らせにつきましては、こうした調査作業に伴い、さきに、御質問にもございましたが、町のホームページで8月には広報への掲載ができるということで作業を進めておりましたが、先進地視察等のアポ等の件もございまして、若干作業がおくれました。それとの詳細に係るものを町がちゃんと持って、広報に掲載したいということで、少しおくれまして、9月の広報で改めておわび申し上げるとともに、その概要を掲載させていただきます。

おくれました点につきましては、おわび申し上げますが、慎重なシミュレーションを重ね、町の方針を、まずはっきりしたいという私の考え方でございますので、御理解いただきたいと思います。

また、今後、調査の進展に応じ、随時わかりやすいようにお知らせするように指示も果たしております。ホームページには9月9日付で既に掲載もいたしております。関係者の処分につきましては、現在、審査委員会で審議中でございます。近日中に公表はさせていただきます。

3点目は、宅地等の評価の見直しに関する支援業務に関するお尋ねでございます。

この支援業務につきましては、当初予算にも計上させていただき、予算審査でも御説明したものでございますが、支援業務は大きく4つございます。全部包括したものでございますので、金額的には大きくなったと思いますけども、4つの業務、またその他の業務を含めたものを委託しておりますことは御理解いただきたいと思います。

まず1点目でございますが、町全域の宅地・雑種地について、画地の認定、奥行き、間口の計測、所要補正の取得です。

所要の補正項目については、机上調査と現地調査を併用しながら、最新の情報に見直し、実施するものです。職員も一緒に調査、計測した結果を確認することにより、評価額の算定等を支援業者と一緒にやってまいります。

2つ目でございますが、市街化宅地評価法の導入に伴う用途地区・状況類似地区、標準宅地の見直しです。

現在の価格バランスや土地の利用状況を踏まえ、不動産鑑定士の意見を取り入れながら土地の評価を実施するもので、職員も各種見直しを一緒に行うとともに、検討結果の確認と承認も行うものでございます。

3つ目は、地目照合調査や画地条件計測の結果をGISシステムを使用して確認していくもので、現在、本町では導入しておりませんが、こうした評価見直しについて、必要なものでございますので、導入していこうという部分も含まれております。

4つ目は、地籍図のデータ更新について、そのデータを画地条件計測のための基礎資料として整備し、地目照合調査について航空写真と地籍図、土地課税台帳を使用して、地目の照合調査を支援していただきます。

このたびの評価支援業務は、画地認定、間口・奥行き計測、所要の補正取得、路線評価方式の移行などに伴うシステム導入について、大きな費用が発生しております。

近隣においては、既に導入、運用されているものであり、他の市町においても路線価を導入される場合には同様の経費がかかったと聞いております。

本町の場合、今回の令和3年度の見直しまでに期間も限られており、土地評価基準の見直しや市街地宅地評価法の導入など多くの業務を同時に行うことが必要となってくるので、専門的な知識、経験、技術を有する方からの提案は必要でございます。加えて、複数の不動産鑑定士の意見もお聞きしながら、職員一丸となって業務を行ってまいります。

次に、第4点目で、人事評価と人事異動についてでございますが、まず人事評価は、地方公務員法により昭和28年度から実施されたもので、本町では、平成27年度に試行を行い、28年度から実施しております。

本町の人事評価を説明いたしますと、A・B・Cの3つの評価シートで行っておりまして、Aシートは毎年4月に係長以上の職員で協議し、課や係の主要業務、重点事業、懸案事項を整備して、課の運営評価（Aシート）を策定いたします。このAシートを踏まえて、各課の職員は当該年度の業務を個別に設定するのがBシート、目標達成シートとなります。

このBシートは、10月1日基準で進捗状況評価を行い、また翌年の2月1日基準で自己評価を行い、それぞれの評価者へ提出がされます。

そしてCシートでございますが、人材育成評価シートでございます。役職、職種により評価項目は異なりますが、本庁の主任主事であれば、責任感、積極性、協調性の基本姿勢から、課題認識、知識・技能、状況対応力、情報収集・活用力、折衝・調整力、説得力、ストレス耐性の10項目で翌年2月1日基準で自己評価を行い、Bシートとともに評価者に提出することとなります。

この評価結果は予算の範囲内で目標を達成し、Bは翌年度の勤勉手当に、人材育成評価、Cシートは、翌年度1月1日の昇給判定に反映することとなっております。

議員お尋ねの職員につきましては、年度途中で異動したこともあり、2つの課にBシートを提出するという、本来、それまで町が決めておりました評価制度にはない異動でございましたので、今、教員を含めて対応いたしました。Cシートについては、再々の提出を求めましたが、残念ながら提出を拒否され、Bシート等の協議も行われず、異例でございましたが、残念ながらこの職員について、通常行われる本来の人事評価制度が成り立っていなかったというのが現状でございます。

そうしたことから、人事評価として反映すべき昇給、勤勉手当にそうした結果は反映させておらず、不当な取り扱いはせず、通常の職員と同じ取り扱いをいたしております。

次に、人事異動でございますが、年度途中を含めた異動は、その都度必要な限り、組織全体を考慮して、これまでも実施しておりますが、今年も8月1日に異動を行っております。

お尋ねの昨年の8月の異動につきましては、多くの業務を持っておりました産休職員がいるということから、その対応のために何とかしなければいけないということで、対応として3つの課の職員3人に、課長、係長の意見も聞いて、協議して決定したのでございます。そのとき、課長、係長との協議のほかに、異動となります3人の職員も直接町長室でそのときの町長が内示をして説明をいたしております。

また、例年、4月の異動は定例の異動であることから、全体の業務遂行を考慮しながら異動を行っております。4月の異動につきましては、係長以上は町長室で内示し、その他の職員については課長会議での発表で知らせるという形になっております。

なお、年度途中の異動につきましては、先ほど申し上げましたとおり、該当職員に必ず説明して町長室で内示をいたしております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、3番目の御質問につきまして、1点目の御質問からお答えします。

現在、本町で活動している総合型地域スポーツクラブ、「スポーツクラブ」というふうに申させていただきますが、「田布施スポーツクラブ」13団体と、「コミュニティスポーツ城南」7団体の2つです。それぞれ町内の学校施設やスポーツ施設を拠点に、子供から高齢者まで身

近な場所でスポーツを楽しんでいらっしやいます。

それでは、1点目の指導員やクラブマネージャーといった「人」の現状についてお答えします。

本町のスポーツクラブは、認定指導員やクラブマネージャーの資格を有しておられる方が全体的に少ないのが現状でございます。スポーツクラブの運営を円滑に行っていくためには、認定指導員やクラブマネージャーの確保が急務であり、そのため資格認定等の研修会への出席を呼びかけておりますが、引き続き人材の確保や育成の支援をしていきたいと考えております。

次に、活動場所の確保につきましては、「田布施スポーツクラブ」については、T A I K O スポーツセンター田布施を活動の拠点としており、「コミュニティスポーツ城南」は、地元の小学校や公民館等の地域の施設を利用して活動しておられます。

最後に、活動資金の確保については、「田布施スポーツクラブ」では、団体数も多く、また中学校の部活動の受け皿としての役割も担っていることから、クラブ会費に加えて、町から助成を受けて運営をしておられます。

また、「コミュニティスポーツ城南」につきましては、スポーツ振興くじ助成の総合型地域スポーツクラブ活動助成を受けて結成されたことなどから、クラブ会費で運営しておられます。

こうした現状を踏まえながら、スポーツクラブが引き続き安定した運営を継続していくためには、会員の確保や指導者の確保、財源の確保といった議員御指摘の課題がたくさんありますが、行政として支援できるところはしてまいりたいと考えております。

2点目は、田布施スポーツ推進計画に係る推進計画策定協議会の委員についての御質問です。

田布施町スポーツ推進計画につきましては、令和元年6月に改訂版をお示したところです。本推進計画は、平成26年から令和5年までの10年間を期間としていますが、国内においてのオリンピックやパラリンピックの開催を受けて、国や県において計画の見直しが行われることに伴って、本町も見直しを行ったところです。

本推進計画策定協議会の委員選定については、平成25年度の田布施町スポーツ推進計画策定委員会では、小学校・中学校の代表に委員を委嘱し、御協議願ったところですが、御指摘のとおり、このたびの改定につきましては、学校関係者に入っていただいております。

主な理由は、今回は中間の評価内容を重点的に協議することが主な目的であることから、事務局のほうで学校からの意見聴取を行い、協議会にもその旨を説明しております。次期令和5年度の推進計画策定委員会の際は、これまでどおり小中学校の代表者に委員をお願いする所存です。

3点目は、全国的に取り組みが進んでいる他県や近隣のスポーツクラブと情報交換をしながら、本町スポーツクラブのスタッフや施設設備の充実が図れないかという御質問です。

本町では、会員の確保、指導者の確保、施設設備の充実等大きな課題であり、取り組みの進んでいる自治体を参考にさせていただきたいと考えております。そのため、関係資料や情報収集、さらには調査を行い、スポーツクラブの各団体に提供できるよう、まずは内部でしっかり検討して、提供できるように努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） まず初めに、1問目の交通弱者への支援のところでは、

買い物バスにつきましては、ドア・ツー・ドアのメリットはあるにしても、前日までに予約が要るし、1日1便、決まった時間しか利用できないというデメリットもあります。他の交通料金と比べたり、買い物バスのデメリットも考慮すると、買い物バスの利用料金500円は余りにも高い料金設定とは言えないでしょうか。

例えば、高齢者福祉タクシーは相乗りできるということでした。それ苦手な人もおります。そうすると、初乗り料金を除いた負担分を割り勘とすれば、買い物バスより低くすることができます。

例えば、私が住んでいる麻里府地区です。駅までと言ったら1,820円かかります。初乗りの620円引くと1,200円の負担になります。4人で割れば300円の負担ということになります。

それから、買い物とか医療機関、金融機関に平生の中心街に行くとすると、片道340円です。周東病院まで行っても470円です。それから、小行司から医者のある落合までは370円、スーパーがある国清までだったら450円です。柳井駅まで出ますと500円なんです。JRでは、田布施・光間が320円、田布施・柳井間が200円です。田布施・徳山間になると500円になります。というように、他の公共交通機関の利用できるそういったのと比べると、余りにも高いと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 私も昨年まで生活支援のコーディネーターしていました。バスに乗っているいろいろお話を聞いたんですけれども、有償運送協議会なんかでも、委員さんから値段が高いんでアンケート調査を実施したらどうかというような意見も出ていますけれども、実際に利用されている利用者の話は、やっぱり登録されている人が麻里府とか竹尾とか遠くの方が多いで、タクシーで出れば、かなりの高額になるんで、500円でもそこそこかなという思いがあるということは聞いています。そうは言っても、言われるように、近隣の市町なんかでは、いろんなボランティアを通じて、100円、200円とかいうふうな形での有償運送形態も出ていますので、言われるように300円が妥当なのか、250円が妥当なのか、その辺がわかりませんが、協議会のほうで今後検討をされていて、アンケートをやるかやらないかというのは社会福祉協議会と協議したいと思っておりますけれども、あそこら辺の意見集約をして、協議会のほうに出すにしても、利害関係のある業者の方が当然いらっしゃいますので、その辺の意見を集約した形で提出していかないと、なかなか難しいような気がしますので、その辺を踏まえて、今後、いろいろな関係機関等含めて協議をしてまいりたいというふうには思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 今回、買い物バスについて、運行実績増により、国の補助

が出ることにより、町の補助金が3月の補正予算で約40万円減額補正になっています。高齢者福祉タクシーの利用助成も、利用者が少なくなって約50万円の減額補正となる。これが、免許証返上を促進するために買い物バスの回数券を配布するだけでなく、町独自の高齢者支援の別枠の施策として出せないもんじゃろうかといって、思っております。その点については、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 町の補助の減額につきましてですが、国の補助を受けて、その町の社会福祉協議会の赤字になる部分を補助しておりますので、国の補助がふえたことによって町の補助もそのままにしておきますと、二重で補助になりますことから、国がふえた分、努力により国の補助がふえた分につきましては、町の補助を減額したという経緯であります。

タクシーの初乗りの補助の減額につきましては、これは利用回数の減によるものであります。

あと、単価設定、有償運送協議会で500円という単価設定をしておりますので、これの補助ということになりますと、また二重の補助になりますので、そこら辺につきましても、まだこだけで決められないので、協議を行っていかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランの検証資料によりますと、評価の基準となる買い物バスの協力者数の目標値が、もう80人ぐらいでしょう。そうすると、対象者が幾らおられるのかわかりませんが、少な過ぎるんじゃないかと思うんです。その少な過ぎる数値をもって評価を得るというのは、どうも利用者というか、私の住む地区から言うと、それはないんじゃないかという意見があります。

ここに運行実績があつて、そういったことが書いてあります。当然、健康保険課長も経済課長も、こういった数字というのは把握しておられると思うんですが、平成30年度全体では計画運行回数が976回に対して運行実績回数は400回と、運行割合は3分の1を超えています。ですから、国からの補助があるんじゃないかと。

それから、運行回数400回に対して、利用者は676人です。そうすると、1運行に1人か2人しか乗ってないバスが運行しているということになるんですいね。そういったのを見て、そういった状態がありながら、健康保険課長はAというように評価しているんですが、それは妥当なんでしょうか。それと、経済課長についても、それについてはどう評価しているのかお聞きしたいです。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） この評価に当たりましては、重点項目として登録目標者数、これを当初の目標として設定しております。これに対する、できたかできてないかということで、自身の評価をつけることとされておりますので、この登録目標者数につきまして78名に対して前年度末までに76名、もともと目標としました数値を超える伸び率で推移しておりますので、A評価としております。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それでは、今の御質問にお答えいたします。

経済課といたしましては、有償運送運営協議会というのを持っています。これは地域公共交通確保維持改善事業として、この買い物サービスを位置づけております。これは、交通空白地域の交通弱者の方を駅とかバス乗り継ぎををするといった形になれば、引きこもりがちの高齢者の方を外に出していこうという形の中で目標設定しております。特に、駅のほうに向かっていただきたいというのを目標設定しておりますが、先ほど言われましたように、なかなか登録者数も伸びていないというところと、目標設定に達してない月がほとんどであるというところがございます。

それについては、有償運送運営協議会の中でお諮りしまして評価をいただきまして、先ほど町長が言いましたけども、今後、その実施主体であります社会福祉協議会にアンケートなり、また利用者の要望なりを聞いて、できるだけその乗り継ぎをしていただきたいというふうに考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 有償運送協議会の事務局を担当する経済課は、買い物バスの運営を福祉協議会に丸投げするんじゃないくて、こういったような実績があるわけですから、これを見ながら、どうしたら免許返納者と買い物バスの利用者がふえるのかと、料金体系も含めて協議する必要があるように思いますので、今後、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） A評価というのは、すごいよくできているとは思っておりません。

やはり、本来、本町の場合デマンドというのは、なかなか向かないと申しましょか、丸い地域でございますので、そこから言っても、すごい広さがございますので、スタート当時からなかなか難しいというのを前提としてスタートしております。ですから、A評価としておりますけども、私の運営協議会のほうに、先ほど議員がおっしゃいましたようなことは言ってくれということは言っておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） それと、この件については、再度、質問するんですが、役場等の公共施設、買い物をするお店、医療機関や金融機関が集中する中心街に行くために、公共の交通機関が利用できない、いわゆる交通弱者一般を支援するように、他の市町ではいろんな施策を講じています。高齢者支援に絞って買い物バスを運行しているのは田布施町だけです。他の市町では、それをタクシー会社に委託して100円から200円の利用料金で運行しております。そういった他の市町にならって支援の幅を広げていただきたいと思います。

小学校が廃校になった地区では、どこもスクールバスが出ております。それを弾力的に運用して、その地区住民が利用できるようにしたら、児童生徒を降ろした後、役場までバスが帰ります。そういったことも含めてちょっと検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょ

うか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） やっぱり公的な制度もございまして、スクールバスを運用する場合のルートもございまして、既存の防長バスとかぶってはいかんとか、やっぱり料金についても限度がございまして。１００円、２００円という寄附とかいうふうな形、使用料じゃないという形で公立の運用をされているところもございまして、本町の場合はバスもタクシーも鉄道もございまして、そういったものと状況を踏まえながら、やっていきたいというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（３番 國本 悦郎議員） ちょっと時間ありませんので、次の、２番目の項目に行きます。固定資産税の件について。

２０数年間奥行と間口の補正につきましては検討中であつたこと、適正でなかったかもしれないが違法ではない。あくまでも踏襲するのは総務省の見解とは相いれません。総務省は何の根拠もなく、ただ、検討中であるから間口・奥行の違いによる評価の差を設けていないのであれば、地方税法４０３条に反すると言っています。

以前、検討資料が残っていないから根拠を説明できないというように、町長のほうは答弁しましたが、二十数年間、何の根拠もなく課税したのと同じであり、総務省の見解に従えば違法ということになります。いかがですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 昨年の５月ですか、新しい不動産鑑定士、不動産協会が入って基準表を見ると奥行・間口がないのが不適切というか、あつたほうがいいんじゃないかという意見が出て、課のほうで見直しをされておりました。

そのときに、同じように違法か違法じゃないかというような判断が必要だったんで、不動産鑑定士のほうにも聞いておりますし、県の税制調査班のほうにも、一応、確認をして、町長の裁量の運用の中で行える基準なんで、最大値が決まっていると、一番マックスが決まっているので、その中であれば違法ではないというような御判断をいただいております。それをもってして、違法ではないということを申し上げております。

適切ではないかというのは、不動産協会の意見もそうですけれども、審査会のほうで審査をされたときに、やはり整形地が０，７しかないということは適切でないような御意見をいただいた中でいろんな協議をして、今回、令和３年ですか、評価替えに向けて取り組まれているところでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（３番 國本 悦郎議員） 検討資料が残っていないから、根拠を説明できないというように言っておられたんですが、直近の平成３０年度の固定資産の評価替えにおいては、間口・奥行を補正しないとした根拠資料はつくっているのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 特に鑑定士のほうから指摘がありませんので、根拠資料はつくっております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） つくっていないのであれば、根拠もなく所要の補正を行う、ゼロというそういったことをやったということですから、過大に課税したということになりませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ですから、定めていないんで、最大値0.9までが行えるんですけども、それを町としては定めていませんので1.0ですずっと行っています。

これは奥行・間口含めて、今、現状はどの程度あるか全くわかりませんので、今回、作業を始めました測量等の結果をもってして、令和3年度の評価替えに反映させるということでございます。だから、現時点での評価は今までどおりのずっと評価をしていくということでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） ちょっと何か行ったり来たりになりますので、ちょっと質問を変えます。

今回、委託料の3,300万円につきましては、4つのあれがあるというように言われたと思うんです。元公務員などの人からは、次のような厳しい町民の声を幾つか耳にしております。応分の負担をとということだろうと思うんです、全額というのではなくて。この財源は関与した職員の減給と全職員の給与抑制により捻出することがけじめであり、国家公務員はことし勤勉手当の支給率はアップする。こんな問題を引き起こした町の職員の支給率をアップするのはどうかと思うし、また、定期昇給も委託料の財源が捻出されるまで見送るようにできないかというものです。いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） いままでの職員は、今の評価が適正と思ってずっとやっていますんで、それはそれで一所懸命やってきたと思います。

委託料の件は、よその市町でも新たな路線価をつけて評価と、それから2年程度で奥行・間口・整形の新たな基準を設定するというような作業をやる場合に、職員でやるというのは不可能です。

だから、ほかの市町でも路線価をいつ導入されたかわかりませんが、路線価を導入するときにはかなりの高度な知識も要りますし、経験も要りますのでそれをもってして適正な価額を設定していきますので、職員でそういう対応をするというのは難しいですね。今回のような形の委託で、当初設定してというふうに聞いております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 次に、人事評価についてです。ことしの6月の全員協議会で町がようやく課税ミスを認めましたが、今の時点でさかのぼってみますと、不正を断つため

に、昨年の５月時点で町が課税ミスを放置しているという事実を、ことしの６月議会前に私に打ち分けてくれた元担当職員の人事評価をゼロ点にしております。

田布施町の「人事評価制度実施マニュアル」これを見ますと、目的には組織を活性化させ、住民サービスの向上を図ることを目的とすると書かれています。それに照らすと長年他の職員がつけられなかった課税ミスを見つけ、適正な課税に修正した実績は大いに評価されるべきだと思っています。しかし、この職員の第１次評価ではゼロ点になっています。また、この実施マニュアルの目標の達成評価の項目では、「成果が認められないと判断された場合にゼロの評価を付す」というように書かれています。この職員の適正な課税を行うとの目標項目について、課税ミスを実際に見つけ、適正な課税に修正した実績に対する本人の自己評価は１２点です。なぜ第１次評価では、それがゼロ点になったのか合点がいきません。

研修等のほうでは人事評価制度の公平性、客観性、納得性を確保し、住民サービスへの向上へつなげるために、被評価者及び評価者への制度の周知を適宜行うとともに、各課での運用等が統一的に行われるよう、評価者研修及び支援を行っていきますとも書かれています。

では、今回、その評価をした。（発言する者あり）肝腎なところを聞けませんでした。では、もう２分あると、すみません。

○議長（瀬石 公夫議員） ちょっと時間がきましたんで、以上をもちまして、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） ここで暫時休憩いたします。１１時１０分まで休憩いたします。

午前１０時５８分休憩

.....

午前１１時１０分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、ぼつぼつ再開をいたしたいと思います。

それでは、休憩をほども、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、河内賀寿議員。

○議員（１２番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。

質問は３問で、一問一答でお願いします。

まず、質問事項の１は、田布施町の戦没者慰霊式典に若い人たちにも参加してもらったということで、東町長、答弁をお願いします。

毎年開催される田布施町戦没者慰霊式典が７月１９日に西の公民館でありました。

戦後７４年であり、遺族も高齢化し、参加者も年々減少し、ことしは三十数人でした。このままでは、いずれ参加者ゼロになり、式典は自然消滅になるのではないかと思います。本当にそれでよいのでしょうか。もちろん、来賓と主催者だけで集まり続けることはできるでしょうが、それではちょっと変だと思います。８月１５日の天皇皇后両陛下が出席される国の式典のＴＶ中継を見ると、小中高生の代表者が参加しています。広島、長崎の原爆の日の式典でも、

鐘を突いたり、大人数での合唱があったりなどしています。本町も、戦争の記憶を風化させないためにも、若い人達に式典参加してもらうことを考えてはいかがでしょうか。町長、お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

田布施町の戦没者追悼式につきましては、町内676柱の戦没者御遺族の御出席をいただき、毎年7月に西田布施公民館で開催しております。

さきの大戦で、祖国の安寧と家族の安泰を願いながら、戦場で命を落とされた戦没者への追悼と、国家の繁栄の礎となられた感謝の意を新たにする場であると認識いたしております。

以前は、各地におきまして追悼式が開催されてきましたが、御遺族の高齢化や核家族化が進み、実施が困難となったことから、一本化して町で開催するということになったと聞いております。

議員御指摘のように、参加者も年々少なくなっているのが現状でございまして、今年度は50名余りの御参加でございました。式典の存続について、御心配をいただいていることにつきましては、ありがたく思っております。

追悼式は、これまで御遺族の方々が集い、戦没者を追悼してこられたという経緯があり、以前にも児童の参加について打診したこともあったようでございますが、遺族会の御意向もあり、見送りとなった経緯もございます。

式典の開催に当たりましては、事前に町内遺族会の代表の方にお集まりをいただき、遺族会のお考えやお気持ちを反映することを前提に、式典の打ち合せをいたしております。

今後、議員から御心配いただきました現状も踏まえた上で、今後どのように開催するのか、その在り方について遺族会の方々と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） あの最近の概要についての私も知らんようなことも御説明ありましたので、ちょっと知らんようなことの一つで、昔、若い人にちょっとコメントもらうか何かを頼むのをされたのを、遺族会とお話、打診というか、見送りになったという話なんですけど、不思議っちゃ不思議ですけど、いつごろというか、多分、今だったら人数少なくなりよるから、すごい危機感もあってだったから、どうぞやってくださいという雰囲気だろうと思うんですけど、100人も200人もすごい満タンになるぐらい参加しよっちゃったところはそこまで思わんと、いろいろ考えもあって言われたんだと、もうちょっとよくわかったら詳しい解説をお願いしますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 5、6年前ですか、同じような形で議員さんから式典の人数が減っているのでは何か対策をとということをお伺いして、私がそのときの担当課長だったので、遺族会の、どういった形で進めるかという協議会があります。そこの代表の方との話し合いの中で、こういった意見があるので、小学生とか児童等を参加させて、いろんな継承といいますか、も

どうでしょうかという提案をさせていただいたことがあります。そのときは、ちょっと趣旨が違うのでということで、そのままになりました。

だから、もう5年ぐらいたっていますので、またそういった形で御提案をして、何か、どうか盛り上げられるというか、参加者がふえていただくほうがいいのかなという思いもありますので、そのタイミングのときはそういったお返事だったので、それ以降はそういった協議はしていません。していないです。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（１２番 河内 賀寿議員） 今の、ちょっと前の５、６年前のお話を聞いて、そのときはまた、本当に人数も減りるので状況も違うと思いますので、また同じように、同じという表現もあれですけど、また児童の方にスピーチを読んでもらうなり。テレビで全国の中継もやって、沖縄にしても広島にしても長崎にしても１５日の全国のにしても、何かしらの白い服着て、いかにも学生の人みたいなのがこうずらっと並んで、代表の人がお言葉みたいなのを読まれる人もおったりとか、いろいろやっていますので、そのようなそれぞれの頼まれ方の方法が、毎年のかいろいろ、そこの地域の情勢がいろいろあってだろうとは思いますが、ああいうことをせんと本当、普通に自然消滅がもう本当に間近に近づいているんじゃないかと、先ほど言ったとおりだと思いますので、またいろいろ考えて。別にもう、児童とかじゃなくて、大学生にしても新入社員ぐらいの若い世代にしても、各ここらへんの会社の若い人が勤めとる人とかでも、必ず多分ひいおじいちゃんとかの世代のころに戦死されたりした人も十分関連としては、遺族という感覚でもう思っていないかもしれませんが、ぜったいそういう関連の人が必ず、いろんな人がおってと思いますので、ひいおじいちゃんに当たる人とかも亡くなっとなつただし、こういう式典どうですかで、別にこう成人された若い方とかにしても、会社単位ではいろいろ御出席できませんとか、もちろん小・中・高の学校にしても、そういうことを考えていただければと、次の来年、再来年の式典においてだんだん少なくなるのを何とか防止して、若い人が参加するというのを考えていただければと思います。

これは、本当、提案でございますので、よろしくお願いします。

次の質問に行きます。それでは、質問事項の2になります。これもちょっと戦争絡みの質問になります。

8月15日の終戦の日、サイレン、吹鳴してはということで、また町長よろしく願ひします。8月15日正午、遠くからサイレンが聞こえてきました。間もなく、本町のいつもの田布施町歌のメロディーが流れました。テレビでは、全国戦没者追悼式典が放送中でした。

以前、私の一般質問で、8月6日、9日、15日にサイレン吹鳴してはというのを長信町長時代にしたところ、火事のサイレンと間違われてもいけないというような回答で断られました。全国の市町村の多くで、サイレン吹鳴は実施されています。甲子園球場でも、正午には試合を一時、1分間中断してサイレン吹鳴、観客、選手起立の上、頭を下げ黙祷しています。ただし、ことしの甲子園は15日の試合がなかったので見られませんでした。本来、毎年しています。過去に戦争があり、とうとい犠牲が多数あったことを忘れないためにも、せめて8月15日の

終戦の日はサイレン吹鳴してはいかがでしょうか。本来は、8月6日と9日もしてほしいのですが、今回は15日の1点に絞り、質問としました。いかがでしょうか。

ちなみに、前回の火事のサイレンと間違ふというようなつれない回答の理由の根本は、光や岩国のような大爆撃を本町が受けていなかったことが私は原因ではないかと思います。やはり、大変被害を受けた町は、末代まで伝えていかなければならない、そういう意気込みでサイレン吹鳴もされているのではないかと思います。本町もどうでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

せめて終戦記念日の8月15日正午にサイレンを吹鳴できないかとの御質問でございます。

平成25年9月議会及び平成27年6月議会で答弁いたしておりますけれども、8月15日は戦没者を追悼し平和を祈念する日として、政府の主催のもと国戦没者追悼式が行われております。

議員が言われますとおり、全国戦没者追悼式の趣旨等の周知についてのお願い文は、7月上旬に国から県を通じて届いております。

その文書には、県は式典当日、県庁舎及び出先機関庁舎の半旗掲揚と各職場において正午に1分間の黙祷を行うとされております。

本町でも、今年は天候により半旗の掲揚はできませんでしたが、例年、弔意を表すため、県と同様に本庁と出先機関で半旗掲揚と黙祷をお願いし、町民の皆さんには、町ホームページやたぶせメールで、8月15日の全国戦没者追悼式に合わせて、正午に黙祷をお願いしております。

これまで、本町ではサイレンを吹鳴はしてませんでしたので、先ほど御指摘もございましたけれども、やはり光、岩国とか、具体的に大きな災害があったところについては、以前からそうした経緯から市民挙げて取り組んでこられたという経緯につきまして吹鳴をされていると思います。本町の場合は、本町の経緯でこれまで吹鳴はしてきませんでしたので、今回、来年からということは現時点ではおもっておりませんが、別の方向で、放送するなり何か、黙祷についてをお願いしたらというふうに、私は現在は思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） どうしても、いろいろ考え方、やれる、やれないあるんでしょうけど、今の最後のお言葉といいますか、黙祷について例えば田布施町歌のメロディーの後でも、現在テレビも放送中ですが、終戦の正午でございますので、皆さんも黙祷をよろしく願いますのような、もしアナウンスがサイレンから流れるというのも、それはそれでいいんじゃないかなと、もしされるんならそれも一つ一歩前進という表現も何ですけども、サイレン吹鳴がどうしてもだめならそういうこともいいんじゃないかとは思っていますので、ぜひやられていただければと思います。

正直、国もやったらどうですかと言いつつだから、そんなに田布施町歌のメロディーにこだわることはなくて、正月の初めの出初式のときの、朝の早いころにウーンと鳴りますから、

私、あれこそ最初、出初式というのを考えていなくて、「あれ、どこか火事かな」とそれこそ間違えたぐらいで、「そうだ、きょう出初式の日だ」と、もう大分前のことですけど思ったことあります。

別に、そんなにサイレンをやめるというか、毛嫌いするようなことは出初式でもやっていまずから、しかも先ほど、さっき最初の言葉で言いましたけど、田布施のメロディーの前に、柳井か光かもやりよってです、正午に普通に私の部屋でくつろいどったときに、サイレン正午に聞こえました。逆に、田布施町、もしかしてやり始めたんだと一瞬思ったんだけど、その後すぐ、田布施のメロディーでしたから、結構空気の状態よかったのか知りませんが、光か柳井のが私の家ではよく聞こえました。

その辺、やはり光と柳井というのは、柳井は正直余り戦争の被害というのは、田布施と同じ、そんな爆撃被害に遭わない。ただ、結局、そのときの役場の人とかも岩国の空襲とか広島の大原爆のときに、貨車でいろんな痛々しい姿になられた負傷された人とかがどんどん柳井の駅に送られてきて、そこで相当降ろされて、柳井の病院とかも満タンになったようなのを、やっぱり役場の職員の人も当時見られている。やっぱり、戦争被害というのを、そういう送られてきた貨車の負傷の人というので相当イメージがあって、やっぱりサイレンというのも自然に思われちゃったんかもしれないなど。その点、ちょっと田布施の駅の話は余り聞かない。どうも、柳井で結構降ろされちゃった話はよく聞くので、ちょっとその点では結局田布施は、戦争のお話を聞くと、やっぱりよそに比べるとちょっと被害が軽微だからかと思います。多分、それが本当の要因だと思います。

今後、国もやってはどうですかと言ってますから、それこそ判断は、別に経費がかかるわけでもございませんから、考慮してもらって、できれば本当吹鳴やっていたければ、ちょっといいんじゃないかなと、前回からの質問と一緒になんですけど、ぜひ考えていただければと思います。

もう、それ以上はあれですので、ぜひお願いします。

じゃあ、次の3問目に行きます。

それでは、質問事項の3、トレーラーハウスを災害時用に導入してはということで、町長、お願いします。

周防大島は宿泊施設として使用するトレーラーハウス3台を同町棕野のスポーツ施設グリーンステイながうらに導入しました。災害時には、被災地に派遣し、復興対応に当たる職員の現地事務所に使うとのこと。道路が寸断されてなければ、職員が寝袋一つで担いで行くよりもいいんじゃないかと思います。

ちなみに、導入されたトレーラーハウスとは、幅2.4メートル、長さ9メートル、ロフトつきで定員6人。1階部分にベッド2台、ソファベッド2台、ロフト部分に2人分の就寝スペースありの、トイレ、冷蔵庫、テレビ、エアコンありで、給配管や電力ケーブルは取り外し可能で、災害時には牽引して運搬できるものだそうです。なかなか便利なものがあるんですね。2,480万円かけて3台整備したとのこと。

新聞には、他市町にも導入を呼びかけ、県全体で被災地を支援したいと書いてありましたが、本町もトレーラーハウスを災害時に導入してはどうでしょうか。町長、お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

周防大島町では、トレーラーハウスを購入されたことは、新聞報道で知っていましたが、グリーンスティナがうらはは宿泊施設でも利用でき、また災害時にも利用できるなど大島町としてのメリットは大きく、昨年10月に大島大橋への貨物船衝突事故により、柳井地域広域水道企業団の送水管や大島大橋の損傷により、多くの家庭が断水状況に至ったり、強風により大島大橋が通行止めになるなど、長期間御苦労された関係もあり、2,480万円をかけて整備されたものと聞いております。

本町では、宿泊施設も少ないため、トレーラーハウスのように駐車する場所が自由に選択でき、移動することができる魅力がございますが、本町では現在、財政面に配慮し、公用車の更新も控えている現状であります。また、大規模災害が懸念される中で、防災面で備蓄用品等もさらに増加させる必要があり、現在トレーラーハウスの導入にこうした経費を使うわけにはいきませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） この質問に関しては、それぞれ財政も厳しいので、今の町長の御回答になるんじゃないかなとは薄々思っていたとおりで、だからと言って買いなさいというほどのものでもないかとは思っておりました。

ただ、周防大島の導入された経緯なり、利用される考えとかも非常に立派なことだと思いましたので、今回質問にいたしました。

例えば、よく言われるやつなんですけど、この田布施町が大地震に見舞われたときとかに、人によっては駐車場が液状化現象になってから、そもそとんでもないことになると言われる方もいらっしゃるって、そういうときとか、例えばこの庁舎は耐震したからそんなに壊れていないかもしれませんが、そこの庁舎に向かうことができずに意外に庁舎が使えないというような、万一のこのようなことがあった場合、何台か例えばあったら、液状化した駐車場のちょっと前あたりにプレハブみたいな感覚で何台か置いて、その次の日ぐらいのことかもしれませんけど、役場にいいよこう、ここに配備に來れないようなことがもしあった場合ですけど、役場のかわりのちっちゃい施設として使えるぐらいのこととかはもしかしたらできるだろう。

あとこの前、熊本地震のところですか、うちの田布施の職員さんも何人か応援に行かれたような話で、ちょっと具体的にどういうふうに作業を何日して、何件うちのどうこうしましたというようなことは聞けなかったんですけど、確か行かれましたよね。あのときなんかでも、おそらく寝袋一つ、みたいな話をちょっと聞いたんで、本当大変だった、本当に御苦労さまでしたなと思ったんですけど、ああいうときに、先ほどちょっと文章でも言いましたけど、道路事情さえよければ、あと向こうに平地の敷地でもあれば、トレーラーハウスを引っ張っていったら、水も食料も自前で載せていけば、もう自分の助っ人として頑張れる中継基地を自分が持つ

ていくわけですから、向こうにちょっとした土地さえ用意してもらえたら職員さん、それこそ6人、何日もどこかへ寝ることも考えずにそれを使えばいいと一生懸命助っ人というかいろんな作業ができるんじゃないかなと、そういうのも思ったので、ちょっと今回質問しましたけど、さすがにお値段も結構するものですから、それよりも備蓄食料その他のほうに回されるというのは、それもおっしゃるとおりだと思いますので、周防大島もこんなのを周りに打診されてどうですかとあったので、こういうのがあって普通に電話なり何なりでどうですかと新聞には周りにするって書いてあったけど、打診がありましたか。ちょっと、一応聞くんですけど、町長お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 打診はございません。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 新聞に、周りの市町村に聞くように書かれておったんで、されたかなというのをちょっと1点聞いてみたかったのもありまして、それぞれ向こうもタイミングその他があるかもしれません。我が町の財政事情と優先順位関係があって、トレーラーハウスに関してはうちは無理かなという。これはもう、どうにも買ってくださいというようなものじゃない。いろいろ、備蓄食料なんかに、もしものときに備えて一生懸命職員さんが頑張っておられるというのは、よく説明されたとおりで、我々も重々、協力なり応援したいと思いますので、これからも頑張っていただければと思います。

質問を終わります。失礼します。

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、以上をもって河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） ここで、昼休みのため、暫時休憩といたしたいと、このように思っております。再開を1時10分といたします。よろしくお願いします。

午前11時38分休憩

.....

午後 1時10分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩をほどきます。休憩前に引き続き会議を再開します。次に、石田修一議員。

○議員（5番 石田 修一議員） 通告どおり、4件の一般質問をします。一問一答方式。答弁者は1番、2番は町長、それから、3番、これは教育長、そして4番目、小津漁港、町長お願いします。

それでは行きます。私より前に國本議員のほうで1番、2番のほうは詳しく説明しておられますので、要点だけしますが、重複するところが多々あると思いますけど、その点はよろしく願いいたします。

1問目、税の公平性について。田布施町の固定資産税の問題でたびたび新聞報道されている。町民への説明が必要と思うが、いかがか。

1、土地の評価方法の見直しについて。これは、令和3年度に2021年度ですけど、土地の評価替え、これに向けて土地の評価方法の見直しをスタートしておりますが、現在のこの進捗状況はどうなっているか。

第2、相続登記未了にかかわる課税誤りについての対応方針について。

ことし7月、同じ事例がありました自治体に視察に行っておられます。8月に人事異動によって新たに、調査対策室を設置し、取り組みを始めていると聞いておりますが、現在の状況や今後の方針はどうなっているか。

3番、これは、この件については新聞報道されております。これは私の地域です。住民を代表しての質問であります。都市計画税について。

本町の都市計画税は町全体でなく、用途区域を決め、その区域から税を徴収している。本町の場合、用途は主に下水道や雨水工事、この復旧に充てられている、用途区域の中に認可区域があり、現在はまだその認可区域の中の工事が行われている状況であります。戎ヶ下地区や、私は麻里府であります。麻里府の一部、海岸線が用途区域にずっと以前から入っております。用途区域の住民、年数でいいますと昭和37年から現在まで既に57年間都市計画税を納め続けております。こうして57年も納め続けておりますが、今主に下水道雨水これを行っておりますので、現在、何の恩恵も受けていないと、そういうふうに思っております。その間でも税率は0.2%、それからいろいろ見直しがあり、現在では、0.3%まで引き上げられております。税の公平性から見て、見直し、検討が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目は、令和3年度の土地評価替えに向けた、評価方法の見直しの進捗状況についての御質問でございます。

現在、計画準備として資料収集、整理を行うとともに、過年度の地籍図データ更新として、データマッチング、異動地番へ、現状分析として、価格バランスの分析、整理、価格形成要因調査基準書の作成、用途地区、状況類似地区の見直し、標準宅地の見直し、路線の設定を行っている段階でございます。

今後は、地目照合調査、画地条件計測、市街地宅地評価法の導入に伴う用途地区、状況類似地域、標準宅地の見直し作業に入り、現在の価格バランスや土地の利用状況を踏まえ、不動産鑑定士の御意見を取り入れながら、評価を実施することとしております。

また、これまで本町で導入しておりませんでした固定資産管理システムの導入も進めております。

これにより、地目照合調査や画地条件計測の結果をGISシステムを利用して確認することができますので、評価がえに向けての事務作業の適正化、効率化を図ることができると考えています。

こうした見直し作業の取組みは、既にホームページに掲載しておりますが、9月の広報で、その概要をお知らせします。

2点目は、相続登記未了にかかる課税誤りについての対応方針についての御質問でございます。

この件につきましては、さきの國本議員の御質問にもお答えしておりますが、本来、固定資産の所有者が死亡され、その資産について相続登記未了の場合には、本来、相続人代表者の個人資産と死亡者の資産を分けて課税する必要があったものを、過去の誤った解釈から、相続人代表者の個人資産と合算し課税していた課税誤りに関するものでございます。

それでは、さきにお答えいたしました、解消に向けた取り組みについて、再度お答えをさせていただきます。

町では、課内での検討を進める一方、7月に入り、本町と同様な課税誤りのあった市町を訪問させていただき、実際にどのような解消に向けた事務が進められたのかお聞きし、貴重なアドバイスもいただきました。町では、こうした実際に行われた対応策を慎重に検証するとともに、町独自の調査結果等も踏まえ、今後の対応案について、シミュレーションや検証をしております。

また、8月1日には、課内に資産税係調査対策室を新設し、職員2名、業務支援1名の体制で解消に向けた作業を進めております。

現在、まず、来年度の課税で、誤って合算していたものの全件解消に向けた作業を最優先に進めるとともに、あわせて合算解消に伴う影響額及び還付加算金の算定に関する調査に着手しております。

なお、現在、令和元年度分について調査を進めておる段階でございますが、誤った合算を解除する必要がある件数は、令和元年度で約1,200件あり、そのうち、還付の対象となる100円以上の影響額があるものが、約半数の600件程度と見込んでおります。

今後、調査、確認を進め、さかのぼっての還付・返還金額等を確定し、来年度以降にはなりますが、一括処理をすることを検討中でございます。

以上が、現在の進捗状況でございます。

改めまして、こうした課税誤りについて、深くお詫び申し上げますとともに、解消に向けた取り組みに今、全力を挙げて取り組んでおりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、都市計画税の使い道についてでございます。これまでもいろんな御質問におきまして、御答弁させていただいておりますが、都市計画税を充当できる都市計画事業は、国庫支出金や受益者負担金など特定収入を除いた都市計画施設の整備に関する事業及び当該事業を実施のために借り入れた借入金の償還費等となっております。

令和元年度については、一般会計では八和田・定井手線における街路県事業負担金、下水道事業特別会計では建設改良費に充当するとともに、それぞれの会計において、都市計画事業に係る町債の償還費に充当しています。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（５番 石田 修一議員） 再質問させていただきます。今、調査に一生懸命取り組んでおられるところではありますが、こういう大きな問題になっておるこの件につきましては、この令和３年度までに調査を終了して説明されるでしょうけども、その進捗状況について、定期的に説明をされたほうがいいと思います。その点について。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 固定資産税というのは、非常に難しいものでございまして、今、その特例なり、制度なり、税制の中でも非常に経理があったり、難しいものでございました。補助基準の見直しにつきましては、不動産鑑定士のアドバイスもいただきますが、やはり見直しをする際には、状況に応じて、特に路線価の導入とか、やっぱり不整形地といった専門的なことについて、十分理解していただけるように、今、ことしやと着手したばかりでございまして、介入する気は全くございませんが、分かりやすく、私として理解できて、このように住民の方へ説明せにやいけんということを確認し、その段階に応じて説明はしてまいりたいと思いますし、広報等でもシリーズもの等で御説明したら、わかりやすいのかなと。ホームページもあれば、十分説明が可能なんですけど、なかなか、多くの方にホームページ見ていただくということも現実的には不可能でございまして、当然町には説明責任もございまして、その辺は広報の予算とか紙面的な制限もございまして、特に特別な件でございまして、私としても、十分説明していきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（５番 石田 修一議員） これ、定期的にというふうにお願いしたのは、やはり令和３年までを目標にやるわけで、何か、その間町民には不安がないように、こういうふうにやっているよと、ここまで進んでいるよというふうな状況説明はしていただけたらというふうに思ひまして、質問しました。

次に、地元のことですが、現在、下水道整備事業、これは認可区域の整備を行っていますが、まだ認可区域が作業が残っております。高塔の方が残っておりますが、既に、先ほども言いましたように、税を納めて、御自分の範囲になりますが、戎ヶ下だとか、麻里府とか、この工事の見通しは何年ぐらいするか、何十年先っていうふうに申したらいいんですか。どういう状況になるのか、やはり住民のほうもどうしても必要なものであればお支払いしますが、用途区域ということで、こうして長い間納めてきておるんで、ちょっとその点、進捗状況、この辺もお願いしたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） まず、公共下水道の污水関係でございまして、戎ヶ下地区のほうにつきましては、数年前の議会にお示ししましたように、予定とすれば、平成３８年以降、整備する予定となっております。これは、当時の説明したときの議会のとき資料もお配りしております。それと、雨水管理につきましては、まだまだそういうところから整備しておりますので、当面は町なかということでございまして、

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） ちょっと余りにも長いですから、できるだけ早く下水管理できるようにいたしたい。これは、財政健全化ということで、それまでは、私も議員になった当初というのは予算が大分あったように思うんですけど、急に財政健全化最優先ということで予算が圧縮されて、何かこういうふうになったというように記憶しております。できるだけ、公正な是正ということで頑張っていたきたいと思います。

今回、こうして國本議員が説明されましたから、多くは申さないんですが、実は、税のことは、今こうしてお見受けするのに、今までと違って非常に神経を使っているというのがよくわかるわけで、これが職員全体、町全体にこの暗い空気が、消極的な空気が影響しなければいいがということを特に感じている1人であります。だから、1つは、税金問題の誤りというのは、間違いというのは、真剣に組んでもらいたいということですが、もう一つは、東町長は、田布施町の首長でありますので、先頭に立って、明るい職場、活力ある職場、これをつくっていただきたいと。組織力のアップに努めて、町の活性化、これを職員全体が取り組めるように、お願いしたいと。といいますのも、新聞見ましても、大島町、それから平生町もいろいろ新しいことが、新聞には載っている。が田布施町は今税金の分でたびたび出ちゃおるということですので、こういうことを考えますと、田布施町、どういうふう首長としてやっていかれるのか、その前向きな形がぼけていくような気がしまして、頭につくものというのは大変でしょうけど、とにかく気合い入れて頑張っていたきたいと思います。この税の関係はこれで終わって、次に行きます。

2番目は、同じ関係にもなりますけど、人事評価や異動についてであります。

本町の人事評価や異動について、一部の報道では、内部告発者に対する「報復」だと書かれ、怪文書、これが出回っております。町として、この件について、人事評価について説明責任があるかどうか、これについて御答弁願いたいと思います。怪文書と言いましたが、名前が書いてありませんので、いろいろ詳しいこと書いてありますけど、名前なしで手紙が私のところに届いておりますので、怪文書としました。

以上。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。さっきの國本議員の御質問の中でも、人事評価と人事異動について答弁させていただいておりますが、途中でちょっと途切れたような形もございますので、含めまして、この質問の中で、答弁させていただきたいと思います。

さきに申し上げましたように、人事評価におきましては、各市町村でいろんな制度がございますが、本町の場合は県の制度を基本につくって、施行してやってきたということでございます。今回のケースは、その中でも想定していなかったような年度途中での異動とか、いろんなことがございまして、その後、いろんな制度の見直しもいたしておりますが、1点、評価者に提出する2つのシートのうち、1つのシートの提出が拒否されるなど、そういった最初の面談、ヒアリング等もなかなかうまくいかないということもございました。本来、評価制度というの

は、評価する側とされる側が同じ認識に立って、こういった契約で1年間頑張らしようというのが本来の姿だと思います。特に、民間のようにその成績に応じて給料を変えとかいった本来制度ではございませんので、将来にわたった人材育成も含めた制度でございますので、少し民間の成果至上主義とは違うということは、御理解いただきたいと思います。國本さんのときにも少しお答えいたしました。残念ながら、今回のケースは、本来の本町が想定しておりました評価制度に成立しないと申しましょうか、マッチングしていなかったということが、Bシートのほうでございまして、Cシートは提出がされませんでしたので、評価自体ができませんでしたけれども、そうした取り組みを行わさせていただいておりますけれども、そうした特殊なケースであるということから、県に聞かしてもそういったケースには通常と同じ取り扱いをするという県の方針も聞いておりますので、通常、昇給や勤勉手当等で差が出るわけでございますが、そういった不利益な取扱いはしていないというのが現状でございます。非常に、私としてもよく知っている職員でございますので、残念だというのが率直な気持ちでございます。

また、人事異動につきましては、基本的に、職員のいろんな思いがあるかも知れませんが、全体のバランスと1個の課題と、私の思い、当時は長信さんの思いでございますが、そうした思いをマッチングさせて行うということでございます。基本的に、全体を見て行っております。8月の異動でございましたけれども、大変な重要な業務をたくさん持っており、専門的な業務を処理しておりました女性職員が育児休暇をとる、産休をとると、そうになってまいりましたので、急きょ引き継ぎを含めて、多くの業務を持っておりましたので、至急、やはり業務に支障が出てはいけないという課の申し出もございましたので、当時思い出してみますと、1年以上前のことですが、そういった印象がございました。一部の報道に書いてありましたが、そういったものは一切持っておりませんし、町としても戸惑っているというのが私の本来の実感でございます。そうしたことは、ほかの職員には直接聞いていただければ、そうしたことというのはないというのははっきりすると思いますけれども、職員もいろいろおりますので、わかりませんが町としてそういった意向をもって人事異動をやってきたということではございません。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） 評価ゼロということで文章を読みまして、びっくりしたんですが、きょうのお話や何か聞きまして、ちょっと満足したわけですが、実は私、民間企業でずっと働いておりまして、経営を携わってきたわけでございますけど、人事交換、これで評価がゼロ査定ということをあわせ持った、聞いたことが私自身なかったもんですから、びっくりしたわけです。だけど、國本議員の質問のときに、資料提出がなかったということであれば、一部の資料にしましても、なければ、評価のしようがないわけで、やむを得ない状況があったのかなというふうに判断をしております。だけど、今、答弁の中でもう一つ安心したのは、民間企業の経験から言いますけど、民間事業であれば、経営が収益状況が悪くなる、極端に言

えば赤字になる、そうした場合には、将来何か大幅減額です。それから、職員の人事評価にしましても、ゼロ評価したことありませんけど、評価でどうしても普通レベルより落ちれば、これは昇給、それから賞与、ボーナスですね。これに大幅に影響します。だけど、今答弁されたけど、賞与には、ボーナスには、今回の件で、影響がないということを聞いて、よかったなど。よかったって言うていいかどうか分かりませんが、そういうふうにしたわけですが、この人事評価というのが要するに社員の教育それから組織の活性化、組織力をアップしようという目的で、この人事評価というのはできておるわけで、こういう今回のような形で、これも自分の一部内容を読んだわけでございますけど、それからまた6名の人から来た文章でありましたり、こういうプラス思考になるような人事評価ができるようなことをもう一度再検討して、もうきちっとしとると言われればそれまでですけど、研究の余地もあるかなというふうに聞いております。組織力の強化のためにやっておられると思いますけど、その点について何か。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 人事評価は先ほど町長が答弁しましたように、費用対効果を上げるため、今まではやってもやらなくてもいいという公務員の特性の状態が続いて、平成28年から、やる人にはやるだけのという、ただ、民間と違って評価の方法がAからDまでです。だから、ゼロならDなんですけど、割合は、標準はBなんです。30点満点で、Bが普通、要するに今回評価できなかったらBと。Bなんですけど、ちょっとクラスが上がれば5%、だから、10万円でいえば5,000円ぐらいが反映されるということで、民間みたいに2倍になったり、3倍になったりというような制度じゃなくて、職員に少しでもモチベーションを上げてもらうということで、評価者も1次評価者、2次評価者と言いますけど、勝手に1次評価者がやるということはまずありえません。だから本人が自分がここまでの点数ですよというのをベースにして、1次評価者がいろいろヒアリングをして決めていきます。だから、一方的に1次評価者、2次評価者が好き嫌いも含めて勝手につけるというような制度じゃなくて、お互いが話し合いをしながら、評価を決めていくという制度なんで、1次評価者の一緒に仕事している評価の力ってやっぱり強くなって、一番ヒアリングをして反映しなくちゃいけないという制度なんです。今回みたいに提出がないというのは制度上想定していませんので、どうしたらいいかという選択肢もあって、県のほうからも聞かれたんです。新聞見たからということで、聞かれました、Cシートの提出がないと評価できませんから、28年以前の評価できない対象と一緒にですよという話をしたら、B評価ですかと言われるんです。そこまで考えていなかったんで、そういえばBなんですよ。だから10点なんですよ。評価できなければ可もなく不可もなくといって10点なんで、制度上はそういう制度です。ただ、今回の職員が水道業団も異動していますので、企業団に異動した場合は、役場の評価は全く関係なくなります。だから、持っていくことができませんので、その時点で消えますんで、本人にとって影響は全くないんですけど、ただ、評価制度を考える上でそういう想定していないことが起こったんで、新たに出さんでええかという表な話になると、制度自体、モチベーションの上げ方違いますんで、その辺は、言われるように、もう1回、制度上どういうシステムがいいのかというのは、ちょっと新たに考

えていかなきゃいけない課題かなという思いはしています。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（５番 石田 修一議員） これ、プラスになるような評価にさせていただきたいと思います。一番最初びっくりしたのは、ゼロ評価といいますか、民間でやっていましたから、賞与か何かでどんだけ減らされるんだろうかなというふうに思いましたが、全く賞与やなんかも関係ないという今回のそういった形になっておりますので、安心しました。

それでは、３問目に移ります。通学路の件であります。通学路の安全点検について、これは、教育長と町長にお伺いします。

通学路の安全点検について。

国道１８８号線の歩道拡幅工事は積極的な国の陳情で、麻里府地区の拡幅工事はおかげさまで完成しました。そして、鳥越地区の危険箇所、新しい工事、１８８号線のところでございますが、これも、ほぼ決定じゃないかというふうに聞いております。次は、ぜひとも戎ヶ下の峠、前々から何回も言っておりますが、危険箇所、この整備の件、通学路でもありますので、歩道も狭くいつ事故が起きてもおかしくありません。危険箇所です。引き続き、この陳情をお願いしたいということでもあります。

一昨年１２月に、通学路での交通死亡事故が発生しております。もう一昨年になりましたけど、通学路の安全点検というのは常に必要だと考えております。麻郷小学校のＰＴＡ会長、それと役員の方に、交差点近くの通学路危険個所に信号機をつけてほしいという陳情がありまして、そのほかにも現在お願いしております。事故の未然防止のためにも定期的に通学路の点検が必要と思っておりますが、よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

まず、国道１８８号線でございますが、ことしも２回国のほうにも陳情に行きまして、お願いもいたしております。別府地区については、お礼を申し上げましたし、鳥越地区、ことし事業化されておりますので、さきに地元説明会も開催されておりましたので、直接国土交通省に行ってお願いしますといったことは言ってまいりました。その辺、協力的でございましたので、安心をいたしております。そして、今回議員御指摘の国道１８８号線の戎ヶ下の峠、従来から危険であるということが言われておりますけども、鳥越地区の歩道自転車道交差点改良は、一定程度進むという段階で、毎年毎年やってくれというのは、私も、他市町村から見ると、田布施ばかり進むのはどうかということを随分言われますので、また折を見て、地元の議員さんもいらっしゃいますので、またお願いはしてまいりたいと思います。

また通学路の安全点検ですけども、田布施町通学路交通安全プログラムに基づいて、教育委員会主催で、町内の小学校、中学校や、柳井警察署及び国・県・町の道路管理者の関係機関が出席し、年２回、田布施町通学路安全推進会議を開催しており、ＰＤＣＡサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を今後も図ってまいります。

保育園につきましては、通学路という概念がございませんが、保育園の園外保育等、最近の

事故等の状況見ましても、大変危険でございますので、十分配慮しながら行こうというふうに思っております。

なお、今年度、日常的に集団で移動する経路の緊急合同安全点検を保育園、町、道路管理者、警察と連携し実施することとしております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 引き続き、通学路の安全、それから事故の防止対策について、お答えします。

平成29年12月21日でしたか、ちょうど2学期の終了の日、当時、田布施中学校の3年の生徒が、帰宅途中に交通事故に巻き込まれ死亡するという大変痛ましい事案が発生していました。

1年半過ぎようとしておりますけど、ついこの間のように感じられて、哀惜の念にたえないところでございます。

御質問いただきました通学路の安全点検と事故の防止策について、お答えさせていただきます。

まず通学路の安全点検ですが、各学校においては、教員が定期的に通学路に直接出かけていて、安全の確認を行っております。

次に、町として通学路の安全を確保のため、毎年、通学路安全推進会議を開催し対策を講じております。町長、申し上げたとおりです。

推進会議では、各学校で、保護者や子供たちから危険と思われる箇所を報告してもらいまして、8月と2月に国、県、警察と関係機関一同に会して推進会議を開催して、これらの情報を共有して、各機関で対策を検討した上で、危険度、緊急度で優先順位をつけて通学路の環境整備を着実に進めております。

次に、事故の防止策につきましては、各学校では、定期的に通学路の危険箇所での街頭指導を行うことで、通学の安全確保を行っております。

また、学級活動や保健体育の時間を利用して、通学中の危険な箇所を想定して模擬体験というKYTという、先ほど言いましたが、危険予測トレーニングというものを実施しており、児童生徒自身が、危険を予知して適切な対応ができるようにと、こういう指導も始まっております。

その他にも、警察等を招聘して定期的な交通安全教室や、小学3年生や中学生を対象にした自転車教室もずっとやっております。

また、集団下校や全校集会の際には、児童生徒がみずからを振り返り、上級生が下級生を指導するといったことも引き続いて行っております。

今後とも引き続きまして、通学路の環境整備と子供たちへの指導というハード・ソフト両面から対策を徹底することに加えまして、安全な歩き方とか危険な場所の判断とか、やはりみずから身を守る行動というものをこれからは犯罪も含めて、交通安全も含めて、指導の工夫して

まいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（５番 石田 修一議員） 年に２回、２月と８月、集まって、この通学路の点検について、安全確認をしておられるようでありがとうございます。

１つだけ、教育長に、お聞きしますけども、先ほど言いました浜城交差点のどこありますよね。これは、麻郷小学校のＰＴＡの役員のほうから話があった件ですが、これ届いておられると思いますけど、あそこのところも警察のほうとしてもすぐの信号というのはつけにくいようなことも言っておられたんですが、通学路の変更とか、そういうことも検討されたいかがかなというふうに思います。そういう点については、お考えどうですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） ずっと地域からも、保護者からも伺っております。なかなか、今議員がおっしゃるところの信号というのは難しいような感じもしますが、今県道がきれいになっておりますので、それができれば、もとの道路、水路のああいうところを考えれば、今の信号機からすぐその道に入って、新しくできる県道に行けるということがありますので、その辺も合わせて、ＰＴＡの方と相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 長合学校教育課長。

○学校教育課長（長合 保典君） 通学路の安全推進会議の中で、石田議員が今御指摘いただいた部分につきましては、議題として上がっております。おっしゃられるように、信号機の設置については、現状ではちょっと難しいという回答を警察のほうからいただいてその他の対応としましては、一応総務課のほうで何らかの形で路面に注意喚起を行っていこうということで、今検討を進めております。通学路につきましては、また、今教育長申しましたように、県道の改修状況を見ながら、また柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（５番 石田 修一議員） 十分点検していただいているようですので、引き続きお願いします。これから、夕方早く暗くなりますので、暗いときの通学路というのも、いろいろ話が出たと思いますけど、今後気をつけていただきたいと思います。

それでは、最後の質問です。

尾津漁港海岸保全事業について。

尾津漁港海岸保全事業は、前町長のときに国県に強力に陳情し、許可を受けました。この海岸保全事業は、尾津西バス停から公民館までの潮壁工事で完成でしたが、地元の住民は引き続き公民館から東の大上造船所というのがあるのですが、そこまでの工事が行われるものと私も思っていました。しかし、引き続きの工事計画はありませんでした。早速、前町長に現場の視察をお願いし、地域の住民の協力を得て、国、県に強力に陳情をし、国庫補助事業として、今の工事、承認を受けたものであります。それだけに、工事の遅れを心配しております。この施工年度というのは平成２３年から始まりまして、令和２年度に完成ということで、総工費９億４，４００万つけていただいておりますが、今の現場を見ますと、進捗状況、非常におくれ

ており、工期までにはとてもではないけど、できないと、完成しないというふうに思っております。地球温暖化の影響もあり、潮位も上がっております。最近、高潮時の台風の直撃がありませんが、今回も関東方面は相当被害を受けております。もし高潮時にこちらに台風が直撃しますと、相当な被害が出るというふうに思います。心配しております。現況、再度調査され、強力に国のほうへも推進をお願いして、これはあると思いますけど、よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

今、工事については詳しく御説明いただきましたけども、国の事業、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備事業の採択を受けまして、総額9億4,400万円で護岸改良385メートル、胸壁470メートル、陸閘20基を平成23年から令和2年度、来年度、おっしゃいますように整備する計画で事業がスタートされております。

平成30年度末の工事進捗状況でございますが、胸壁432メートルと陸閘8基が施工済みで進捗状況で申し上げますと47%でございます。

今年度の国の予算額が2,500万円で進捗は約5割というところまで来るということでございます。

町といたしましても、工事に当たり国県に対し予算要求をしていますが、平成26年度ごろから予算要求額の4割程度しか毎年のように配分がございません。この状況が続きますと当然令和2年度の完成は大変厳しいという状況となっております。

御指摘のように台風などの自然災害等も危惧されておりますので、国道と一緒に国県の要望をしっかりとまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議員（5番 石田 修一議員） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、石田修一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、穴井謙次議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） それでは、3問ほど質問させていただきます。

答弁書は町長のほうにお願いをしております。

まず質問の第1項目でございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況と今後の展開はということについてお伺いさせていただきます。

笑顔と元気あふれる住みよい町田布施をスローガンに、第5次田布施町総合計画が平成23年度に制定され、本年はその実施期間10年の9年目に当たっております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成27年度から5年間にわたり実施されており、令和2年、来年度がその最終年度とし、5年の予定であったのが1年延長して取り組まれているわけでございます。

そこでは総合計画と同様、安全安心なまち、健やかで思いやりのあるまち、豊かで活力のあるまち、快適な生活環境のまち、元気で心豊かな人が育つまちを目指して基本的な取り組み、アクションプランが数値目標を置いて推進されているところでございます。

そこで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の現時点での進捗状況と今後の展開はどのように

なるかということをお伺いさせていただきたいと思います。

もういよいよ最終年度、また1年延長ということではございましたんですけれども、特に、基本目標のことでございます。産業振興による雇用の創出ということと、人材の定着・環流・移住の推進についてお尋ねをしたいというふうに思っております。

この件は、さほどからの質問で重複するところもあると思いますけれども、いよいよいろんな田布施に活気を、本当に将来に向かっての大きな田布施構想としてのビジョンを、皆さん方、本当に協議しておられるところでございますので、そういう面でまたひとつよろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

西本議員の御質問にもお答えいたしました、田布施町まち・ひと・しごと総合戦略にある重要業績評価指標いわゆるKPIでございますが、現在69項目ございます。その中で、平成30年度末で既に達成した項目が26、今年度で達成が見込まれる項目が3項目、達成は困難とされている項目が40項目あることでございます。これは先ほどお答えしたとおりでございます。町といたしましても総合戦略の期間満了まで、できるだけこうしたKPIが達成できるように努力をしてまいりたいと思います。

その中で具体的な達成項目のお尋ねでございますが、達成もしくは達成見込みの項目は、企業立地件数や新規就農者数、のんびらんどうましま利用者数、田布施町ブランドの認定数等の田布施町ブランド事業3項目、移住・定住者数等の移住関連3項目、コミュニティスクール設置等の教育事業が4項目、空き家バンク登録を初めとする空家対策関連事業5項目、町ホームページ閲覧数等がございます。

また、上位の目標でございます基本目標についてのお尋ねでございますが、1、2についてのお尋ねでございますが、基本目標1、産業振興による雇用の創出でございますが、雇用創出数50人に対し、現在47でございます。

次に、お尋ねの基本目標2、人材の定着・環流・移住推進の人口の社会的減少の抑制は、マイナス45人からマイナス6人に抑制することを目標としております。45人から6人に抑制しようという目標でございますが、平成30年度はマイナス29人でございましたが、済いません、平成30年度はマイナス29でございました。こうした状況から、地方創生施策として田布施町をより活性化させるため、就農や企業のサテライトオフィス誘致等を通じ、雇用の創出、移住定住施策の推進による人口の社会増を目指して、施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、基本目標3は、結婚・出産・子育て環境の整備は、ゼロ歳から14歳までの年少人口を目標1,836人に対して1,708人、基本目標4、持続可能で元気な地域社会の形成は、地域リーダー育成6人に対して3人となっています。

こうした状況から、地方創生施策として田布施町をより活性化させるため、就農や企業のサテライトオフィス誘致を通じての雇用の創出、移住定住施策の推進による人口の社会増を目指

して施策を進めてまいりたいと考えております。

一方で、現在、国において第2期の総合戦略の策定が進められておりますので、地方自治体においては国の総合戦略を勘案し、今後地方版の総合戦略を策定することが国から求められております。

本町におきましては、引き続き、国や県の状況も勘案しつつ、また、現在実施している田布施町まち・ひと・しごと総合戦略の項目達成状況を踏まえ、田布施町の強み弱みを分析し、第6次田布施町総合計画と次期の田布施町まち・ひと・しごと総合戦略との関係を整備しながら、事業については、当然、選択と集中及び施策展開の戦略性をより強めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございました。

先ほど69項目立案がされて、30年度に26項目、うちは3項目を達成される予定です。見込みと。それから、40項目は達成が難しいということで、けさほどもさきの項目等、実際に挙げたのは国の方針の積み残し、課長さんのそういった答弁も、ちょっと無理があったようなお話でございましたけれども、本当にこの戦略が人口問題減少ということで国の重要課題として位置づけられていますね。この問題にはちょっと地元、田布施にとりましてもえに漏れず少子高齢化が加速しており、将来にわたっての田布施町の活力という面での大きな問題としてあげられており、そのことを少しでも解消でき、また、活力のある町を発展させていくということで戦略を上げられているというふうに思わせていただいております。

それで、具体的にこの委員会が総合計画と実際に推進委員会というのがあると思うんですが、この推進委員会というのは、行政や他の課長さん方が主になってやっきになっておやりになっているというふうに思わせていただいておりますが、実際に1年に何回ぐらい会合をお持ちになって検討されておるんでございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 推進委員会というよりは、総合計画の策定に対して、5年前は総合戦略と合わせて策定委員会というのを立ち上げさせていただきました。そのメンバーというのは、産官学連携というところで、そういうある程度専門的な方を入れていただく組織になっています。

もう1つ、先ほどちょっと西本議員のときでもいいましたが、それ以外にも田布施町長をリーダーとした庁内へのプロジェクトチームをつくっていくというところで、これは、また来年度新たに立ち上げるというところで、またメンバーについてもまた新たに選任をするということでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ということは、現状では何か、何かおやりになったということなんです。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 総合計画と総合戦略といろいろあるんですが、毎年行われておりますのは総合戦略という基本手的に年２回行ってさせて、それまでは事前に報告したりしております。基本的には年に２回ということで示しております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（９番 穴井 謙次議員） ２回ということで、ほどよくされているというお話でございますんで、こういう非常に重要な課題になっておると思うんですが、ああいうのは、本当にしっかり回していくためには、やはり最低年２回以上の話し合いがあって検討されていくべきであろうというふうに思いますんで、さらに今後もそれを受けていかれるようお願いを申し上げますとところでございます。

あのこの最近では、本当に本町の人口減少が本当に進んでおります。今ちょうど人口が減ってきておりますけれども、今後、今の若い人が、特に十代後半から二十歳前半の男の人が転出の多いということ、それは大学進学をきっかけにどうしても転出をしていくと。そのまま町外に就職をしていくということの状況がここでも見れるわけでございます。そのことが一番大きいかと思わせていただきますけれども、また、二十代が住みにくいと、田布施が住みにくいと感している理由ですけど、職場の少なさを挙げておるわけでございます。そういう中で、働く場の不足があることが人口流出の一因になっているということが指摘されているわけですが、いわゆる若者の働く場が不足ということでの流出を防いでいくということも非常に重要な問題になってきておると思いますし、いわゆる歯どめをどうやってかけていくか。また、新しい雇用を創出していくということについて、特にこの戦略のもとに御検討、対策を講じていただいておりますわけですが、そういう面でまだまだこれから大きな課題として取り組んでいかなければいけないというふうに思わせていただいておりますけれども。ちなみに、田布施町に住んで、田布施町で働いている人の人数は２，８０６人ということで、ほかの市町村に働きに出ていっている人が４，１２０人ということで、やっとな倍とまで行きませんが、外に出て働いておる人が多いということでございます。このことはとりもなおさず地元の企業に働く雇用の場というか、そういうことが少ないと。とにかく流すと、やはり給料とか大手とかいろんなそういうようなことも裏にはあると思いますんですけど、ただ雇用の場をふやしていくということは非常に重要な問題であるというふうに思わせていただいております。

そういう面でちょっとお考えを、私の意見も交えながらしたいと思うんですが、ここでこの戦略では、地元企業を支援をしていくというふうにうたっております。大いにやはり昔から地元企業として、あるいは商店として頑張っている企業を大いに助けて、また元気を出してもらいたいということを、特に田布施町の昔の通りをいいますと、もう全然さびれているというところでございますけれども、それらの地元企業を支援していくということについて、どのように支援しておられたかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、企業を支援するように奨励金もございますし、今年度当初予算で県の事業にあります企業版、首都圏から移住して希望した場合の100万円とか補助もございます。

先ほど言われたように、確かに、若者の流出ちゅうのが大変な問題でもございますけど、その中でも企業誘致ということとかもございますし、農業水産業の担い手の確保も必要だとは思っております。また、一つそういう中でやはり光ファイバー網とかそういうような、今年度は国のほうで補助金等も新たにできたわけなんですけど、田布施町としてもそういう辺地債とか、使える小行司だとか、竹尾、国木、真殿、そういうところの辺地債も活用しながら進めて対応できたらなと思っているところです。先ほど田布施町へ働きに来る人とか、あれでも国勢調査の資料とは思いますが、やっぱり実際に今働きに行く人ということで4,100人ぐらい、今言われるようにいらっしゃいます。逆に、働きに来る人というのは逆に2,300人ぐらいしかいなかった。だから、1,700人の差は何かということになっているんですけど、今、県の経済状況というのが流入比率というのがあるんですね。田布施町は、実は、働きに出るんですけど、雇用に対して報酬を受けとる率が、県内で一なんですよ。そういうところも一つの特性、ベットタウンとなっている、一つの特性でもあろうかというふうに今分析をしています。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。今のお話で田布施町がもうベッドタウン化しているという一つの状況にあるということも意見を出していただいたわけでございますけれども、若者が地元の企業にあえて勤める、地元で職を求めるということに対して、子供たち、あるいは高校生、中学生が地元でたくさん田布施町でもいろいろあるわけですが、じゃあ、ひとつ何をどういうふうにつくっておるのか、何をつくっているかということ意外と知らないんじゃないかというふうに思わせていただくわけでありまして。ということは、逆に、興味を持っていただく機会というのをやはり欠如したんじゃないかということをおもわせていただくわけでございます。そういうことで、行政と、あと商工会とかの取り組み、そういう商工会もあるわけですが、いわゆる本当に地元企業をPRして若者が本当に企業に勤めたいというようなそういう土壌をやはりつくっていかないといけないんじゃないかというふうに思わせていただきます。その中で、端的に商工会なんかに行かせていただきますと、中には商工会とは書いてあるんですけども、一体、じゃあ、地元の企業の企業ブースといいますかね、紹介するところとか、そこでどうやって企業でつくっている製品とか商品とかそういうものが1つも見当たらないというか、そういうところも私は非常に気になっているところでございます。そういうことで、やはりそういう現在の企業が三百数社でしたね、商工会におられるわけですが、そういう企業の方が地元で、どういうことを頑張ってくれているのかということもやはり若者に、子供たちに伝えて田布施町を愛するというか、田布施町のためにというところを端的にものをつくっていかねばいけないと思うんです。いかがですかね。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、企業の紹介っていうことで、地方創生総合戦略の中で

も、大学との連携、協働ということで、田布施町としてもインターンで修道大学の大学生を受入たりしております、また町内企業三百何社に今、広島広域都市圏においても広島でそういうPRブースを設けるという今環境が整っております。実際、じゃあ、今、田布施町が何社行っているかということ、ちょっと私の記憶曖昧で、3社ほど、大晃機械工業さんなどは広島広域都市圏でPRブースで、広島で今行っているところです。私たちもちょっとPRを足りなかったとは思いますが、移住定住推進で来てもらったという体制とか気運は高めていきたいとは思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） 広域で、今、広島の方でもというお話がございましたですけれども、私が特に気にしているのは、地元田布施の商工会、商工会と、そういうところと本当に協力してやっていく。特に、あとちょうど田布施農工も町と協同でやっていくということで、町との協定を結びました。この3月に結ばれて、本当に地元と密着した活動というか、ことをおやりになっているし、また、農工はちょうど農工の正門の前に農工維新！田布施あいキュービックという横断幕を掲げておられまして、そのアイです。あいキュービックというのは、あい3ということで、そういうようなアイというのは目のアイということで、目のアイというので、地域を見て知ることの一つの、アイということ。それから、2番目のアイというのは、自分のこととしてこのことを考えていこうかなということだそうです。そして、3番目のアイちゅうのは、地域を愛し、地域に貢献する人材を育てるというたことで、農工維新！田布施あいキュービックという運動、これ国家の補助予算で全国で10校しか選抜できない、そういうような中で田布施農工が農業と工業とを一体化した学校という特質性を持ちながらいろいろなことを先ほどの申し上げたようなことを進めていって地域に貢献していき、また、地域に役立つ、国に役に立つ人材を育てていくという教育を目指してこの活動をやっているところということを横断幕がね、語っているわけございまして、そういうことに対しても町としても協定をお結びになったわけでございますから、具体的にどういうふうに町としてやっていこうとされているかをお教えいただきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 今ご紹介合ったように田布施農工とは、文部科学省に地域と協働による学校連携なんですけど、今どこからかあい3プロジェクトというところで、地域の発信力の強化とか農林水産業担い手の確保とか、地域のコミュニティづくりということで、比較的このソサエティのこともちょっと議員おっしゃいましたけどね、そういうことも含めて3年の研究期間をもってやっております。今何か特筆することはないですけど、この夏にはものづくりなどを含めまして小中学生を対象にものづくりを体験したものということで、田布施農業高校とも連携して、今回40名参加者がいらっしゃいましたけど、そういうものを体験というのをやっております。またこの3年間ございますので、またそのあたりは高校とも連携しながら協議していきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（９番 穴井 謙次議員） 本当に田布施農業高校は、それに積極的に前向きに取り組んでおられるというか、言わせていただいております。それで、やはりそういう、３年間頑張って勉強してきたら、子供たちが地元に残ってくれた、特に農業の振興という面では非常に農工ということで大変重要なポジションにあるように思わせていただきます。そういう面で、やはり卒業生が地元で誇れるような、また働けるような、そのような雇用の場をそれぞれのときに、町として、こういうところあるよとか、こういうことをお願いしたいとか、そういう積極的な一つの考案というか、施策とかそういうものが働く場所として提供してあげられるような、そういうような取り組みというのは当然結んでいるのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 今の御質問でございますけど、昨年度にコラボの関係で交流館さんと田布施農工さんと生徒でちょっとコラボしました。なぜかといいますと、地域交流館自体がやはり若者が集まらないという中で、やはり少し視点を変えた中で新しい発想をいただいて商品化しようということで、一昨年取り組んでまいりました。午前中もございましたけど、交流館を改築しているという中で少しカフェスペースを今回増築するようにやっておりますね。そこでその商品が交流館で出るのであれば、農工さんの生徒さんもそこで触れ合えるんじゃないかという話の中で、若干、その若い人が交流館での育成、雇用の場になればいいなというので、今、再来年ちょっと取り組んでおります。

では、商品化ではなくて、実際に行かれてはないんですけれども、この２月にフードフェスタの中で、酒まんがありますけれども、それを広島の新市民球場に行って、皆さん試食していただいたと。大変好評であったんですけど、それが商品化に向けていきたいというふうに考えておったんですが、今のところ、商品化にはなっておりませんけれども、今後、若い、新しいアイデアをいただいて、交流館も、農工と交流でき、生徒を交流館で雇用したというか、そのようになっていければと考えています。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（９番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

そういうことで、少しでも子供が活躍できる場が準備できるということを願っておるわけでございます。

それと、一生懸命勉強してくれている学生がほとんどですけれども、本当、けさも本当ありましたけれども、奨学金の話でございますが、今年度はゼロだったんですかね。対象者とか、該当のされる方とか、奨学金を受けられる生徒さんはおられるのかどうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 奨学金の返還が残っていらっしゃる方が１名です。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（９番 穴井 謙次議員） 新しく奨学金を受けられるように手続きされている方はいらっしゃらない。

○議長（瀬石 公夫議員） 長合学校教育課長。

○学校教育課長（長合 保典君） 一応新規の借り入れの方は今年度はいらっしゃいませんでした。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） この時代奨学金をの返還していく、大変なね、大学に行くというような世界でございますんであれですけれども、なかなか奨学金受けて、またそれをあと追加していくことについてはいろいろとあるんだと思うんですけれども、地元で定住して働いてくれるそういう学生が奨学金を受けられたとしたら、いわゆるその奨学金を地元で定住して働いてくれば免除してあげても、そういう考え方ちゅうのはいかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 長合学校教育課長。

○学校教育課長（長合 保典君） 本町独自の取り組みとしまして、奨学金の減免というのは、現在行っております。条件としまして、町内在住で就業しているということを条件として減免というのを行っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） 大いに若い人が全力に励み、そしてまた、地元で働いてくれるとか、そういうより働きやすい環境といえますかね、これもちろん、そういう恩恵を受けた人は、これもう還元して、それでまた尽くしていくというのが一番大切なことだと思いますけど、町としてもそういうようなよくしていくという点で検討していただけたらというふうに思います。

それと、町のUターンの件でございますけれども、こないだも東京で町の交流会が開かれました。私も参加させていただいたんでございますけれども、きょうも皆さん方もここから地元産品などを自分で抱えてまた御努力されて持たれて、交流会を盛り上げるために御努力されたお姿も拝見しながら、本当に田布施出身の皆さん方と笑いながら、本当に枯らす場のいろんなことを、楽しむことを思っようやってみて、こうやって話し合い、交流ができたということで非常にありがたく思いましたところでございます。あと最初の話に戻るかもしれませんが、その中でやはり私も高校生からの挑戦をするときに、私の会社の前を自転車がよく通ったけれども、話の中で、そういう品物つくつとるんかねちゅうのきょう初めて知ったちゅう話ですいいね、出ちよるわけでございます。そういうことで、ここで申し上げましたけれども、本当にそういうことを地元の企業をPRしていく、そして、企業を応援していくというそういう体制というものをしっかりとつくっていただきましていわゆる雇用組織ということで、若者が定着し活力あるまちづくりに貢献できるように御努力をお願いしたいというふうに申し添えておきます。

そういうことで第一番目の質問を終わらせていただきまして、質問2項の2番に入らせていただきます。

町道の水上線出口、拡張できないかということでご質問申し上げます。

西公民館、環境センター横の町道水上線から県道、光のほうに抜ける県道でございますが、163号線への出口はT字路で町道のほうは幅員が狭くかつ道路が斜め鋭角に均等につなが

っております。

日ごろは県道からの車の出入りを妨げないように気をつけながら通行する状況にあり、大変危険でもございます。また、そこはちょうど西小学校の児童の通学路でもあり、安全のためにやはり今後の活動等お願いしたいということでございます。

ちょうど県道に出るときに道路が斜めであるため、そして、こっちにも何ちゅうか、道路、ガードレールというのがそういうのがございまして、出るときに左側、いわゆる光側、岸田の交差点側から車で出てくるわけ。非常に確認しにくいということでございます。死角に入って。

つい先日も見落としによる衝突事故がございました。それで、私たち、本当に出られる側から、左右の安全確認ができるようになること。

それから、出入りするところで離合できるように、町道を、その場をこの広さに広げていただくと本当に安全に事故をより減らすことができるんじゃないかというふうに思っているわけでございます。

通常は、県道に出る車があると、入ってくる車が県道が狭いもんですから、停車してくれるんです。停車をして、そのことによって後続車もずっと通って、そこに連なった状態になるという現象があるわけでございます。ちょうど公民館ところの出入り口と入り口が隣接というか、10メートル足らずで公民館の入り口になる、そういう位置関係になりますので、もうここで公民館の行事がありますと、どっちにはばっていこうとして合図が出ちよるかちゅうのが、非常に紛らわしくて、非常に危険だなということを感じるところでございます。

解決策としては、いろいろと交通整備とかそういう案内とか事故防止のために補填されてご努力されているわけでございますけれども、いかにうちの公民館は当町でも一番利用の多い、年間1,800件以上の利用がありまして、塀の上で3万2,000人の町民がこの公民館を利用して、そこを出入りをしておると思います。その横の人に通路を、均整した通路でございまして、非常に危険といえますか、狭い町道という、そういう面でひとつ、ぜひ広げていただいて、あつこが車がすれ違うときから、そこを通っている人は道路端にはじき出されそうになると思うのであるわけです。ただそういうこともありまして、ただ普通の安全な通行路の確保のためにもひとつ町道の確保をお願いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

この件に関しましては、ことしの6月19日付で地元自治会から要望書が提出されております。

そうしたことから、町でも現地を確認して、通学路でもありますことから、来年度に測量設計を検討したいということで今考えております。

また、それだけではなく、出口は交差点改良となりますことから、関係となります山口県をはじめ、関係機関へまず提出する協議資料を前段として必要となりますので、町のほうでそういったことを踏まえて準備を進めさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。早速に町の設計ということで、ありがたいことでございます。

今町長もおっしゃられましたけれども、ちょうど県道であるんで、県と協議しなきゃいかんというところもあるということでございますが。ちょうど、今、あそこのところはほ場整備事業がああ地域で始められているというところでございます。私が聞くところによりますと、農道のほうも4メートル道路をずっと、川沿いにつくっていくというような御計画もあるかに小耳に挟んでおるわけでございますけれども、大変いい機会でもあり、町道のあたりを総合的に見直して御計画の中に御検討いただけたらというふうに思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今の件でございますけれども、ほ場整備の方も経済課長のほうから聞いておりますもんで、町長の答弁にございますように、一つ壁をクリアして、結局、可能な限り交差点の改良のほうを進めさせていただきたいと思えます。一応可能な限りということでございますので、ここの交差点改修に当たっては、用地の問題等もございます。公民館等に近いということもありますし、恐らく交差点改良するとなると、恐らく岸田方面から水上のほうへ入ってくるルートで、右折レーンとかをつけるような感じになると考えられますので、こうなると、用地も結構必要となってきますので、そのあたりでは可能な限り整備する方向で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

今、交差点と、右折レーンということを抑せになりましたですけれども、それと用地のことも、あのお話ございましたすけれども、幸いなことに、そこの町道のところの地主さん、この間お話させていただいて協力を惜しまないというお話もいただいております。その辺が広くもしあれでできれば、今、朝きょうおっしゃったように、右折レーンといいますか、ちょうど県道からその土地を含めて右折レーンが十分とれるぐらいの土地があるんじゃないかと、私的には見ておるんでございますけれども、そういうところも含めまして大変ありがたいので、地元の地主さんのほうも走行が危ないちゅうことまで知っておりまして、予算が足りんから助かるというところもございすんで、そういうところも含めて良い方向に推進していただけるように御意見を申し上げます。よろしく願います。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今言われたものでは、可能な限り調査を進めていけたらと思っております。 以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 右折レーンというのは、双方に必要となりますので、町道だけにつ

けたらいいということになりませんので、県のほうの協力には右折レーンが基礎となると、ちょっとかなり大規模な交差点改良となるから、その辺県との協議が、事前協議が必要となります。まず測量をして、県と警察とか、余り大規模にはしたくないんですけど、法律で決められた全基準というのが必要となつてまいりますので、その辺をクリアする必要があります。ちょっと測量はいたしますけれども、すぐに今回前に進むかというのは、ちょっと御理解いただきたいという気持ちでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

そういう面も右折レーンも含めて、土地の取得も含めて、やはり総合的に計画いただけたらありがたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

ということで、3番目の質問に行かせていただきます。

城南、川西地区県道、町道復旧改修についてということで、町長にお伺いいたします。

災害工事の見通しはということで、また相手側との問題になりますけれども、県道23号、これは光、岩田のほうに行く県道でございますが、1年前の大雨で路肩が崩れ、城南地区は現在も片側通行規制となっております。

町内を走る県道が長期にわたって復旧できず、通行に支障を来している現状を一日も早く解消できないか。ちょうど宿井の曲がっている栗乃谷という喫茶店があるところの手前でございますけれども、この工事の見通しと町民への周知はどのようになっているか、いつごろです、幸いなことに着手していただきましたがしかし終了がいつかということでございます。よろしくお願いします。見通し、工事の見通しについて。（発言する者あり）すいません。なら、2番目の町道栗島線についてということで、お伺いをいたします。

国営ほ場整備事業に伴う町道栗島線の崩落防止策について、地元の陳情が出ておるといいますけれども、これに対する町長の御見解をお伺いするところでございます。

この町道栗島線は、川西地区の5つの集落、部落を結ぶ、いわゆる生活道路になっているところでございますけれども、これとの中の280メートルのところが昨今の国営ほ場整備事業において、ちょうど町道の南側ののり面が削られてしまつて非常にのり面の落差が非常に大きくなっているということで、地域の住民の方がそこから落ちられたということがあったようでございますし、その辺が安全策も含めて外の改修といいますか、選択をしたもの、整備が早急にできるかどうかというようなことのお伺いをさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 町長。

○町長（東 浩二君） それでは、2点の道路関係についての御質問にお答えいたします。

まず、城南から岩田方面に向かう県道光上関線の旧星乃谷付近の災害復旧工事、川と道路の関係でございますけれども、承知のように、ほかの災害復旧も県として非常に多くあったことからおくれておりましたが、幸いにも、先日、工事が着手されております。

工期につきましては、本年11月29日と工期になっているようでございますが、実際には10月末で工事は終わるというふうに聞いております。

周知につきまして、県に担当のほうから確認をさせましたが、特段周知の予定はない、片側交互通行がたくさんございますので、通行どめ以外はですねというような回答であったように聞いております。そういったことでございますので、もう10月に工事が終わるということでございますので、現在では町として県工事についての周知をする予定は現在のところ持っておりません。

2点目として町道栗島線の安全対策についてでございます。

これに関係する川西地区の特例圃場整備事業が平成25年から始まりまして、平成26年に完了いたしております。

町道栗島線は、今回の土地改良事業の圃場整備区域外となっていると聞いております。町道の管理者として御質問がございましたので、再度、現地ののり面等を確認させておりますが、ひび割れ、膨れ、のり面中ほどからの湧水も多少あるものの、のり面全体はほぼ安定している状況と聞いております。のり面の傾斜につきましても所定の基準は満たしておると聞いております。

この件につきましては議会に陳情がござっておりますので、町といたしましては、安全対策についてしっかり対応してまいりたいと思いますが、具体的には、議会に陳情が提出されておりますので、その審議を十分参考にさせていただきまして、取り組みをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

災害復旧の県道の件でございますけれども、やはり城南の皆さん、いろいろ通られる方は、やはりいろいろ工事がいつ終わるんだろうかというような非常に気になるところでございます。特に、やはり県道、田布施町のある県道でございますけれども、往来もたくさんあるわけでございます。そういう面で、大変可能日曜であすいうのは移行しているというようなことを何せ、その分従ってねと思っておるわけでございますけれども、やはり気になるところはこれなんだろうかというところがよく、時期になれてくるようでありまして、いろんな用語なりいろいろな言葉ありまして、私の立場上、何というか、あれはどうなっとるかにしてから聞かれることが多くございまして、やはり出しているか、出すと要望される方の気持ちというか、そういうのは7カ月にしても早くやっていただきたいという気になるところでございます。そういう点で、ひとつ住民の側に立って、そういう日ごろのタメ語ちゅうか、ある程度押していたり、残念ながら、今あそこの県道というのが、工事日程ちゅうんですか、先ほど10月には終わるというお話がございましたけれども、そういう標示も全くされておられません。残念ながら。これちょっとやはりどうにかして、気になるなというのがこの地元の思いの強さなんじゃないだろうかというふうに思わせていただいております。そういうところで見積もりをされる。

それから、町道栗島線につきましても、最初は歩いて見まして、やはり路肩が崩れた、そういったところ、足のほうも崩れそうになっておる、あとは道路が膨らんでおる、壊れかけているということを見せていただきました。昨日のクリーン作戦といいますか、一緒にみちぶしん

をやって地元の皆さんで手分けをして、非常にきれいに草を刈られて非常に通りやすく改良よくされております。そういう面を見合わせて見つめて地元の皆さんがこの道をよく利用され、また地元の生活道として大切にこれからも維持されて、また、町としても町道をしっかりと回りながら、地元の皆さんに寄り添ってより安全対策をしていただけたら、幸いだと思わせていただきます。よろしくお願いいたします。そのことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、穴井議員の一般質問を終わります。

ここでちょっと休憩を取りたいと思います。

それでは、暫時休憩します。再開を3時までといたします。

午後2時48分休憩

.....

午後3時02分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

奨学金の人数の訂正がありますので、ちょっと発言を許します。長合学校教育課長。

○学校教育課長（長合 保典君） すみません、先ほど答弁で、今年度新規はございませんということで回答させていただきましたが、私の思い違いで、確認しましたところ1人おりましたので、訂正させていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） よろしいですかね。

それでは、引き続き一般質問を続けます。松田規久夫議員。

（「ちょっとマイクの声が小さいようなんですが、もうちょっと大きゅうならんかね」と呼ぶ者あり）もうちょっと近づけば、（「近づいてしゃべっていただいたら」と呼ぶ者あり）

○議員（7番 松田規久夫議員） 一問一答で3問、1問目は東町長、よろしくお願いします。ユニバーサルデザインのまちづくりについて。

昨年、安心・安全なまちづくりの質問をし、その中で信号機を歩車分離方式への変更、児童生徒の安全に配慮した横断歩道の新設などを要望した。新町横断歩道新設については、新たな横断歩道は県の許可がおりず無理だが、県道の一部改良の方向で町のほうに非常に力になってもらいました。祇園交差点の歩車分離方式については、地域の強い要望と町の丁寧なフォローで要望が実現する。

日本の交通事情は、歩道で信号待ちをしても100%安全が確保できない状況で、現実には不幸な死亡事故も発生している。私は多少の不便を伴っても安全は最優先されなければならないと考えている。交差点で横断歩行者交通事故ゼロを目指し、ユニバーサルデザインのまちづくりにつながる安心・安全なまちづくりを実現したい。

歩車分離方式の町として、安全な田布施町を宣伝し、一人でも多くの移住者にこの田布施に来てもらえる判断材料にできると考えるが、町長は歩行者用押しボタン信号を除く町内10基程度の全ての信号機を、中学生が多く利用する砂田交差点から順次歩車分離方式に変更する考えはないかお尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

「交通事故死亡者ゼロを目指し、ユニバーサルデザインのまちづくりにつながる安心・安全の町」については、皆さんの思いも一緒だと思います。私もそう思います。

御質問の歩車分離方式の信号機についてですが、町からもお願いしておりました祇園交差点に歩車分離式の信号機が今年度中に設置されると聞いております。引き続き、砂田交差点は、中学生が多く利用しますし、また、天神交差点は高校生も多く利用する交差点であり、町としてこうした信号機の設置を、引き続き要望してまいりたいと考えております。

しかし、議員も御存知のとおり、信号機は県公安委員会が実施するものであり、町独自でつけるというわけにはまいりません。柳井警察署とは常にさまざまな面で協議をしておりますが、議員の御質問もありましたので、再度確認しましたところ、道路交通法に規定される交通の安全と円滑を図る目的で、交通安全施設の必要性を判断するとの回答でした。

わかりにくい回答でございますが、最近では、国や県は信号機をなるべく減らして、交通の流動性を確保するという方針もあると聞いております。

しかし、町としては、これまでどおり安全面に十分配慮した信号機の設置について、要望は行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 信号機は県の運用管理ということですから、歩車分離方式に変更した場合、町の負担というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 公安委員会に対して、信号機もそうですが、町の負担はございません。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 私は、山口県の中、あるいは中国管内なんかでも1つの自治体が歩行者用信号を除いて、一般信号というたらいいんでしょうか、それが全て歩車分離方式になって、子供の安全、高齢者の安全、同じ信号が青になった場合、車と歩行者が右折もしくは左折するから、ここで交差して事故が起きると。多少待っても交差を減らせば、自動車が信号無視とか見落としがなければ、歩車分離式になつとれば安全の確率はぐっと高くなると思うんです。

この程度のことは、田布施町の天神にしても、砂田にしても、多少待っても、ラッシュ時でも大渋滞が発生するというふうな、田布施にはそういう交差点はないと思います。ましてや先ほど確認しました町の負担がないわけですから、ちょっと読んでみます。

第2次田布施町地域福祉計画というのがあります。これは、社会福祉協議会が福祉活動計画として作成しているが、この中の地域福祉増進のために取り組みとしてバリアフリー、ユニバーサルデザイン推進とあります。私の希望する交通弱者を守る歩車分離方式信号機の導入は、

町の作成する地域福祉計画に沿うものでもあります。

山口県福祉まちづくり条例施行規則の公共的工作物等に信号機は位置づけられています。設置基準でイとロとあるんですが、ロが分離式の信号機に当たります。

ですから、山口県に対して、田布施町は福祉のまちづくりのためにロの歩車分離方式の信号を希望するから、これを他の自治体なんかにも広げて、移住者を呼び込んで、社会増による人口増加も図りたいという、お金をかけずに、県のほうにお願いすればまちづくりが可能になりますんで、ぜひ町長、県のほうに話す機会がありましたら、県知事あるいは公安委員会等へアピールしたいとは思っているんですが、いかがでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 県知事とかいろんな県の関係者と直接信号機について話をしたということはございませんけど、やっぱり安全安心ですか、そういった観点から最近是这样した事故も多いですし、歩道とか交差点での事故が多いので、県のほうも非常に御心配はされておりますので、知事要望もございますので、そういった議会から御意見があるというのは、改めて私のほうから申し上げておきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） よろしくアピールをお願いします。

それともう一つ、今、町役場、職員が随分若返りました。ですから、今、私、この歩車分離方式でまちづくりにつながるんじゃないかというちょっとアイデアを出したわけですが、職員の中にもアピールする場がないんですが、いい思いを持っておる若者が、職員の中にも隠れているんじゃないかと思っておりますので、そういうふうな若い職員のアイデアを聞いて、多少のお金はかかるかわかりませんが、まちづくりに生かすというふうな、こういうふうな取り組みをする考えはございませんか。アイデアでまちづくりをというふうな、若者に聞くという形の。

○町長（東 浩二君） 今、まちづくりというので特段やってはおりませんが、子育てとか、私がお願いしております施策について、若い職員集めて部署のほうで何チームかつくって、検討のほうはしてもらっておりますし、中間報告等も出ておりますので、そうした取り組みの中に含めていきたいと、当面子育てとか、そういったもので若い人の意見を聞こうというプロジェクトは進めております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） きょうはどんどん行きます。もう2問目に行きます。

若い人の子育て等ということで、町長が立候補のときの公約で、6年生まで医療の無償化というのは実現しましたが、どんどん町長独自のアイデアを出してもらって、まちづくりにつながったらいというふうに思います。

2問目、地域の核、学校と公民館の将来についてということで、町長、教育長、よろしくお願いします。

早いもので、新町長が誕生し4度目の定例議会、およそ1年が経過したことになる。町長の立候補公約に、子育てにやさしい町を目指すとあり、子ども医療費無償化は小学6年生まで実

現した。

麻里府小と麻郷小が統合になり、現在小学校は4校体制だ。生まれてくる子供の数が既に100人未満となっているが、現実には80人を切っているようです。学校について将来像の記述はない。議会での表明もない。

また、災害から町民を守る共助のまちづくりを進めるための公民館の役割について述べられていない。

私は、地域活性化の核は学校と公民館と考えている。町長は、これまでの行政経験を生かし、「継承と改革」の信念を持って、将来に向かって確かな施策を実行しますと述べられている。小学校、公民館について、将来像を示すのも町の責務と思うので質問します。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、学校、公民館の役割については、詳しくは教育長のほうから答弁させていただきます。

私は、昨年11月の町長就任以来、現在進めております第5次田布施町総合計画の「笑顔と元気あふれる住みよいまち」を基本に、各種施策を推進しております。

御質問の小学校や公民館の役割について、私は現在の4校体制と各地域の公民館は、現在のまま維持すべきと考えております。

また、教育施設の多目的利用や、防災上も施設の機能を補完できる体制整備について、今年度から田布施町要望として、新たにそういった教育施設の利用について、県に要望しております。

また、公民館は地域の皆さんの主体的なコミュニティ活動や、支え合い、共助のまちづくりの拠点として、これから地域の核としてますます重要になると思っております。

しかしながら、公共施設等総合管理計画との関係もあり、今後人口減少・少子高齢化の中、県や町有施設のあり方・活用方法を、地域の皆様の意見も踏まえ、検討していく必要があると考えております。

今後、各地域の特徴や魅力を生かした地域づくりについて、教育委員会ともさらに連携し、各種施策の推進について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、引き続きまして、学校、公民館についての将来、お答えいたします。

本町の学校や公民館の将来像につきましては、これまでのよき伝統を受け継ぎながら、教育を取り巻く社会の変化を注視して、地域や子供たちの現状、また、国や県、田布施町の施策等も的確に捉えながら、2018年12月には今後の5カ年の本町教育の指針となる新たな「田布施町教育振興基本計画」を策定し、それに沿って教育を進めているところです。ホームページやまた議員の皆様にも公表したと思っております。

この計画では、「生きる力」の育成を目指し、目標を「ふるさとに学び、ふるさとを愛する

人材の育成」と定め、他者と協働しながら主体的に行動力を発揮する人、発想力や創造性に富みチャレンジする人、ふるさとを愛し、ふるさとに働きかける人の実現に向けた取り組みを進めております。

特に、学校教育の将来像につきましては、「ふるさとに学び、ふるさとを愛するたぶせっ子の育成」をキャッチフレーズに掲げ、各小中学校においては、一定レベルの教育が等しく保証されるように12の水準と7つの重点施策を定めて、その水準と施策を土台としながら、学校と家庭、地域がカリキュラムを共有しながら、地域ぐるみの教育体制——地域協育ネットといっておりますが——を活かしたコミュニティ・スクールによる小中一貫型の学校づくりを強力に現在推し進めているところです。

これにより各学校におきましては、地域の人達及び学校関係者で構成された学校運営協議会を中心に、学校課題の解決や学校支援による教育の質の向上が図られているところです。

また、児童生徒による地域貢献の取り組みも広がりつつあることから、今後は子供たちにも主体的に地域づくりに参加してもらい、地域の大人と子供たちが一緒に活動する経験は、子供や若者たちの心に地域創生の芽が育っていくと思っています。

次に、生涯学習の拠点としての公民館の将来像につきましては、「ふるさとに学び、ふるさとに貢献する力の育成」をキャッチフレーズに、幼児期から高齢期まで生涯にわたる学習活動を支援する施設として、その充実に取り組んでいます。

各公民館では、生きがい教室や公民館まつり、文化展や生涯学習発表会を初め、スポーツ大会や盆踊りなど、地域の特性を生かした多様な地域活動や学習活動が、公民館運営協議会等を中心に計画的に進められています。

また、公民館は、地域の絆を深める活動や地域の愛着・連帯感を醸成する人づくり・地域づくりを目指すとともに、未来を担う子供たちが夢を持ち、はつらつと学習や運動に取り組むよう「心豊かでたくましいたぶせっ子」の育成に努めています。

最後に、公民館は大人と子供が協働した地域活動が可能であり、そのことによって子供たちの心に、ふるさとへの愛着や地域創生の芽が育っていくと思っています。

また、少子化への対策のイの一番は、子育てを地域全体で支援していくことであり、公民館は子育てを地域全体で担うことへの合意形成を図っていく拠点としても期待できるというふうに思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 先ほど、質問の中で、私、公民館と学校が地域の核だというふうに自分なりには位置づけております。

しかし、財政面からだんだん逼迫してくると、教育環境は経済至上主義というのは教育にはなじまんという、そういう思いもあるんですが、夕張市を見よったら、昔は小学校と中学校で11ぐらいあったのが、今、小学校1校、中学校1校。それで、広さは東京の山手線ぐらいの広さあるというふうに……。

田布施も少子化がどんどん進んだら、今もう80切った状況ですから、「田布施町の教育」

という冊子には、1学年の複数クラスが望ましいとあるわけです。80人で複数クラスが望ましいといったら、僕以前、何かの冊子で、田布施の小学校の将来像か何かで2校というのが出たのを読んだ記憶があるんです。

だから、もう生まれてくる子供80を切っているんですから、経済至上主義はなじまなかったと言いましたが、学校としては町長が現状維持の4校だと言われましたが、近いうちに2校も考えんやいけんし、少子化・高齢化どんどん進んでいますから、生まれてくる子供も50ぐらいというのもそんなに遠くないんじゃないかと。

子供が50ということになると、それこそ中学校と同じように中心部に1つというふうな、こういうふうなことも、それは我々が死んじゃるところかも知れませんが、そういうことも将来的には考えていく必要があるかも知れませんが、はい。

僕、6月議会で言うたのか、3月議会で言うたのか、ちょっとはつきり記憶してないんですが、自分の卒業した熊毛南高校を残すのに、平生町の中学校と田布施町の中学校の、中高一貫校にした高森高校みたいに熊毛南高校の存続を図るというふうな、これは随分先のことです。

そうすると、今、高校の周りには空き地いっぱいありますから、平生中、田布中も平成の1桁台ごろできたんですから、そんなに遠くない時期ぐらいに建てかえとかというふうな話もあるかも知れませんが、そういうときには、交流館の横の空き地が適地になるのか、中学校がええのか、小学校を中学校の跡地にとか、公民館が古くなつとるけえ新しい小学校を使うとか、いろいろ先のことですがそういうふうなアイデアも出していく必要があるかも知れんなどというふうに考えております。

それと、今、幼稚園・保育園は、西の保育園がたぶせ保育園と統合になりましたが、どこの地区にも城南保育園、西は中学校の前に幼稚園がある、麻郷は高いところにある、麻里府には保育園がある、それで東地区には今言うたぶせ保育園があるというぐらい5地区みな幼稚園・保育園もあるんですが、これもまた子供の数が減っていったら、考えたくはないんですが、考える必要というのでも出てくるかも知れませんが。

将来の明るい話じゃないんで、考えたくはないんですが、日本は特に言霊信仰がありますから、言うと、そういうふうなのに触れるとよろしくないという、そういう言霊信仰がありますんで、2問目の質問も意見は求めずに3問目へ行きます。

3問目は長うなるか、短こう終われるか、ちょっとはつきりしませんが、回答は町長へお願いします。

住民への姿勢を問うと題しまして、住民不在ではないのかという、あわせて聞きたいと思います。

国民には納税の義務がある。自治体は税を公平・公正に賦課し徴収する。町は徴収した税を原資に、町民へ各種の住民サービスを提供する。納税通知書が届くと、住民は町を信頼し、納税しているのが現状だ。

新聞紙上に、田布施町の税の扱いに関する批判的な記事が何度も掲載された。町を信じる住民には、町への信頼が裏切られている状態となっている。広報その他の方法で、住民に対し信

頼回復の説明がないのはなぜか。指摘される前に、自ら情報を発信する時代に、マスコミに指摘されても動こうとしない田布施町の姿勢を問う。住民不在ではないのか。町長には説明責任があると思い質問する。

また、田布施町の過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願については、町は適正な扱いとは言えないが、違法ではないので返還しないとの立場だが、申請者との争点を私なりにまとめると、総務大臣が定める全国一律の統一的な評価基準を、評価長である町長は基準表として用いていない。

国の基準を適用せずに、町長は間口、奥行きについて減額補正をしないということを、特別な理由なしに二十数年間にわたり減額を適用しないという所要の補正を続けているのだが、高額な税金を支払い続けている住民にとっては、これは地方税法違反ではないのかというのが、私の陳情に関する町側と申請者側との争点をまとめたらこのようになります。回答をお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

それでは、まず先にお答えいたしました、固定資産税の評価見直しと、相続登記未了に係る課税誤りの対応についての、これまでのお知らせや説明の経緯についてからお答えいたします。

まず、固定資産税の評価見直しにつきましては、町の土地評価基準にそって評価を行なっておりますが、本町では従来から標準比準方式を採用してきたこともあり、これまで形状等による補正について、著しい不整形地のみ修正補正を行なっております。

しかし、形状補正には、不整形地によるもの以外にも奥行きや間口といった内容を考慮する項目もあり、不動産鑑定士協会や町固定資産評価審査委員会からの御意見も賜り、次の評価替えとなる令和3年度に向けて、不整形、奥行きや間口といった形状等の補正を含めた宅地等の評価の見直しを行なうこととし、あわせて市街地を形成する地域では、他市町と同じように「市街地宅地評価法」の採用も検討していることを、全納税義務者の方に、ことしの5月1日付で納税通知書の発送の際に、あわせて文書により直接お知らせをいたしました。

また、ホームページには掲載しておりますが、今回9月広報にも掲載をしております。

次に、相続登記未了に係る課税誤りについてですが、この件は、本来、固定資産の所有者が死亡し、その資産について相続登記が未了の場合には、相続人代表者の個人資産と死亡者の資産を分けて課税する必要があったものを、過去の誤った解釈から、相続人代表者の個人資産と合算し、課税していた課税誤りに関するものでございます。

こうした課税誤りにつきましては、町として6月28日に報道発表するとともに、7月2日に町ホームページに概要を掲載させていただきました。

その後、町では、課内での検討を進める一方、7月の16、17日に、本町と同様な課税誤りのあった市町を訪問させていただき、実際にどのように解消に向けた事務を進められたのかお聞きし、貴重なアドバイスをいただきました。

町では、こうした実際に行なわれた対応策を検証するとともに、町独自の調査結果等も踏まえ、今後の対策案についてシミュレーションや検証を重ねている段階でございます。

また、8月1日には、課内に資産税係調査対策室を新設し、職員2名、業務支援1名の体制で、解消に向けた作業を開始しております。

現在、まず来年度の課税に向け、誤って合算しておりましたものの全件解消に向けた作業を最優先に進めるとともに、あわせて合算解消に伴う影響額及び還付加算金の算定に関する調査に着手したところでございます。

町民の皆様へのお知らせは、できるだけ早くと申し上げてまいりましたが、こうした調査作業を行う中で、当初予定しておりました8月広報の原稿の締め切りは7月22日であり、課税誤りについての事例があった市町の訪問が、相手側の都合もあり、若干遅れたこと。また、7月中旬には、その概要をつかむ段階でもなく、町の具体的な方針（案）も定めることができずにおりましたので、私の判断で9月の広報で掲載を指示いたしました。

こうしたことから、ホームページでは8月広報でとお知らせしながら、1カ月遅れましたことにつきましては、心よりおわび申し上げます。

なお、この件につきましては、9月の広報で、現時点での概要を掲載いたしましたが、紙面の関係もあり、ホームページ等でもう少し詳しい内容を掲載いたしております。

今後、調査の進展状況によりまして、適時、町民の皆様へ情報を発信し、説明させていただきます。

改めまして、こうした課税誤りにつきまして、ここに深くおわびするとともに、解消に向け全力で取り組み、信頼回復に努めてまいる所存でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、質問には、事前通告にはございませんでしたが、請願に出ております件につきましては、國本議員の質問にもお答えをいたしておりますので、現在その是正に向けた作業を進めているという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 昨年8月にありました固定資産の審査委員会の1回目、2回目、9月確か6日だったと思いますが、審査委員会ほうから出ました報告書、反論書とか弁明書、こういうふうなのが読み込ましてもらいました。それで、自分なりにわかったことが2つあります。

1つは、平成6年に、田布施町の町の基準表をつくった税務の職員は頭がええなということ。どういうふうに頭がええんかって、頭がええのは、本来は不整形なら0.1、0.2、0.3、0.4と使い勝手によってそういう判断できるようなものをつくらんにやいけんのです。

要するに、標準宅地と自分の持っているそこに評価が違えば、税額が一緒じゃいかんわけです。2割、3割減額するんじゃないたら、税務課職員に知恵がいるわけです、知識が。それで、職員は、不整形は0.7、1本にしちよる。0.7、1本にして、家が建ちゃあ減額するかせん

てやっとするわけです。じゃけえ使い勝手の家が建っちゃあ、その土地に家が建っちゃあ減額はなしなんです。ほじゃけえ評価する人は、家が建ってますね、不整形、調べでええと。

それで間口と奥行き、これを検討中、検討中で何もしない。何もしないんじゃないんですよ。1割カットせんにやいけんのを、所要の補正をせずに、田布施町は高い税金1.0を取っちゃう、そういうことなんですよ。

ですから、職員は知識がのうても、税額を決めるのに標準宅地の1平方メートル何円で決まったら、ここの土地、はい面積って掛けりゃあええわけです。誰がやっても間違わんの、それでみやすいの。そういうのを決めた、頭がええね、僕はそう思いました。

この頭がええのは、今言うたように、不整形のああいふうに差があるようなんだったら、誰でもわかるようなものをつくりゃええんです。それを住民のほうを向いて仕事をするということなん。住民のほうを向いて仕事をしちよらんのです。自分らが仕事がやりやすいように、税額が多少違うても、これは許容範囲だから無視するというようなイメージのやり方をしちよる、これが1つ、税務課の職員、頭がええなという。

もう一個は、あれ、ちょっと待って。ちょっと自分でしゃべりながら、自分なりにちょっとカッカ、カッカしてきだしたから、自分の悪いくせなんじゃけど、もう一個何じゃった。思い出しません、思い出しませんから、ちょっと思い出した。

町の姿勢、ここで僕、住民不在じゃから町の姿勢を問う、この町の姿勢。どういふことかといったら、物事を判断するんがこうとするでしょう、物事判断するのが。そしたらそれに条件とか何とかというんでいろいろ調べて、答えがこう出るね、2つ。例えばAという答えとBという答えが出るとする。この問題を解いたらAという答えとBという答えが見えるわけ。

それで、町のほうはAという答えをとったら、返還とか何とかという不都合が生じるから絶対にBと言ってある。じゃから、結論のほうからこっちを判断していつとるというように見える。物事を判断、ここを判断してこっちいかにやいけん。それを、AをとるかBをとるかといったらAはとりたくない、ほじゃからBだと、こう言っているような感じ。

だから、きょうも自分たちの正当性をするのに不動産鑑定士協会に尋ねたらと、それとか県のほうへお伺い立てたと。県は固定資産に関する実務がないから、どっちかいうたら、まだ田布施町のほうが能力高いんよ。ほかのことは知りませんよ。

だから、県のほうへ聞くというよりも、こういうふうな解釈でええよねといってから、ある面押しつけた状態じゃないかという人もおる。

ここでじゃから質問したい。固定資産の審査委員会なんかでも、地方税法の二百六十何ページとかにこういうふうな解釈の仕方もありますというふうに書きちやる。答えからいつちよるから自分らの適用するようなのをとってきちよる。ここを判断しないから、こっちからこうきとるから、自分らの都合のええようなところをとつとる。本来は、ここでええ、悪いを条件でやらんにやいけん。

じゃから一つ聞くんじゃけど、県には聞きましたと。国である総務省には聞いちゃったです

か。国のほうへ、総務省のほうへは聞かれましたか。

○議長（瀬石 公夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 昨年、先ほどもちょっとお答えしたんですけど、いろいろ問題になったときに県のほうに問い合わせをして、県は、県から国に問い合わせをして、その答えをもらったということを聞いております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 微妙なところは、表現のニュアンスで法解釈というのはいろいろ変わるんですよ。憲法9条でもそうじゃないですか。現実には自衛隊があるじゃないですか。何で直接国のほうへ聞かれんのですか。

じゃあ総務委員会がいつありますかね、請願の議論をせんにやいけませんから、国の総務省のほうへ聞いてください。田布施のやったことが、申請者は特別な事情がない限りは、所要の補正を町独自で二十数年間やるのはおかしいよというふうに聞いちゃってわけですから、総務省は田布施町の税務課が聞いたらどういうふうな答えをするのか、請願者と同じようなことを言うのか、あるいは違ったことを言うのか。今から聞くちゅうのは無理ですから、総務委員会でまた請願について審査しますから聞いてください、お願いします。これはよろしいですか、約束できますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今の件は、聞ければ聞くということで、ちょっと今即答できませんので、協議して答えさせていただきたいと思っておりますけれども、総務省も司法の番人じゃないんで、それが違法か違法でないかという判断は、想像ですけど、できないと思います。

好ましいか好ましくないかという、ずっとそういう判断の仕方をされてますので、ある一定の国の基準の中で裁量が市町村長に任された部分があって、それに対して最大値マックスが決められた中で運用したということで、それは平成6年だったですか、先ほど言われましたように、町の職員がそういった基準を決めたのが頭がいいかどうかというのはちょっと判断できませんけど、今、現時点ではその当時の評価をずっとやってきて、判断は曖昧ですけど違法性はないということで確認をしていますんで、ずっとそういうお答えをしています。

だから、国に聞くにしても、権限がやはり適切か適切でないかという判断はできるかもわかりませんが、法的にそれがどうなんかないかという判断は、やっぱり司法の場でないと正当な判断はなかなか難しいんじゃないかなと、今この場でお答えできるのはそういう形ですけども、思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） もう一つ聞いてください。田布施町には顧問弁護士がいらっしゃるわけですから、顧問弁護士、すぐには回答は出ないでしょうが、我々議員も裁判官ではないし、法律のプロでもありません。ですから、どっかから判断材料になる知識を得ないといけないので、田布施町には顧問弁護士がおられるんで、裁判ちゅうのはなっちゃあいけないんですが、裁判になったら田布施町は勝てるかと、この一言でええんじゃないですか、聞

くのは。僕は裁判はなっちゃあいけんというふうに思うちょるんですが。

ですから、総務省のほうと顧問弁護士さんのほうと、この問題を町の税務課のほうがやっていることが違法であるのか違法でないのかというのを聞いてもらったら、はっきりすると思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） そのあたりはあと確認して、またお答えさせていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 扱いが適正な扱いではなかったというのが、一般席に2人ほどおってじゃけえ、僕が説明がへたじゃけえあれやけど、災害対策で危ないところはレッドゾーンというのを、議員の方はみな知っと思って思うんですが、レッドゾーンを指定しますよね、そしてレッドゾーンについては0.7という3割カットを実施しましたよね、これはなぜですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 危険地域に指定されるといろんな制約がかかったりして、宅地等の利用としての制限がかかったりしますんで、それに要するに利用価値が下がることによる減額だと思いますけど。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 要するに家屋等の制約がある、それとか土地も早く言えば評価が、レッドゾーンを指定することによる評価額が下がるからです。ですから標準宅地があって、評価の下がった宅地があれば、当然、税額が同じじゃいかんわけです。

田布施町は間口奥行についちゃあ、こういう使い勝手が悪いのを、レッドゾーンの場合は制約なり評価が違うからちゅうんで下げた。間口奥行については二十数年間にわたり何もしていない。確かに使用価格違いますよね、だけど何もしてないんです。おかしいじゃないですか。レッドゾーンはやったと、間口奥行についちゃ二十数年もけぶったままにしちよって、で違法じゃない、違法じゃないと。扱いとしては絶対おかしいでしょう。評価が違うんじゃけえ、同じ税金を払えちゅうのは絶対おかしい、そう思いませんか。評価額が違うところへ税額一緒に払えちゅうのは。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 間口奥行というのは現在、調査をしていませんから、そのために令和3年度の評価替えに向けて間口奥行と補正值の形で調査を今、始めていますんで、令和3年になれば今言われたような経費とかははっきりしますんで、そのときにそういった形の対応をすると思いますけれども。

レッドゾーンは、県で指定された地域ですから、もうこれは確定ですから。それも0.7という数字がもう指定されていますんで、そこで判断できます。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 今、0.7と言いましたけど、田布施町が0.7にしちよるとい

うことで、全国的には0.8とか0.9にしとる市町村もあるだけ。これは田布施町が決定して3割減額にしておるということでございますので、全国的に一律ではありません。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 僕は田布施町は0.7でも0.8でもその辺はええんですけども、これを評価長である町長が、田布施は田舎じゃけえ災害らしい災害はないし、ほいじゃあ所要の補正をせずに1.0でいきますって言うて何でやらのですか。こうやってやったら仕事楽でしょ。税収も下がらんでええ。レッドゾーンは、町長が決めるんじゃないから。田布施災害ないです。それで県が決めたことじゃから、田布施はじゃね、現地調査をしたりなんたりせんにゃいけんのじゃけえ、時間がかかるけえ検討中にして、間口奥行と同じように検討中にして、1.0とるように補正しないよ、レッドゾーンなんでやらのですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） レッドゾーンにつきましては、先ほど副町長が申し上げましたけども、県で指定するということもありましたし、全国的な少し災害を受けてハザードマップを指定しようということでやったことございました。あと税務課長が申し上げましたように補正をしていないところもありますし、1割、2割、うちのように3割とかいろんなばらつきがございます。それは既にもう前から指定されていたところは、多分されていないところもあったんじゃないかと思います。

山口県のように急いで近隣が全部やろうというところは、やっぱり足並みをそろえて対応すると、災害に対応してほしいということも含めて、近隣の市町でも0.7というのを採用するということもございましたので、当時の、私は町長ではございませんでしたが、長信さんのほうが判断されたということで、私の記憶でございますが、そういう判断をしたというふうに町として決定したということです。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） よその市町は別にして、間口奥行については田布施は、所要の補正を減額ということをしな、1.0をとるという所要の補正をしたわけです。ですからレッドゾーンは同じように、よそはよそ、田布施は田布施ちゅうことで、1.0とレッドゾーンといえども田舎じゃから、評価額は違うても大した金額じゃないけえ、許容範囲じゃけえちゅうて、ほんなら仕事もやらんでええ、楽じゃないですか、なぜそういうことをせんのですか。レッドゾーンじゃあ減額ということや。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 以前も多分、お話をさせていただいたと思うんですけど、適正でないという判断をいただいたんで、速やかに作業に入って、最短で間に合うのが、奥行間口を含めた計上を確定できるのが令和3年度の評価替えに間に合わせるということで、委託を含めて対応しています。

だから、現時点で奥行間口がどういう状態かというのは対応できていませんので、その辺は

いくら言われても対応できませんので、対応できるように委託をして、専門的な知見をいただいて、田布施町の新たな評価基準を令和3年度に、評価替えに間に合わせたいということでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 残り時間がありませんので、最後の質問にしたいと思います。

田布施町の人事評価制度実施要領を見ますと、目的には組織を活性化させ住民サービスの向上を図ることを目的とすると書かれています。それに照らすと、長年課の職員が見つけれなかった課税ミスを見つけ、適正な課税に修正した実績は大いに評価されるべきと思っています。そういう職員が田布施町にはいるわけです。

しかし、この職員の第1次評価は零点になっています。田布施町人事評価制度実施マニュアルの目標の達成度評価の項目では、成果が認められないと判断された場合に、ゼロの評価を付すというように書かれています。この職員の適正な課税を行うとの目標項目について、課税ミスを実際に見つけ適正な課税に修正した実績に対する、本人の12点の自己評価が、なぜ第1次評価では零点になったのか。

先ほどの副町長の説明の、Bじゃったら10点と、提出がないという大きな理由かも知れませんが、この零点というのは他の職員のみせしめではというふうな、一種のパワハラじゃないかというふうにもとれるわけなんですけど、どうでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 同じことは言いませんけど、評価制度が成り立つ成り立たないというのが、信頼関係でやっていますんで、基本的には本人の、今例えば本人が零点と申告した場合には、ゼロ点というのはあり得ます。B項目というのは4項目ぐらいだいたい、B、Cというのは、問題に対するB、Cという4項目ぐらいには書きますから、その1項目がかなり自分がハードルが高いという職員がおったら、零点というのはあるんです、できないから。でも全体を勘案すれば4項目ぐらいありますんで、それを平均で出しますんで零点になりませんけど、今回の評価表はほとんど1項目でまとまっていますんで、全体評価でせざるを得ません。

現場の信頼関係も基本的にはそういう評価ですからないんですけど、気持ちはやっぱり私も聞きに行ったとき思ったんです。いろんな発見をしているから、能力のある職員ですからそうだろうなと思って行ったんですけど、基本的に見つけて、どうやった形で解決をして、この時期はそういう通常業務があるから、この時期はこういう課税で調査をして、こうやって提案して、こうやって改善しましょうねということがやっぱり成果で、発見といえればそれは一つのきっかけで、能力ありますから発見します。それは勉強します。

でも協力して、そうやって解決していくという姿勢が一番求められて、評価員もそうですけど、そのとき評価員がいないとわかれば、評価員つくしましょうよ、課長やりましょう。やればそのときでもできているわけなんで、そういった全体のことはやっぱり一緒に働いている、評価するものとされるものの関係でないともわかりませんから、周りの職員もいろいろ経験もあつ

たりしますんで、その辺は皆さん、職員の方も接していらっしゃいますんで、状況いろいろ聞かれましたと思いますけども、基本的にはそういう形の、信頼関係もないし項目も1つ項目だし、差し引きした中での評価になるんで。本来であれば、5つ項目ぐらいあれば、ここはできてない、ここはできていますということで圧縮します。

それともう一つは、途中で変わっているんです、彼は。今言われる該当職員は。4カ月が税務課で8カ月は建設課。Bシートは両方出していますから。同じように異動した職員は8カ月の長い方、異動だから変えてもいますから、8カ月のほうで評価しています。だからもし、Cシートが出てどうするかという話をしたときに、私のほうで評価をするのであれば、建設課の形で評価をするようになります、バランスから言えば。だから、税務課のシートはもうそのときはうたえないか。

だから、そういう職員と話しながら、信頼関係を築きながらつくっていく制度なんです。基本的には、それが基本的にできていないとこの評価制度自体は成り立ちません。だから、提出が出てないということが基本的に想定をしていませんから、先ほども言いましたけど、今後どういう制度設計がいいか、またよう職員たちと話して、また考えていかなきゃいけませんけど、想定外のあれですね。ところだったと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 石田議員も言われましたが、町役場100人強の職場ですので、お互いに連絡とったり手を携えて、うまくやってもらったらというふうに思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で松田規久夫議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

日程第5. 議案第39号

日程第6. 議案第40号

日程第7. 議案第41号

日程第8. 議案第42号

日程第9. 議案第43号

日程第10. 議案第44号

日程第11. 議案第45号

日程第12. 議案第46号

日程第13. 議案第47号

日程第14. 議案第48号

日程第15. 議案第49号

日程第16. 議案第50号

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第5、議案第39号平成30年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、議案第50号田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に

関する条例の一部改正についてまで、１２件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提案いたしました１２議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案第３９号は、平成３０年度田布施町一般会計及び特別会計４件の歳入歳出決算について、先に監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第２３３条第３項の規定により、その意見を付けて議会の承認をお願いするものでございます。

決算の概要でございますが、平成３０年度は、第５次田布施町総合計画における後期基本計画の３年目であり、庁舎耐震改修事業、小行司特産加工センター周辺整備事業、麻郷団地住宅改修事業等を実施し、住民の皆さんの安全・安心対策や地域の活性化など、計画に掲げた政策課題に着実に取り組んでまいりました。

それでは、一般会計の決算について御説明いたします。

歳入総額は６１億９２１万４、６１０円で、前年度に比べ２億２、１８５万５５５円、３．８％の増でございます。

また、歳出総額は５９億５、６５９万５、０３２円で、前年度に比べ２億３、９９５万１、５２５円、４．２％の増でございます。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は１億５、２６１万９、５７８円の黒字であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源３、８９４万１、２１９円を差し引いた実質収支は１億１、３６７万８、３５９円でございます。

次に、歳入歳出の主要項目について説明いたします。

まず、歳入についてですが、町税は１７億５、１９０万７７１円で前年度に比べ１、０１８万２、５５４円の増収となっております。これは主に法人町民税の増収によるものでございました。

地方消費税交付金は１、０５８万７、０００円の増額、地方交付税は前年度並みとなっております。

国庫支出金につきましては、障害者自立支援事業に係る介護・訓練等給付費の増などにより２、１７８万３、６９８円の増額となっております。

県支出金につきましては、前年度には、衆議院議員選挙や県知事選挙が執行されたことから３４２万２、０６４円の減額となっております。

諸収入は、熊南総合事務組合から、旧熊南環境衛生組合第２工場の解体費用の一部を受け入れたことなどから２、６２４万９、７４４円の増額となっております。

町債は、庁舎耐震改修事業等により１億３０７万２、０００円の増額であります。

続きまして歳出についてですが、前年度に実施しました田布施南地域防災センター整備事業や空調設備に係る中学校大規模改造事業等が減となりましたが、庁舎耐震改修事業等の増により、全体として増額でございます。

なお、平成30年度中に実施した諸事業、行政事務の内容は、お手元に配付しています決算書及び事務執行状況概要等の附属資料のとおりでございます。

続きまして、国民健康保険、下水道事業、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計についてですが、その決算状況は、それぞれの決算書等のとおりでございます。

なお、歳入歳出決算等審査意見書において、監査委員から御指摘を受けました事項は、各課に検討させ、改善等を図るように指示しておりますので、各会計の決算について慎重なる御審議をいただき、認定をお願いいたします。

次に、議案第40号は、田布施町一般会計補正予算（第2号）であります。

まず、歳入でございますが、地方特例交付金と普通交付税、繰越金については、数値の確定に伴う補正であります。

国庫支出金は、障害児発達支援の無償化対応などによる増額補正でございます。

県支出金は、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業、農林水産施設災害復旧事業などによる増額補正でございます。

繰入金は、繰越金等により余剰金が生じたため、財政基金繰入金を減額補正としております。

諸収入は、公立保育園の副食費の計上により増額補正とするものでございます。

町債は、数値の確定により、臨時財政対策債が減となりましたが、道路整備事業債、災害復旧事業債が増となったことから、全額では増額補正としております。

次に歳出ですが、各費目において異動等による人件費の補正をしております。

その他、各費目の主な内容でございますが、まず総務費は、繰越金の計上等により生じた余剰金を法令に基づき、財政基金積立金として計上したことなどから、増額補正としております。

民生費は、障害児発達支援の無償化対応に伴うシステム改修経費や幼児教育・保育無償化実施円滑化事業などによる増額補正でございます。

なお、保育所費に計上しております副食費軽減補助事業補助金でございますが、これは、10月からの保育料無償化に伴い、3歳から5歳までの幼稚園・保育園の保育料は無償化とされますが、給食のおかずなど副食費につきましては、これまで保育料の中に含めて実費徴収されてきた経緯もあり、所得の低い世帯を除き無償化とはなりません。

この結果、県と町が共同で実施してきた保育料の多子世帯軽減事業により、第3子以降の保育料が従来から無料であった児童においては、副食費が負担増となってしまう経費がありますので、町といたしましては多子世帯の負担軽減を図る観点から、町独自の施策として、副食費軽減補助事業を新たに設け、今回の補正予算において、補助金13万5,000円を計上しております。

衛生費は、風しんに伴う予防接種事業費の計上による増額補正でございます。

土木費は、単独分の町道新設改良事業などによる増額補正です。

なお、補助分におきましては、町道平田川線道路改良事業における買収事業を来年度に行うこととなったことから、町道新設改良事業から町道補修事業に予算の組み替えを行っております。

災害復旧費は、農林水産施設災害復旧事業による増額補正でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ１億３，８９３万１千円を増額補正し、予算総額を６０億４，６７１万１，０００円とするものでございます。

次に、議案第４１号から第４３号までは、特別会計に係る補正予算でございます。

議案第４１号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）でございます。主な補正内容は、前年度精算、国民健康保険事業基金繰入金の減額でございます。

議案第４２号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。主な補正内容は、異動等による人件費の補正でございます。

議案第４３号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第１号）でございます。主な補正内容は、前年度精算、介護給付費準備基金への積み立てでございます。

次に、議案第４４号は、字の区域の変更についてでございます。

これは、国営南周防土地改良事業「波野（御蔵戸）地区」の換地処分に伴い、字の変更を必要とするため、地方自治法第２６０条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第４５号から第４７号までは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方公務員法第１６条、欠格条項の関係でございますが、この規定が改正されることに伴う条例改正でございます。

まず、議案第４５号は、田布施町職員の分限に関する手続効果等に関する条例の一部改正についてですが、これは、欠格条項に係る部分について一部改正を行うものでございます。

議案第４６号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これは、休職者の給与、期末手当及び勤勉手当に係る欠格条項に係る部分についての一部改正と、主事補制の廃止による級別基準職務表の整理に伴う一部改正を行うものでございます。

議案第４７号は、田布施町旅費条例の一部改正についてですが、これも欠格条項に係る部分について一部改正を行うものでございます。

次に、議案第４８号は、田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

改正内容は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により児童福祉法が一部改正され、養育里親及び養子縁組里親の欠格事由について、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第４９号は、田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、旧氏の印鑑登録証明書等への記載に関する事項を定めるほか、必要な文言整理を行うため、本案を提出するものでございます。

次に、議案第５０号は、田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、令和元年１０月１日からの消費税増税に伴い、当該使用料を改定するためのもの
でございます。

以上、本日御提案申し上げました議案１２件について、その概要を御説明いたしましたが、
詳細につきましては御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、よろしく御審
議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第３９号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第４０号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第４１号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第４２号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第４３号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第４４号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第４５号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第４６号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第４７号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第４８号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第49号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第50号、質疑はありませんか。松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 消費税が上がるから、100円単位できりのええような金額になるんでしょうけども、この決算の121ページ。

具体的には大平の町営の水道代だと思うんですけど。ここに大平分で言うたら、これざっとおよそ大平分がどのくらいあるんじゃないだろうか。大平分のコスト。大平分のコストがどのくらいかかって、それで実際にその飲料水で使っているコストがどのくらいあれば、それを割り算するとおよそこのくらいの金額になるのか。

なぜそういうことを言うかって言ったら、田布施ちゅうのは水道企業団の水道代が高いわけです。同じ田布施町の住民で、水飲んどって、こねえ差があったらやっぱりまずいんじゃないか。ほいじゃけん、上げるんなら100円じゃのうて、大平のあたりに住まれている住民には申しわけないですが、例えば500円ぐらい上げる、水道企業団の水道代と差があまりにもありすぎるからちゅうんで、こういうふうなイメージにする必要があるんじゃないかと思って、その大平のコストがどのくらいかかって、戸数で割れば1戸当たりが幾らぐらいって、すぐには出んでしょうけえ、これ経済の、50は経済ですけど私は総務に属していますんで、また総務委員会のときにその資料かなんかをもろうたらというふうに思います。

簡単に今、聞けるんなら聞きます。

○議長（瀬石 公夫議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員御指摘のとおり、こちらは大平の飲料水供給施設に係るものでございます。

議員、今、御指摘いただきました121ページの関係なんですけど、これはまた決算資料、事務執行状況概要の中にも修繕費等を再掲をしておるんですけども、施設修繕で申し上げますと、例えば平成30年なんかの場合は5件、これ19万9,800円ということで、電気設備が故障して、ずっと職員がなんか3日か4日ぐらい、何回も往復して水を入れたものもございます。

あと、例えばこの電気量の18万3,083円ですとか、あと水質検査の委託料8万5,536円、こういったものが各その地区の貯水槽の水槽業務の委託料4万2,660円、こういったものが大平のそういったものにかかってまいります。

ですから、ここで今現在、給水人口が35人いらっしゃいますので、大体それで割った経費。世帯でいくと12戸です。12戸ですから大体、今申し上げたこの需用費から委託料、この辺を12戸で割った金額、ですから約50万円、50万円を12戸で割ったということになると、おおむね4万1,600円余り、コスト的に。それくらいになろうかと思います。

○議員（5番 石田 修一議員） これは特別委員会のほうで出るんじゃないの。特別委員会、委員長のどうなるかわからんけど、特別委員会で審査でき……

○議員（7番 松田 規久夫議員） 50号じゃけえ、50号じゃけえ経済よ。これ金額がわからんけん、これを。大平分が。あくまでも経済の。

○議長（瀬石 公夫議員） 続きいいですか。ほかに何か質疑は、今の50号についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第39号については、議長を除く12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。

したがって本件については、議長を除く12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり、指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

それでは、決算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いいたします。議員は議員控室に移動してください。

再開は委員長、副委員長の互選が終わり次第、集合次第、再開いたします。

午後4時23分休憩

.....

午後4時32分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 休憩を取消し、会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長に松田規久夫議員、副委員長に木本睦博議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第40号から議案第50号までの11件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

----- . ----- . -----

日程第17. 陳情第9号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第17、陳情第9号を議題とします。

お手元に配付の陳情文書表のとおり、陳情第9号は、経済厚生委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(ベル)

午後4時35分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬石 公夫

署名議員 松田規久夫

署名議員 穴井 謙次

令和元年 第4回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和元年9月25日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和元年9月25日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号
平成30年度田布施町歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第3 議案第40号
令和元年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について
（委員長報告）
- 日程第4 議案第41号
令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について
（委員長報告）
- 日程第5 議案第42号
令和元年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
（委員長報告）
- 日程第6 議案第43号
令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
（委員長報告）
- 日程第7 議案第44号
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「波野（御蔵戸）地区」）
（委員長報告）
- 日程第8 議案第45号
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について
（委員長報告）
- 日程第9 議案第46号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第10 議案第47号
田布施町旅費条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第11 議案第48号
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
（委員長報告）

- 日程第 1 2 議案第 4 9 号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 5 0 号
田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて
(委員長報告)
- 日程第 1 4 請願 1 号
過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願
(委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 5 1 号
町長等の給料の減額支給に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 5 2 号
教育長の任命について
- 日程第 1 7 議案第 5 3 号
教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 閉会中の継続調査（付託事件）について
- 日程第 1 9 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第 2 0 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 9 号
平成 3 0 年度田布施町歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 日程第 3 議案第 4 0 号
令和元年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定について
(委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 1 号
令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定につ
いて
(委員長報告)
- 日程第 5 議案第 4 2 号
令和元年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
(委員長報告)

- 日程第 6 議案第 4 3 号
令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 4 4 号
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「波野（御蔵戸）地区」）
（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 4 5 号
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正に
ついて
（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 4 6 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号
田布施町旅費条例の一部改正について
（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について
（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 4 9 号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
（委員長報告）
- 日程第 1 3 議案第 5 0 号
田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて
（委員長報告）
- 日程第 1 4 請願 1 号
過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願
（委員長報告）
- 日程第 1 5 議案第 5 1 号
町長等の給料の減額支給に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 5 2 号
教育長の任命について
- 日程第 1 7 議案第 5 3 号
教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 閉会中の継続調査（付託事件）について
- 日程第 1 9 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第 2 0 議員派遣について

出席議員（１３人）

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
林山 健二議員	河内 賀寿議員
瀬石 公夫議員	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	福本 俊明君
			岩本 周平君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	亀田 典志君
企画財政課長	森 清君	税務課長	堀川 誠君
経済課長	山中 浩徳君	建設課長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会計室長	惠元 朗夫君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君	税務課主幹	藤本 直樹君
健康保険課主幹	山本むつみ君	社会教育課主幹	氏下 孝二君

前 9 時 0 0 分開議

(ベル)

- 議長（瀬石 公夫議員） おはようございます。定刻になりましたので始めたいと思います。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

日程第 1. 会議録署名議員の指名

- 議長（瀬石 公夫議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、西本篤史議員、國本悦郎議員を指名
します。
-

日程第 2. 議案第 39 号

日程第 3. 議案第 40 号

日程第 4. 議案第 41 号

日程第 5. 議案第 42 号

日程第 6. 議案第 43 号

日程第 7. 議案第 44 号

日程第 8. 議案第 45 号

日程第 9. 議案第 46 号

日程第 10. 議案第 47 号

日程第 11. 議案第 48 号

日程第 12. 議案第 49 号

日程第 13. 議案第 50 号

日程第 14. 請願第 1 号

- 議長（瀬石 公夫議員） 日程第 2、議案第 39 号平成 30 年度田布施町歳入歳出決算の認定
についてから日程第 14、請願 1 号過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願まで、13
件を一括議題とします。

まず委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。松田決算審査特別委員長。

- 決算審査特別委員長（松田規久夫議員） 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 11 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 39 号について、9 月
13 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとお
り、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

- 議長（瀬石 公夫議員） 続きまして、松田総務文教委員長。

○総務文教委員長（松田規久夫議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

9月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第40号と議案第45号から議案第47号までの4件及び請願1号について、9月20日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本議案につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願1号についても執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の請願審査報告書のとおり、不採択多数で不採択に決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告をいたします。

去る9月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第40号から44号までの議案5件と、議案第48号から50号までの議案3件について、9月18日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

議案8件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情9号においては、なお慎重な調査を要するため、継続調査と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。議案第39号から請願第1号まで討論はありませんか。（発言する者あり）ちょっと議案何号の反対討論ですか。賛成討論ですか。

○議員（5番 石田 修一議員） 私の場合は、請願第1号、不採択に賛成の討論であります。（「その場で言ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 私は、請願の賛成の立場で賛成討論に参加します。

○議長（瀬石 公夫議員） 反対討論じゃない。（「不採択」と呼ぶ者あり）

○議員（5番 石田 修一議員） 不採択に賛成討論です。（「不採択に賛成じゃなしに、請願に反対討論」と呼ぶ者あり）うん。請願には反対討論。

○議長（瀬石 公夫議員） 原案に反対の発言を許します。石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） 請願1号、陳情に対する議決であります。

私は今回、請願に対する不採択に対する賛成の立場で討論いたします。

総務文教に付託されました過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願について審査してまいりましたが、次の2点の理由で不採択とすることに賛成いたします。

第1点は、令和3年度の次回の評価替え年度に向けて、土地評価方法を町内全域にわたり地籍データの更新、形状補正や標準宅地等の見直し、価格バランスの分析など、現在既にこの件についてはしております。また今後の進捗状況についても、広報等により町民に適時公表していくということを町長は約束いたしました。また今後の進捗状況についても広報等により町長は約束をしてくれました。そして協議会としては、この進捗状況を見守りチェックしていくことで議会としての責任を果たしていく。

第2点は、固定資産税等の返還について、町の見解は、現在までの固定資産税評価基準は適法と判断しており、過去にさかのぼって返還することはできないと回答しております。請願者との意見は平行線であります。この判断は議会ですることは困難であり、今後もこの件で争うのであれば、司法の場で結論を出していただきたい。

以上、2点によって請願を不採択とすることに賛成いたします。

○議長（瀬石 公夫議員） それでは原案に賛成の発言を許します。國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 請願に賛成の立場から討論に参加します。

各筆の宅地の比準割合は、国の固定資産評価基準の宅地の比準表に定めている算式によって求めることになっています。その算式は、奥行きにある比準割合掛ける形状による比準割合掛けるその他の比準割合というものです。

形状等による比準割合は、次に掲げる率の範囲においてという文言がありますが、奥行きによる比準割合はそういう文言はないため、全ての宅地を1.0の比準割合にすることはできないので、この表に当てはめて比準割合を出さないといけないはずですが、田布施町では、奥行きを全く計測しておらず、これをしていないので評価基準に違反しています。これは請願書の中でも指摘されております。

先般の総務文教委員会でも、奥行きによる比準割合をなぜしていないかと私が指摘しましたが、これをしていない理由については執行部からきちんとした答弁がありませんでした。もちろん形状等による比準割合も、総務省からは間口や奥行きに係る比準割合を全て1.0とした理由を納税者に説明できないといけなくと言われていますが、結局、直近の平成30年度の評価替えでさえも根拠資料を作成しておらず、その理由を説明できないという答弁でした。したがって、評価の均衡を確保するために所要の補正をしたわけではなく、何の理由もなく間口や奥行きに係る比準割合を1.0としたということで、これも評価基準に違反しています。

この請願は、3月議会から総務文教委員会に付託されましたが、委員会として何も取り組まなかったため、一向に審査が進まないまま今回のこの9月委員会の委員会を迎えました。今回もそういったことから、私は継続審査になるかと思いましたが、突如採択することになり、しかも不採択というから驚いて二の句が継げません。また委員のほとんどが固定資産税のことを特に勉強しようとせず、十分に理解しないままこの判断をしたこと自体、議員としての務めを果たしていないのではないかと思います。

そこで、審査に携わっていない経済厚生委員会の委員に訴えます。委員会に付託した案件に

つきましては、当該委員会で採択されたことを尊重して本議会で議決するのが慣例ですが、さきに述べましたように審査が尽くされないままの突然の採決で、賛成 1、反対 3、棄権 1 という反対多数で否決されたものです。こういう町民から出された請願を審査に携わっていない委員が、反対の根拠を持たないまま反対するのはどうかなと思います。

以前、私が選挙公報を発行する条例の制定を求めた陳情のときには、総務委員会で賛成多数で採択されたものの、本会議では賛成少数で否決されたことがあります。それにならえば、慣例に従わず私の意見が最もだと思えば、賛成多数で採択することもかまわないのではないかと考えています。

これまでに固定資産税について、町の不手際が詰まり、どれだけ町民の怒りを買って、どれだけ他の市町の住民からは、田布施町はどうなっているのかという嘲笑を受けたかもしれません。ここでこの請願を不採択にしたら、チェックすべき議会もこのざまかと町民からは怒りの対象、他の市町の住民からは嘲笑の対象になるのは明らかです。

以上の理由をもって賛成討論を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

最初に、議案第 39 号平成 30 年度田布施町歳入歳出決算の認定についてを採決します。議案第 39 号に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第 39 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 40 号令和元年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第 40 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定についてから議案第 43 号令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定についてまで 3 件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第 41 号から議案第 43 号までの 3 件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「波野（御蔵戸）地

区」)を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号田布施町旅費条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号田布施町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定すること

に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願1号過大徴収した固定資産税等の返還を求める請願を採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり不採択することに賛成の方は起立願います。（「ちょっと、不採択ですね」と呼ぶ者あり）うん。（「ちょっと議長、マイクを使って声を大きくせんにやわからんじゃないか」と呼ぶ者あり）

そしたら、もう一度言います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり不採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立多数です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とされました。

ここで休憩いたします。議員の方は全員協議会を開催しますので、議員控室に移動してください。再開は追って連絡します。

午前9時28分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前9時35分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、35分になりましたので、休憩前の会議を再開します。

-----・-----・-----
日程第15、議案第51号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第15、議案第51号町長等の給料の減額支給に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出しました議案第51号町長等の給料の減額支給に関する条例について御説明いたします。

昨年の5月ごろに、税務課内で相続登記未了に係る誤りがあることが判明いたしました。しかし多くの件数になることが想定され、税務課内で協議し、様式を変更するなど、新たな誤りを発生させないための対策はとったわけでございますが、税務課内の協議で報告を行ったため、約1年程度対応がおくれてしまいました。このことは町民の皆さんに対する信頼を著しく失墜した事態となり深くおわびを申し上げます。

町では、ことし8月1日付で税務課内に調査対策室を設置し、組織体制を整え、現在、相続登記未了の誤り解消に向けた調査と還付の進めていくとともに、次年度課税での適正化

に向けて取り組んでいるところでございます。町としても対応方針が決まり、9月の広報にも詳しくその詳細を掲載させていただきました。解消に向けた取り組みを開始するに際し、町を代表してその責任を明確にするため、町長と副町長の給料を減額することにいたしました。

減額の内容は、私が給料10分の1、6カ月間、副町長が給料10分の1、3カ月間というものでございます。本案を議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 9月、さきに分限懲戒審査委員会の事情聴取について説明がありましたが、議事録に残りませんので、こちらで質問させていただきます。

さきに分限懲戒審査委員会での聞き取りを終わり、税務課長らの懲戒処分を発表しました。処分理由は対応を放置したことによるということでした。相続時での課税ミスの問題を今年の5月に把握しながら当時の上司に報告せず、1年以上対応を放置したことによるということです。そして、今回の町長と副町長にはそういった部下の不祥事の責任をとり、給料の減額を条例で議会の承認を得たいというものですが、果たしてそういったように町が申し出るのが、他の議員は、ほめそやすように日本的な美しさなんだろうかと思っています。

20日の総務委員会の説明時には回答がありませんでしたので、一つ一つ質問をして確かめていきます。

まず、相続登記未了に係る課税ミスについては、税務課長が上司に報告しなかったということで懲戒処分にしましたが、元担当職員からお聞きしたところ真実は違うと教えてくれました。きちんと日付が入っている証言なので、恐らく間違いはないと思われます。

これから言われる答弁は、それが真実だろうと、うそだろうと、きちんと記録され、9月議会の議事録としてホームページにアップされますので、あえてここで質問いたします。

2018年5月7日、当時の副町長、つまり東町長には、税務課長と元資産税係長の2人は、元担当職員が作成した相続時での課税ミスの資料を持って副町長室に報告、相談して行きましたね。課長にまずお聞きしますが、これは事実でしょうか。（発言する者あり）

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） そのような事実はございません。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 元担当職員は、資料を作成してすぐに2人に報告をしたので、そのデータの作成日が報告日で間違いがないと言っています。課長との間にどうしてこのような齟齬が生じるのでしょうか。もう一度聞きますが、本当に副町長室に報告、相談しに行っていないのですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） そのような事実はございません。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） あくまでもしらを切るんですね。

では、次の質問です。

元担当職員は、その後、副町長室から帰ってきた課長から、「東副町長はこの件を報道発表しなくていいし、還付もしなくていいと言っていた」と言われたことを今でもきのうのこのことのようにはっきり覚えていると言っています。課長、これは事実でしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） そのような事実はありません。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） これもしらを切るのでしょうか。

では、当時、副町長だった東町長にお聞きします。

2018年5月7日に税務課長と元資産税係長の2人は、元担当職員が作成した相続時での課税ミスの資料を持って、副町長室に報告、相談に行きましたね。それはいかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど、報告は分限懲戒委員会のほうからされているようでございますが、5月ごろに税務課から課税誤りについて相談があったことはございました。今おっしゃいます5月7日の云々というのは、私も控えておりませんので回答することはできませんけれども、5月ごろ、2件の課税誤りについて報告があったことは覚えておりますので、以前、先日、國本議員からそういうお尋ねがございましたので、担当の係長を呼んで、そういった相談があったかねということを聞きましたけれども、それは覚えておりませんということで、でも私は記憶にございましたので、相談に来たよねということで確認をいたしました。そのときは2件の課税誤りについて、地目認定の誤りとか、そういったものについて私は記憶がございましたので、そういったことですかねということでその職員とは話しました。

後ほど、分限懲戒委員会のほうから、再度國本議員から御質問があったようでございますので、聞き取りをされているようでございますが、私の記憶の範囲内としては、5月ごろ、そういう案件の相談があったというのは覚えておりますが、地目認定の誤りと、もう一件違うものでございましたので、相続登記未了に係るものというのは、私は認識していないというのが事実でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） では、課長に聞きます。先ほど5月7日には行っていないと。今副町長——現町長は、報告、相談があったと、5月ごろということなんです、それは5月ごろというのはいつなのでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 先ほども申し上げましたが、相続登記未了に関しては、副町長の

ほうには相談をいたしておりません。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） どうも私はよくわかりません。また町長にお聞きしますが、課長と係長の2人に、この件を報道しなくていいし還付もしなくていいと言いませんでしたか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 内容を十分知らずにいきなり相談に来て、報道もせんでもええ、還付せんでもええというふうなことは言えるわけありませんし、私に、それだけのいきなり入ってきて、相続登記未了の案件がどういったことかということもわからずに、還付せんでもええというふうなことは言えるわけありませんし、言える立場にないというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） どうも納得できません。これ以上うそを重ねると、ここに何名かの傍聴者が、町民だけでなく報道関係者もみえていますから、見え透いたうそというのはすぐばれます。

それで済めばいいんですが、これが報道されると、またこれまでのように町民の怒りをさらに買うだろうし、また他の市町の住民から嘲笑を受けることになります。いつまでたっても田布施町の恥をさらすようになりますが、それでもいいんでしょうか。私は、これ以上そんな記事を見るのは真つ平御免です。

もう一度、課長と町長それぞれにお聞きします。元担当職員が言った副町長に報告、相談に行ったことや、この件を報道発表しなくていいし還付もしなくていいということはなかったのですね。はっきりお答えください。まず課長のほう、よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 先ほど申し上げましたが、相続登記未了に関することは、副町長には相談いたしておりません。そのほかのことは相談したかもわかりません。今、町長のほうがお話しされたとおりでございます。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） では、町長、済みません、お願いいたします。もう一度。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 何回も申し上げておりますが、そういったことはございません。うそとかそういった言葉を使われるのは非常に心外でございますので、それは私として、國本議員にそのことについては、議会の場でお控え願えたいという気持ちがございます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 税務課長にお聞きします。

処分理由は、相続時での課税ミスの問題を昨年の５月に把握しながら、当時の上司に報告せずというようになっております。元担当職員の話からすると、それは事実と反しますよね。あなたは、今回減給１０％、３カ月という懲戒処分を受けるようになった、実際には報告しているのに今回は給与を減額されることについて、どう思われますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 上司に報告していないので、こうした事態になっております。今反省しております。今後について前に進めていくということでございます。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（３番 國本 悦郎議員） では、次の質問に行きます。

報道資料では、不適切な事務処理が理由で処分したということですが、不適切とは適切でないということですね。間口、奥行き、減額補正を定めず、２０数年間検討中として放置してきたことを、違法ではないが適切でないと町長はしきりに言われています。ということは、２０数年間検討中と放置していたことも適切でない不適切な事務処理ということになりますから、この放置してきた件についても処分がないとおかしいことにはなりません。町長、お聞かせください。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 懲戒処分というのは、地方公務員法に基づいて明らかな事実があるということがございますので、奥行き、間口の件につきましては、従来から、昔から誤った判断できたものでございまして、今の税務課長に直接の原因はないというふうに思っています。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（３番 國本 悦郎議員） ６月議会に私が一般質問で手に入れた内部文書を明らかにしたところ、「それはどこから手に入れたか」と発言し、その後、税務課長と町長も「課税ミスがあった場合には適切に処理します」と、課税ミスがあるのを把握していたのにというような答弁をしました。その件は今回の処分理由に入っていませんが、議場において住民の代表に対して虚偽の答弁をしたことについて、処分はないのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 懲戒処分というのは、事実に基づいて町のするものでございまして、入っていないというのが事実でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（３番 國本 悦郎議員） ６月議会の一般質問のときには、把握しているというようなそういった答弁はありませんでしたね。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） どの案件をおっしゃるのか、言っていないと。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（３番 國本 悦郎議員） 固定資産税の課税ミスの件です。議会が終わって、その後、

東町長のところに面談に行って、「こういった事実はどうか」と言ったら、全員協議会に至ったわけです。ですから6月議会の一般質問の答弁のときには、課税ミスはないかのように、「あった場合には適切に処理します」というふうに言ったと思う。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 相続登記未了の件についてということでしょうか。

○議員（3番 國本 悦郎議員） はい。

○町長（東 浩二君） 確かに國本議員が来られましたし、そのときにお話をいたしました、誤りがあれば還付させてもらうというのは確かに言いましたし、議会でも申し上げていると思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 先ほど言ったとおり、住民の代表に対して虚偽の答弁をしたことについてどうなって、固定資産税の未了の件について知っていながらそれはなかったかのように、適切な処理をいたしますというふうに答弁したと思うんです。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 知っていながらという言葉がちょっと引っかかるんですけども、そのとき、折において私として判断をしてきましたし、知っていながらという発言が私に理解ができないところがございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 一般質問のときに内部文書を出したら、そういったのは出せることがないということで、課長は、それはどこから手に入れたかというふうに。ですから、その時点でここで知っていると思うんです。そういったことを知っていながら課税ミスがあった場合には適切に処理しますというふうに言っている。これについて。（「条例に関係ない質問、やめたってえな」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 私の記憶では、多分宅地の地目ミスによる課税誤りと、もう一件、3件ほど、標準宅地の評定かなんかの関係で2件ほど、全員協議会のほうで報告した課税誤りがございました。

その件について多分答弁していますので、相続登記未了についてその時点で今こんなことを把握していたかと言われても、相続登記未了に関する詳しい報告は受けていませんので、今まで町長が答弁したとおりだというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 別のその質問に移ります。ミスの原因となったこれまでの納税義務者変更届に変え、相続人代表者指定届書には、代表者だけでなく共有者がいる場合には、代表者以外の相続人も書くようになっている。そういった届け出用紙の変更を提案したのは、課長がいみじくもゼロ評価し、課税ミスを見つけた元担当職員ではないのですか。すみません、課長がお答えください。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） すみません。もう一回質問をお願いできますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） ミスの原因となったこれまでの納税義務者変更届に変え、相続人代表者指定届書には、代表者だけでなく共有者がいる場合には、代表者以外の相続人を書くようになっていきます。そういった届け出用紙の変更を提案したのは、課長がいみじくもゼロ評価し、課税ミスを見つけた元担当職員ではないのですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） この協議に参加したのは、計6人おるわけですが、そういった職員が提案したんですけど、私もそのようにするのが適当であるということで、そういったことに同意したものでございます。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） そういった元職員を課長はゼロ評価したんですね。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 評価の件につきましては、ここでお話することではありませんので、発言は控えたいと思います。

以上です。（「話が横にそれちよるじゃ。条例に関する質問をしてくれないといかんよ」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬石 公夫議員） これがみんな減額に関係してくることじゃからね、処分の。だからちょっとは外れても、それは出てくると思いますよ。國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） なぜ、ここでそういったのを答弁できないのでしょうか。それだけのことをしている元職員に、町のためにそういったことをしている町の職員にゼロ評価ですよ。誰が聞いてもおかしいですよ。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） ゼロ評価した理由はございます。ただし、ここでお話することではないので、発言は控えさせていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） では、次の質問に移ります。

課税ミスが発覚するのを恐れて慌てて3月にホームページを更新して、誤った額を葬り去り、素知らぬ顔で今年度から課税ミスをしないように新しく取り組もうとしたことに、私は激しい憤りを感じます。誰からの指示でそうしたのかわかりませんが、こういった納税者の利益に反することを平気でしたことに対して処分はないのでしょうか。わかります、質問。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 全体のちょっと話をさせてもらいますと、相続登記未了というのは、昨年5月に気づくまでは非常によい制度というのが担当者の認識です。ほかの市町に行っても、

こういった中山間といいますか、そういうところはやっぱり長男が田畑を相続するということで、相続をしないで相続する場合に代表者をやってくださいというのがあって、田布施町もそういう流れの中で、それが一番いい制度でうまくいっていたということで、分けるといういろいろ兄弟間の争いとかになってしまうので、それでそういう制度をずっとやっていました。

だから、昨年5月にわかるまでは、違法という認識も全くなくて、来られる人にとってもいいという思いでやっていましたので、制度自体が現在、来年から変えていきますけれども、認識としては、基本的にベース的な認識が職員自体にそういう認識がございましたので、いろいろ協議していく中で、様式を変えて、できるだけそういう対応をしていったということで、その質問の意図がちょっとよくわかりませんが、全体の流れはそういう形で流れています。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 総務省のほうでは、平成26年2月に、こういった課税ミスの誤りがあるから気をつけなさいよという通知を出しています。だけど、この間の全員協議会的时候には、それを承知していなかったというふうに答弁があったと思うんです。

だから、ほかの市町ではそういった誤りがあるということで、今いろんなところがそういったミスを加えて還付金あるいは返還金を払っています。

あれですね、共有名義であるのを1人に取りつければ、30万円という免税点未満の場合には免税になるんですけど、それに加えて徴税しているでしょう。だからそういったことについて、今までであったことはなしにして、これからうまくこういったような届け出用紙を変えることによってやりますよ、それは私はおかしいと思うんです。過去は過去できちんと精査した結果、いけないと思う。そういったことをしなかったことが処分理由になるんじゃないかというふうにさっき質問したわけです。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そういった対応がおくれたということについては、懲戒処分の原因になっております。（「議長、いつまでこれを続けるつもり」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬石 公夫議員） どのぐらいまでありますか。（「だんだんあんた、外れることあるよ」と呼ぶ者あり）

○議員（3番 國本 悦郎議員） まだはっきりしていないことがあります。一般質問では1時間というくくりがあります。この質問でも、そういったように途中で打ち切ってから。

○議長（瀬石 公夫議員） いやいや、そうじゃなく、それは簡潔にやってください、続いて。これも減額に関する話ですから、このここに当てはまる51号に関する話ですから。

○議員（3番 國本 悦郎議員） はい。お願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 簡潔にお願いします。

○議員（3番 國本 悦郎議員） もういいので、次に移らせていただきます。

可もなければ不可もない人事評価には、10と評価すべき第一次評価者が、人事評価制度の本来の目的も知りもしないで課長という立場を利用し、私情を挟んで腹いせに翌年度の勤勉手当に反映するというBシートの一次評価をゼロにしたということは、パワハラといえる行為に

なるんじゃないかという。こういった、「議長、51号から全然から外れちよる」「全然違うことを言いよる」と呼ぶ者あり）これについての処分は何もないのでしょうか。（「51号から外れちよる」「区切りをつけえや」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 評価制度に関しては、一般質問で3人の方から同じような質問があったのでお答えをしておりますけれども、評価自体はCシートの提出ができていないので、できておりません。

ただ、評価というのは人がするもので、言われるようにいろんな考え方がありますが、私もずっと思うんですけど、一次評価者の思いはやっぱりそういう思いがあったということなので、私もずっと思うんですけど、見つけてそのまますぐやっていけば、その時点で成果として上がっていくんですけど、その辺の取り扱いというか、ガバナンスがなかなか不十分だったりという点もあるかと思っておりますけれども、不利益にもなっていないし、評価自体がA、B、Cとあってワンセットで初めて成立するという認識を持っていますので、評価できていないことが全てだというふうに思っています。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） その元職員は、4カ月のほうはゼロでしたですね。残りの8カ月のほうは、これはBシートしか出していないと思うんですが、ゼロでなかったような評価を聞いております。それはどうしてなのか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） だから評価は自分がするものではなくて、人が、他人がするものです。だからその現場を一番見ている人が評価をするわけですから、その評価の中身自体は公表はできませんけれども、おっしゃるとおり途中で8月から勤務で変わっていますので、Bシート自体は2つある、存在するということは事実でございます。中身については差し控えさせていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） ゼロ評価というのは彼だけだったのかなというふうに思っております。ほかにもこういったパワハラじゃないですけど、評価がゼロになった職員が昨年度おるんでしょうか。（「全然違うことだね」「いうことではないよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「休憩休憩」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（瀬石 公夫議員） ちょっと待ってください。このあたりの総合のことを見て、町長のこの6カ月10%が正しいんか、3カ月の10%が正しいんかちゅうのをこの総合的な評価をするようになりますので、國本議員、その辺でちょっと簡潔にひとつよろしく。町長のその給与らの簡単にどうなるかちゅうことですね、ずっとその過程からいって。そういうことで発言を許しますので、簡潔に。

○議員（3番 國本 悦郎議員） はい。仮の場合にゼロ評価というのがあるのかどうか、あるかないかだけをお答えください。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 人事の関係は公表すべきものではなくて、本人の公表が成り立っていますので、公にするものじゃないので、差し控えさせていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） こっちもホームページをいろいろ見ましたら、多治見市では、こういった評価を職員の人事評価を住民に公表しております。私は、ですからPDFで18ページ、それを取り寄せております。

それで、県のほうにも、きのう採点の評価をしているのをありますかというふうに聞きましたら、ちょっと電話では言えませんが、情報公開、そういったのは開示の手続をしたら公表できますというふうに言っております。ですから、あるかないかだけ、それだけをお答えください。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） そのあたりはちょっと詳しくは調べていませんけど、人事の中身については基本的に公表するつもりはございません。現時点ではありませんので、お答えはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。次の質問に、今の関係で。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 一応他の市町ではこういったのを公表しております。ですから田布施だけ、それを明らかにできないという理由はないと思うんですよ。ですから文書でいいですから私のほうにお答えください。

それから、こういった処分が出されたわけなんですけど、それで事足りるということではなく、そういったことを承知しないで唯々諾々とも不正に手を貸した職員も責任は免れないというふうに思います。こういった悪しき前例を踏襲する職員が存在すること自体、職員教育ができていないことのあらわれだと思っています。処分で悪いというんじゃなくて、これまでコンプライアンスや事務処理ミスをした場合の対応について、どういう研修を実施してきたかわかりませんが、それでも足りなかったからこういう事態が起こったのではないかと思います。

こういったような同じ過ちを繰り返さないために、不正に手を貸した非常識な職員に対する徹底再教育は当然のことですが、全職員に対しても、今回の件を踏まえ再教育は必要だとは思いませんか。そこで不正に手を貸した非常識な職員に対しては、要指導職員として徹底再教育する必要があると思います。こういった再教育をする予定でしょうか。（「それこそ、違おうが」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 不正に手を貸したと申しましょうか、その職員は一生懸命やってきたというふうに思います。ただ、報告が課内の協議にとどまっておくれたという点については、懲戒委員会のほうでもいろんな理由は確認をしてきたはずでございますので、懲戒処分の発令を行いますときに3人の職員を呼んで、それについてもよく私のほうから説明をいたしましたし、やっぱり何と申しましょうか、職員も一生懸命やっているという中で、事実こういったこ

とが起こったということでございますので、國本議員がおっしゃるような組織的な見直しも少しは必要かなというふうに思いますので、そういった点については町としても一生懸命やっていきたいと思いますが、やはりこういったことになるのもコミュニケーション不足とかそういったことが一番だろうと思いますので、そういった今ごろの人間関係というのは非常に難しい時代でございますが、私は今、町の代表で仕事をしておりますので、町長として、言われるようなことがないような、教育、研修については一生懸命やっていきたいとそういうふうに思っております。（「休憩休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） あと少し。おかしいと思った職員が進言すれば、ゼロの評価を受ける不当な異動をさせられています。職員等から内部通報や外部通報を受け付ける担当部署がないと、現状を変えることはできません。

先進の自治体では、事務または事業に関する法令違反行為を発見したときに、職員等から内部通報や外部通報を受け付ける担当部署がありますが、田布施町はどこの課が担当でしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 基本的には総務課のほうでやっております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） では、総務課ということなのですが、全職員に対して、その通報窓口があること、こういう場合は通報するように周知していますか。さらに通報を受ける担当職員には、それに必要な研修を受けさせていますか。簡潔にお願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） まだそういった研修というのは、やった記憶が私にはございませんので、今後十分にやっていきたいなというふうに思います。法律で制定されているものでございます。それを町政のほうにどういうふうに持ってくるかというのは、少し研究期間をいただきたいというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 内部通報体制がどのように整備されていくかというのをこっちも注視しておりますので、また報告していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） ほかにどなたか、質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） それでは質問なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第16、議案第52号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第16、議案第52号教育長の任命についてを議題とします。
議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）はい。

○議員（７番 松田規久夫議員） ５１号、質疑はないんですが、反対討論があるんですが、どうしましょうか。５２号、５３号まで全て行ってから反対討論をしましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） これは討論はまた、これは質疑をずっとやって最初は行きますので。

○議員（７番 松田規久夫議員） わかりました。

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、今町長は。（「最初から」と呼ぶ者あり）はい。それではもう一度言います。日程第１６、議案第５２号教育長の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を、東町長。

○町長（東 浩二君） 議案第５２号は、教育長の任命についてでございます。

本案は、尾崎教育長の任期が、本年９月３０日をもって満了することに伴い、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

議案の参考資料にも経歴を載せておりますが、同氏は、平成１９年４月から教育委員会委員として、同時に教育長として活躍されております。人格も高潔で、教育行政に関しすぐれた識見を有し、その業績は極めて高いものがあります。本町の教育長として適任と考えるものでございます。慎重なる御審議を賜り、同意いただきますようお願い申し上げまして提案理由といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。國本議員。

○議員（３番 國本 悦郎議員） 私はこういった場合には、任期がどれだけあるかということ、いつも長過ぎる場合には、教育行政の全体評価、マンネリ化というのを招きますので、今回の場合はどうかというふうに思っております。

彼とは中学校の職員時代から一緒に、陸上の大会なんかでもよくお見かけし、いろんな場で彼とも交流して、これまでいろんな答弁をいただきましたが、それなりにきちんとした答弁をいただいておりますね。それは認めるんです。ですけど、今回は１２年という長きにわたってやっておられますよね。これからまた３年、それでいいのかなというふうに、それだけの人材が田布施町にはいないのか、そういった思いがしております。任期が長いというその点についてはどうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 教育委員さんはどうしても経験が必要な業務でございますが、今回、金長教育委員は５期やっていただいたんですが、２０年ということになります、今回交代をさせていただきます。ですから１回に、こういった教育の現場も非常に厳しい局面でございますので、やはり経験がある方がいるということもございまして、当面教育長は、もう一回お願いをいたしまして、教育長とも話をいたしましたが、任期が長いということは本人もおっしゃっておりましたが、教育の状況は非常に厳しい状況でございますので、もう一回お願いするということをお願いをいたしております。

○議長（瀬石 公夫議員） ほかに何か御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

日程第 17、議案第 53 号

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第 17、議案第 53 号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 議案第 53 号は、教育委員会委員の任命についてでございます。本案は、本年 9 月 30 日をもって教育委員会委員を退任される金長広典氏の後任に、三輪道代氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

三輪さんは、田布施町社会福祉協議会ボランティアコーディネーターや、放課後教室の西の寺小屋のコーディネーターとして活躍されておりまして、現在は田布施中学校、西小学校の学校運営協議会委員として参加されております。

学校及び児童生徒の教育にも精通されており、人格識見にすぐれた方であり、本町の教育委員として適任として提案するものでございます。慎重なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 51 号から議案第 53 号までは、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号から議案第 53 号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第 51 号町長等の給料の減額支給に関する条例の制定について討論はありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）反対討論ですか。賛成ですか。（「反対討論です」と呼ぶ者あり）反対。ほかには何かありませんか。國本議員は。（「反対討論です」と呼ぶ者あり）両方反対。なら先に手を上げられた松田議員、どうぞ。討論を許します。

○議員（7 番 松田規久夫議員） 反対討論をします。

懲罰委員会が開かれ、職員の処分が決まった。組織において管理すべき立場にある町長、副町長の責任も、たとえ以前の自分にかかわりのない出来事であっても問われるだろう。処分の決定は、この時期がよいのか、どの程度がよいのか、判断は難しい。固定資産税に関する請願は先ほど不採択の結論となったが、次の段階があるかもしれない。もう少し様子を見るべきで

はないのか。

責任をとり報酬の減額を議論するなら、6カ月、3カ月の短期の一定期間の処分でなく長期にわたる任期中が望ましい。特別職の議員も高齢化が進んでいる現在、民間企業同様に、また町の職員同様に60歳再雇用で報酬がカットされるようにすべきと思う。年齢の積み重ねによるさらなるカットも必要と思う。

高齢者といえども、体力、知力は若い人に負けない人もいるだろう。個人差がある問題ではあるが、特別職、町議、県議、国会議員も高年齢による社会への恩返しの報酬減額で、ボランティアの要素を取り入れ、地域に役立つ活用は必要性は大きい。お金は幾ら背負っても重くないのでボランティアと割り切りにくい。高齢特別職の減額を議論するのであれば、一時的な減額でなく長期間の減額を望む。そうすれば処分を決める時期を考える必要性はない。高齢議員の報酬カットについても議論を進めねばならないと私は考えている。

以上の理由で反対いたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 私は、以下の理由で反対討論に参加します。

先ほどの質疑のやりとりを見ましたら、税務課長等の不適切な事務処理という理由だけの処分理由に疑義があるように感じてなりません。また、それ以外のことも質疑で述べたような処分理由を追加しなければならないし、処分職員だけでなく、全職員に住民サービスをするのが公務員としての務めであるという再教育も必要かと思っています。

今回のことで一番重い処分を受けるべき職員は、私は当時の副町長であり、現東町長であると思っております。そこで、今回出された部下の不祥事の監督責任をとって給料の減額をするという条例案には反対せざるを得ません。

さきの請願不採択と同様、この議案が採択されると、あすの新聞にどんな大きな見出しが書かれるか、おおよそ見当がつきます。誇れない町、議員も加担という文言が入るのではないかと。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 他にほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に今のですね。議案第51号町長等の給料の減額支給に関する条例の制定についてを採決します。本件に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立多数です。したがって、議案第51号は可決することに決定しました。

これから議案第52号教育長の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第５２号教育長の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立多数です。したがって、議案第５２号は同意することに決定しました。

これから議案第５３号教育委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

最後に、議案第５３号教育委員会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第５３号は同意することに決定しました。

日程第１８．閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第１８、閉会中の継続審査（付託事件）についてを議題とします。

経済厚生委員長より、会議規則第７５条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、陳情第９号国営圃場整備事業に伴う町道栗島線の崩落防止策について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第１９．閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第１９、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。

経済厚生委員長及び総務文教委員長並びに議会広報委員長から、会議規則第７５条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20. 議員派遣について

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、お手元に配付しました議員派遣について
のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすること
に決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、
変更の決定については議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に委任さ
れました。

○議長（瀬石 公夫議員） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和元年第4回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前10時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬石 公夫

署名議員 西本 篤史

署名議員 國本 悦郎